

第九十回国 参議院財政金融委員会會議録第六号

平成二十八年三月二十三日(水曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

三月二十二日

杉

久武君

補欠選任

西田 実仁君

三月二十三日

白

眞勲君

補欠選任

水岡 俊一君

小池 晃君

倉林 明子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大家 敏志君

愛知 治郎君

石田 昌宏君

長峯 誠君

大久保 勉君

西田 実仁君

委員

岡田 直樹君

伊達 忠一君

中川 雅治君

中西 健治君

中西 祐介君

宮沢 洋一君

山谷 一太君

磯崎 哲史君

尾立 源幸君

大塚 耕平君

白 眞勲君

前川 清成君

水岡 俊一君

国務大臣

財務大臣
内閣府特命担当大臣(金融)

麻生 太郎君

岡田 直樹君

副大臣

財務副大臣

森屋 宏君

中西 祐介君

大臣政務官

総務大臣政務官

小野 伸一君

事務局側

常任委員会専門員

遠藤 俊英君

政府参考人

金融庁監督局長

内藤 尚志君

議官

総務大臣官房審議官

時澤 忠君

議官

財務省主計局次長

美並 義人君

議官

財務省主計局次長

茶谷 榮治君

議官

財務省主計局次長

佐藤 慎一君

議官

財務省主計局次長

佐川 宣寿君

議官

財務省主計局次長

迫田 英典君

議官

財務省主計局次長

門間 大吉君

議官

財務省主計局次長

星野 次彦君

議官

財務省主計局次長

若井 英二君

議官

財務省主計局次長

諸岡 秀行君

参考人

株式会社日本政策金融公庫代表取締役
細川 興一君

株式会社国際協力銀行代表取締役
渡辺 博史君

日本銀行総裁
黒田 東彦君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件
○政府参考人の出席要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件

○平成二十八年年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成二十八年年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成二十八年年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

(内閣府所管(金融庁)、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大家敏志君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、杉久武君が委員を辞任され、その補欠として西田実仁君が選任されました。

○委員長(大家敏志君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

竹谷とし子君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○委員長(大家敏志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○委員長(大家敏志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大家敏志君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁監督局長遠藤俊英君外五名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○委員長(大家敏志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大家敏志君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に参考人として株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁細川興一君及び株式会社国際協力銀行代表取締役総裁渡辺博史君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○委員長(大家敏志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大家敏志君) 去る十六日、予算委員会から、三月二十三日の一日間、平成二十八年年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

審査を委嘱されました予算について政府から説明を聴取いたします。麻生財務大臣兼内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) 平成二十八年年度一般会計歳入予算並びに財務省所管一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明をさせていただきます。まず、一般会計歳入予算額は九十六兆七千二百十八億円余となっております。

この内訳について申し上げますと、租税及び印紙収入は五十七兆六千四百億円、その他収入は四兆六千八百五十八億円余、公債金は三十四兆四千三百二十億円となっております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は二十五兆七千五百七十三億円余となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、国債費は二十三兆六千六百二十一億円余、復興事業費等の東日本大震災復興特別会計への繰入れは五千七百二十七億円、予備費は三千五百億円となっております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算について申し上げます。

国債整理基金特別会計におきましては、歳入歳出いずれも二百一兆五千三百九十九億円余となっております。

このほか、地震再保険等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算について申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫の国民一般向け業務におきましては、収入一千七百十六億円余、支出一千六十八億円余となっております。

このほか、同公庫の農林水産業者向け業務等の各業務及び株式会社国際協力銀行の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概

要を御説明申し上げた次第であります。

なお、時間の関係もありまして、既に配付をいたしております印刷物をもちまして詳しい説明に代えさせていただきますので、記録にとどめてくださるようよろしくお願い申し上げます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。引き続きまして、平成二十八年年度における内閣府所管金融庁の歳出予算について御説明申し上げます。

金融庁の平成二十八年年度における歳出予算額は二百四十億円余となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、金融庁の一般行政に必要な経費として二百十五億円余、金融市場の整備推進に必要な経費として十一億円余、国際会議等に必要な経費として四億円余となっております。

以上、内閣府所管金融庁の歳出予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(大家敏志君) 以上で説明の聴取は終わりました。

なお、財務省関係の予算の説明については、お手元に配付しております詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大家敏志君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本一太君 自民党の山本一太でございます。今日は質問時間二十分ということだったので、特許庁の方にも来ていただいています。全部ちよつと質問が行かなかつたら、まず最初におわびをしておきたいと思っています。

麻生大臣、ちよつと質問通告をしていないので、もうできる範囲で結構ですし、コメントを控えるというならそれでも結構なんです。是非大臣の御感想をお聞きしたいことがあります。

昨日、政府の国際金融経済分析会合、三回目だったと思いますが、官邸で行われたということで、ニュース報道を見たら麻生大臣のお顔もあつたんですけれども、そこに来られたクルーグマン・プリンストン大学名誉教授が来年度の消費増税は見送るべきであるというふうにおっしゃって、なおかつ安倍政権の打ち出した三本の矢についても、最初の矢、金融政策に頼り過ぎているのではないかと、むしろここ数年間は財政支出を余り気にせず、財政に重きを置くべきだというふうにおっしゃっていますけれども、これについて財務大臣はどんなふうにお感じになつておられるでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回の会議は、少なくとも、この五月に行われますサミットにおいて安倍総理が議長をされますので、その立場上、国際経済、金融等々について知識を得たいという趣旨でこれが開催をされておると存じております。

これまで三人の外国の方、一人の日本人の方が挨拶というか講演というか、短い説明等々、意見交換が結構なされたと思いますが、私どもの立場として、海外の学者の方々の意見に対しては、コメントすることはありません。私どもとしては、基本的にはその内容につきまして対外秘ということになっておりますので、今の内容、少し違うと思いますけれども、新聞に書いてある内容との別の本当の内容はかなり違うのは毎度のことで別に驚くことはありませんので、私どもとしては、あの内容と今の外に出て話と少々違うかなという感じがしないでもありませんけど、いずれにしても、私どもの基本的立場は今申し上げたとおりであります。

○山本一太君 ありがとうございます。もう一つ、ちよつと経済について、これも通告はしていないんですけど、大臣が過去にこの問題

についても言及をされているのでお聞きしたいと思うんですが、私は、もちろんアベノミクス、実績上がつているというふうには思っていますが、昨今、大臣もあらゆる情報を集めておられると思うんですけれども、エコノミスト、ファイナンシャル・タイムズ、ワシントン・ポスト等々で、アベノミクス、特に日銀のマイナス金利について少し厳しい見方も出ていると思うんですね。

こういういろんなメディアの記者の方々が発信をすることについて、私もそういう、何というんでしょうか、記事を毎回読むものですから、これはちよつと誤解じゃないかというときはツイッター等々で反論をさせていただいてまして、一つは、まず、政策の効果を評価するのに時期尚早ではないかということ、それから昨日、麻生大臣がこの委員会でもおっしゃっていたように、税収は二十兆円以上増えていると、なおかつ企業の収益は過去最高であると、恐らく欧米等々に比べても日本の経済のファンダメンタルはしっかりしているというふうなことを反論をしているんですが、このマイナス金利についてのそうした見方について、現時点の、これもお答えできる範囲で結構なんです。財務大臣はこのマイナス金利の今の状況をどのように見ているのかということは一言お聞きしたいと思っています。

○国務大臣(麻生太郎君) いずれにしても、このマイナス金利というのは、ちよつと戦前はそんなに詳しく知らないんですけど、少なくとも昭和二十年以降で日本ではインフレが続いておったこともこれであり、金利がマイナスになったということは過去七十一一年間では初めての政策だったと思いますので、それに対していろいろな反応が出てきている、初めてのことでですからみんな面食らつておられる方もいっぱいおられるんだと思います。

少なくとも、今、皆さん方のところの、そうですね、ローンを借りておられる方々、四、五人に聞きましたけれども、ほとんど、四人のうち、聞きましたけど、三人は銀行からローン金利を組み

替えませんかという話をしておられます。それで、それによって、三十年のところが残り二十年あった部分が、三千万のところが二千万というところまで返しているとなると、その人の例でいきますと約数百万円安くなります。悪くないなという話になるんですが、それは決して悪いことじゃないですから。じゃ、銀行はどうするかというと、手数料をもらいますので、その手数料が数十万円入ってくるので、手取りはみんなそれぞれ損はないみたいな話で計算ができていくんだというように、その話を聞いて自分なりにそう考えたんですけれども。

いずれにしても、日銀としてはいろいろなことを考えられた上での結論でしょうし、政策委員の中でもいろいろ意見が分かれたというようなお話でもあります。結果として決断をされた以上、私どもとしては、今まだ決まってる段階で、今すぐどうのこうのと言ってその反応を述べているのはいかにも短絡的過ぎるので、この種の話は少々時間掛けた結果どうなってくるかという、時間を掛ける必要があるかと存じております。

○山本一太君　ありがとうございます。

それでは、通告をさせていただいた質問に移りたいと思いますが、昨日、大変大きな事件がありました。ベルギーのブリュッセルで連続爆破テロ事件が起こって、三十人以上の方が亡くなったと報道されています。二百三十人以上が亡くなった。さらには日本人が二人けがをされているという情報も今日テレビの朝のニュースで流れていたわけなんですけれども、これを見て、全く人ごとではないというふうに思いました。

特に、昨日、日本時間の夕方にこの事件が起こった後、アメリカのデンバー空港だったと思いますけれども、不審物が見付かって、一旦何か乗客が避難するような騒ぎもあって、調べた結果これは爆発物ではなかったということなんですけれども。この事件についてはISが犯行声明を出している。これは日本もISの標的の一つになっている。

いて、日本人は何か喉元過ぎればみないところがあるんですけれども、テロの脅威は、これはもう安倍内閣を挙げてしっかりと対応していかなければいけない問題だと思っております。

そこで、テロリストを水際で入国させない、あるいは爆発物とか武器とかをしつかり水際で止めるといふこととていうと、税関、入管の役割というのは極めて重要だと思いますし、税関、入管が警察ともしっかり協力をしていくというのはこれは急務だと思います。

私、内閣府特命担当大臣辞めた後に、実は、少し前のこの財金委員会でも麻生大臣に御質問しましたけれども、東京税関を視察をして、少ない人数で税関の職員の人たちが本場に一生懸命頑張っているという姿に結構感銘を受けてまして、自民党もいろいろ政策のスペシャリストの集団がいて族議員とか呼ばれて、商工族とか農林族とか金融族とかいるんですけれども、私は数少ない税関族だと思っている。一票にもならないんですけど、もう一回言いますが、一票にもならないんですけど、やつぱりこういう地味でも大事な仕事をしている人たちをしつかりサポートしなければいけないという思いを強くしております。

簡潔でいいんですけど、まず最初にこの税関業務についての大臣の御認識を伺いたいと思います。

○国務大臣（麻生太郎君）　まずは、この国においていろいろなおもてなしとかいう言葉がはやっていっているんですけど、最大のおもてなしは治安かなと、私自身はそう思っています。

外国から来た人で例外なく、日本についてサービスがいいとか何とかという話の場合に、何を言っても、忘れ物は届く、タクシードの中に置いてきたハンドバッグが届いた、紹介されて行ったレストランで財布ごと丸ごと忘れて、どこかに連れていかれて、気が付いてレストランに電話したら閉まっていた、えらいことになったと思ってホテルに帰ったら、ホテルの紹介の方ですからといってホテルにハンドバッグが届いていた。フランス

人でしたけど、フランスの国籍をやめて日本の国籍に変えたいので是非取り方を教えてもらいたいと真面目に大使館に現れた人が連れてこられたので、もうしばらくしてから考えた方がいいと、そんな単純な話じゃないからといって帰しましたけど、真面目な偉い方だったので、正直驚くほど。それが日本の持っている最大の、治安の良さというものが最大の強みだとなんだという例をそのフランス人から教えてもらったんですけれども。

いずれにいたしましても、日本の場合は、昨年だけで一千九百七十三万人の観光客が一挙に増えております結果、少なくとも、ついこの間まで八百万前後だったんですから、それが二倍近くに一挙に三年以内で増えておりますし、今年自体もう既に、一二月だけ見ましても、去年に比べまして対前年同期比で一二月だけで四三%、対前年比です、対前年比で四三%増えておりますから、そういう意味では、私どもとしてはこれはもう極めて深刻な事態になっております。

何となく我々は成田とか羽田とかしか目に付かないところでしょうけれども、少なくとも地方空港にチャーター便で降りてくる数がめちゃくちゃ増えていきます。皆さん方の御地元でそういう飛行場をお持ちのところはお分りでしょうけれども。例えば、福岡だったらみんな板付に目が付きますが、隣の佐賀空港に、板付いっぱいだから佐賀に降りる。佐賀に税関とか、そういう前提で造っていませんから、チャーター便が来たときには税関をどうするか、CIQ全部そちに移動させないかぬというような話で、とてもじゃないけど人手が回っておらぬというのが実態でありますから、そういったものを考えますと、いわゆる輸出入はもちろんのことですけれども、税関を含めて人の出入り、テロを含めて、こういったものは極めて重要だと思って、この重要性は、テロに限らず、現実的にその他の通常の業務で極めて厳しい状況になりつつあると思っておりますので、私どもはこれを増員させるといふ形で、昨年、今年と

その対応をさせていただきつつあるところであります。

○山本一太君　ありがとうございます。

少し細かいこともお聞きしようと思ったんですけれども、時間がないので麻生大臣にお願いしたいと思うんですが、検査機器、ちよつと少し調べてみたんですけど、例の不正薬物・爆発物探知装置、TDSとか、エックス線検査装置とか、埠頭の監視カメラも監視船も全部そうだと思うんですけれども、これ相当増やしていると思うんですが、ここは是非予算を付けていただいて、特に、技術は日進月歩なので、例えばこのTDSも、今までよりも少ない出力で画像をはっきり見える技術とかいろいろありますし、この多分エックス線検査装置も古いところから替えているんだと思いますが、こういうことを是非やっていただきたいと思うんですね。

昨今は、覚醒剤を何か液体に混ぜるというそういう手口もあつたりして、去年、たしかメキシコからのテキメラに覚醒剤を混ぜて密輸入しようとした人がいて、これも、あれですか、このTDSが発見して取り押さえたということを知っているんですけれども、是非、人員も予算も、二十八年度予算案、拝見させていただいて、増えているんですが、これはもう、伊勢志摩サミットもありますし、一九年にはラグビーの世界大会もありますし、二〇年には東京オリンピック・パラリンピックもあるので、是非、税関の水際対策には、大臣、力を入れていただきたいと思っています。

また、あともう四分ぐらいはいいので一氣に次の質問へ行きたいと思うんですが、細かいことは抜きにして、今日は遠藤局長も参考人に来ていただいているのでお聞きしたいと思うんですが、一か月前ぐらいの自民党の知財戦略調査会の産業活性化小委員会というところに高崎さんという社長を呼びました。名前からして高崎の人かと思うたら違つたんですけど、この高崎さんという人がエンジニア株式会社というのをやっていて、ネジザウルスというペンチみたいなやつを開発して、

これはもういかにも日本のたくみという感じで私は非常にこれお気に入りなんですけど、外せないねじも外せるネジザウルスが結構商品として大ヒットしたんです。

その高崎社長が言っていたのは、いやいや、中小企業だって実は、ベンチャーをやるとかイノベーションをやるのに、マーケティングの力はありますと、それから、実は広報戦略もネットを使えばできますと、デザインだって自分たちでできますと。一番やっぱりボトルネックは知財戦略であると。例えば、でっかい企業だったらR&DとDやっていると知財部が多分連携してやっているんだけど、中小企業は分らないと、弁理士に聞いても分らないと、高崎社長が一生懸命自分で勉強して資格を取ったら分かってきたと。やっぱり、中小企業が一番頼りにしているのは、日頃から付き合っている金融機関なんですよ。何でネジザウルスがうまくいったのか。やっぱり、金融機関に知財を管理する資格を持った、三級かな、人がいたということ、例えば、もちろん、今日特許庁にお話を聞く暇がなくて本当申し訳ないんだけど、特許庁、経産省に任せるだけじゃなくて、金融機関をもっと、何とこういふふうか、金融庁が指導して、もうちょっとこういう専門家を、例えば、命令することもできないと思うんですけど、せめてこういう人を持ったらいいことあるんじゃないのと、こういう奨励をもっとやったらどうかと思うんですけど、遠藤局長、いかがでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) 金融庁は、今、山本先生がおっしゃいましたように、金融機関が担保、保証に依存するような融資姿勢、これを改めてほしいということを言い込んでおります。取引先企業の事業内容あるいは成長可能性を適切に評価して、融資、本業支援等に取り組むことが重要と考えております。

この中小企業の事業性、これを評価するに当たっては、不動産担保の不動産の評価ではなくて、経営者の質でありますとか技術力とか販売力と

か、あるいはそういった将来の稼働力、そういった目に見えない経営資源、強みというものを、あるいは企業風土、こういうものを考慮することが必要だということを言っております。知的財産は、こうした重要な経営資源あるいは企業の強みの一つとして、これを生かすような経営が行われることが非常に重要だと思っております。

ですから、この知的財産を金融機関の事業性評価を行う上で非常に重要なものとして、金融機関がその企業を見るときに知的財産をいかに評価するかということの一つのキーワードだと思っております。委員がおっしゃる通りに、自分たちの銀行の中にそういった知的財産を評価できる人間、ある資格を取った人間を養う、あるいはそれが直ちに間に合わない場合は外部の専門家と協力してこういったことを行うということが非常に重要だということに思っております。

○山本一太君 もう時間なので、最後に三十秒。遠藤さんと、今から三十年近く前に一緒に万座温泉にスキーに行つて、露天風呂で二人でいろいろ熱く語り合つたんですけど、まさかこういう形で遠藤さんと再会できると思いませんでした。

もうしゃくし定規じゃなくて、もうちょっと、遠藤さん、やつてください、せっかくこの高崎さんが成功したんだから。是非、これは中小企業庁に任せるんじゃないかと、金融庁もやっぱりその地域のベンチャーを応援できることがあるなら是非しっかりとやっていただくことを麻生大臣にもお願いして、大体びつたり五十五分に終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○大塚耕平君 民主党・新緑風会の大家でござい

今、山本さんが昨日の官邸での御議論の話を聞いておられたのでちょっと私もお伺いしたいんですけれども、今大臣は、マイナス金利の影響というのとはそんなにすぐには見極められないというふうにおっしゃったんですが、昨日かおとといの新聞記事で、石原大臣が、三か月ぐらいで大体効果

を見極めたい、ないしは見極めるべきだという趣旨のことをおっしゃったと、私も報道で読んだだけなんです。

そうすると、麻生大臣はどのぐらいの期間を取りあえず見てみたいというふうにお考えになっておられますか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、私どもは基本的に中期的に見守っていく必要があると最初から申し上げておりますので、じゃ、中期的は二か月か六か月か八か月かとか聞かれるとちょっとなかなか答えのしようがないんですけど、ある程度時間が必要だとは思っておりますので、それが三か月ぐらいで出るかなという感じは正直しないわけではございません。もう少し時間が掛かるような気がいたします。

○大塚耕平君 私もちよつと、石原さんがなぜ三か月ということをおっしゃったのか意味不明だなと思つて報道を読んだんですが、麻生大臣がおっしゃる通りに、もうちよつと時間掛かるような気がしますが、ただ、この政策は、時間がたつてその効果が、あつ、こういうことだったのかとはた

と気が付いたときには、実はそれこそマイナスの影響も抜き差しならないところに行つてしまう可能性のある政策であり、そういう展開になりつつあるなと思つていらっしゃるんですけれども、経営者でもあられた大臣にちよつとお伺いをしたいんですが、やっぱり世の中の摂理として、お金を借りたら何がしか利息を払うというのは、これは当たり前前の現象ですよ。

○国務大臣(麻生太郎君) ユダヤ人は別にして、ユダヤの世界では金利は付かないという、例の何とかの商人というの、あれは金利を取る取らないでもめたわけですから。金利を取らないという世界がアラブの世界とかあの世界にはありますので、そういったところを除きますと、アラブ、ユダヤとかその辺のところを例外にしますと、普通、借りた金は返す、そのときは何がしかの金利が付くというのは常識だと思います。

○大塚耕平君 確かに、イスラム金利というのは

マイナスもあるんですが、あれはだから、金利という形では貸した方がプロフィットを得ないんですけれども、違う形で事実上プロフィットを得て、やっぱりお金を借りた人は何がしかのお札をするということになつているので、事実上、金利はあると思うんですね。

だから、マイナス金利とデフレの関係を、今日は日銀総裁来ておられないので、むしろ客観的に少し議論をさせていただきたいと思うんですが、マイナス金利とデフレの関係について、どうも最近の日銀総裁の答弁を聞いてみると、その意識が希薄になつていいるなと思ひながら私拝聴しているんですよ。つまり、二%の物価目標を実現するために、ここまでやつても効果が出ない、ここまでやつても効果が出ない、だから次はマイナスだと、こうなつちやつていられるんですけども。

これ、もう山本さんに触発されてちよつとこの質問をさせていただいているので、何も通告はありませんのでフランクに議論させていただければと思うんですが、実質金利というのは、概念上、名目金利から物価上昇率を引いたものという理解で大臣もよろしいですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的にはそうだと思います。

○大塚耕平君 名目金利をマイナスにすると、あるいはゼロにすると、これ物価がプラスだと実質金利もマイナスになつちやうんですよ、これも単純な計算式ですから。

だから、さつき大臣もおっしゃったように、普通、お金を借りたら何がしかの金利を払つたりお札をするのが当たり前だというふうを考えて、これが要するに経済の摂理、人間社会の摂理だとすると、結局、実質金利がプラスになるためには名目金利をゼロとかマイナスにすると、計算式上、物価はどういうことになりますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 一概には言えないんだと思いますが、マイナスの影響の方が強くなり得る可能性が高いと思います。

○大塚耕平君 これは委員の皆さんも計算式想像

していただければお分かりいただけると思うんですが、実質金利イコール名目金利マイナス物価上昇率ですから、その実質金利が、つまり、いかなる形であつたとしてもお金を借りた人は何がしかの負担をするものだ、というこの摂理が正しければ、名目金利をゼロとかマイナスにすると、結局、物価上昇率はマイナスになっちゃうんですよ。

だから、マイナス金利だけじゃなくて、超低金利政策というのが、これがデフレの結果なのか、デフレを中長期的に招いている、ないしは、今もこれだけマネタリーベースを増やしながらかなか物価が上昇しないというのは、その下押し圧力が掛かっているわけですね。だから、そういうメカニズムが働いているんじゃないかということを私自身はこの委員会では十年前から申し上げているんですが、最近、経済学者の中でもそういうことをおっしゃる人が出始めています、そういうことに対する日銀総裁としての洞察力というのがちょっと希薄だと思つて私はずっと拝聴して

いて。繰り返しますけれども、とにかく二年間で実現すると言つてもう三年三か月で、相変わらずゴールが任期中も今見えない、事実上見えない状態なんです。だからやむを得ずマイナス金利に突っ込んだんですけれども、これは、財務大臣としても安倍政権としても、日銀総裁に、もちろん金融政策を決めるのは日銀ですけれども、今申し上げているような構造的な現象なども勘案すると、もう少し冷静に、あるいは深く考えて政策の在り方について再検討されたらどうかというふうな御提案ないしは意見をおっしゃらないと、結局、安倍政権のために善かれと思つて彼らはやっているわけですが、それを足を引く張るということになりかねない局面に來ていると私は思うんですが、麻生大臣の御意見なり御所感をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、日本銀行が少なくとも審議委員の中でも意見が分かれるほどいろいろ激論を聞かれた結果、最終的にこれの方

法というのを採用されたんだと思つておりますので、先ほど言われましたように、少々時間を見てその答えを見ていかないかぬところだと思つておりますのが一点。

もう一点は、今言われましたように、私どもは金融政策について日本銀行に対して介入するということは基本的にはいたしませんので、私どもは、この流れを見ながら雑談の中でいろんな話をしていくという形が最も上品なやり方だろうと思つて

いるんですけれども。いずれにしても、今、日本にとってデフレからの脱却というのが一番大きな目的でありまして、少なくとも、この二十年間、失われた何十年とかよく言われますけれども、何が失われていたかといえればこれははっきりして、デフレ不況対策。デフレというのは七十年間やっていたことがありま

せんので、正確に言えば戦後やっていたことがありま

せんので、敗戦この方インフレ経済の下でや

った人たちは、デフレをやったことがなければ当然のこととしてデフレ対策が分かるはずがないということ、結果として、デフレが、やった経験は一九三〇年代にやっておりますので、その三〇年の

景気とかいうのはいま一つ伸びていく力がないという感じで、その意味では、財政出動という話はそれなりに決して間違つてゐるわけではありませ

んし、需要をつくるというのが民間の中でできないのであれば、それはそういう方向で政府もやるという姿勢をきっちり示していくという必要があるのかという感じがしないでもありませんけれども。いずれにいたしましても、金融政策だけで物価

がきちんとできると思へませんので、私どもとしては、いろんな意味で双方手を取り合つてやっ

ていかないかぬところだとは思ひますけれども、少なくとも、今言われましたように、いろんな御意見が多いということを、黒田さんの耳に届いて

いないとは思ひますけれども、そういう御意見があつたというふうな話をするということは結構大事な

ことかなと思ひます。ただ、これは、重ねて言ひますけれども、日銀の独立性というのは、御自分で日銀におられたか

らよくお分かりと思ひますけれども、これは物すごく難しいところなんです、民主党のときには日本銀行と大蔵大臣が会われたこともほとんどないぐ

どく難しいところなんです、民主党のときには日本銀行と大蔵大臣が会われたこともほとんどないぐ

どく難しいところなんです、民主党のときには日本銀行と大蔵大臣が会われたこともほとんどないぐ

どく難しいところなんです、民主党のときには日本銀行と大蔵大臣が会われたこともほとんどないぐ

どく難しいところなんです、民主党のときには日本銀行と大蔵大臣が会われたこともほとんどないぐ

どく難しいところなんです、民主党のときには日本銀行と大蔵大臣が会われたこともほとんどないぐ

するお答えは差し控えていただきます。

○大塚耕平君 ということも含めて、独立性を阻害するということではなくて、そろそろちよつとちゃんと御意見はおっしゃられた方がいいと思います。そういう局面に来ていると思います。

さつき大臣御自身がおっしゃったように、総裁もずっと言っておられますが、原油価格が予想より下がったということを随分抗弁の理由にしておられるんですけども、原油価格除くベースのインフレ率ははじいておられますが、完全にははじき切れずに、原油価格が原燃料費になつてほかのものにかなり影響していますから、ベースが確かに下がっている面があります。だとすれば、当初予想していたよりも原油価格が相当下がったということであるならば、その影響を完全に除去できないコアインフレ率をベンチマークにして政策をやっているわけですから、二％という目標そのものがもう高過ぎるんですよ、実は。

それを下げるということも含めて、余りいじじいにならずに少し弾力的に考えたらどうですかというのをやはりアドバイスされるのが官邸での公式、非公式の御議論の意味だと思ふんですが、これは多分何かお答えいただこうと思つても、同じ答弁ですか、同じ答弁ならもう聞きませんけど、もし御発言があれば。

○国務大臣(麻生太郎君) 少なくとも、二％の物価目標というのを設定されたということは、これは御存じのように、二〇〇八年のあのリーマン・ショックのときに、少なくとも日本はIMFに当時の金で約十兆円、一千億ドルの金を融資をするというときに、もうあの頃いたのはみんないなくなつたので、残っているのはメルケルぐらいだと思ひますが、残っている人に向かって約束しよう。為替の通貨安競争はしない、関税障壁を引き上げることはしない、ブロック経済をやらない、この三つだ。なぜなら、この三つがもとで第二次世界大戦に突入したんだから、担当者だから知っているだろうと。だから当然のこと、ドイツも日本もそのときどういふことになつたんだ

と、俺たち被害者だったんだから、あのとき、忘れないでもらいたい。みんな黙つてうなづいていましたよ。約束だ。それで十兆出した。

きちゃんと守りましたよ、日本は。しかし、ほかの国はどうしたかといえば、通貨を大量に出すという裏口入学をやつて、結果として通貨下げた、為替を。日本はそういつたことをしませんでしたから、金融はそのまま固定してありましたから、きちんとして守りました、額を。ほとんど増やしていませんから。結果として、円はすごく高いことになつた。インフレのときはともかく、デフレのときははとも合わない政策だつたと、私そう思いますよ。

だから、日銀も政策を間違えた、財務省も、皆デフレをやつたことないから、政策間違えたことはつきりしていますよと、ここからスタートしないと話にならぬと、私はそう思っていますので。私ももととしては、デフレというものの対策を考えると、今回の日本銀行のやられた金融の緩和というものにつきましては、これはデフレマインドの払拭につながっていくという意味では、私は、これはかなり固定化したデフレマインド、二十年近く続いたものがかなり払拭していったという意味においては大きかつたんだと、意味がありますけれども。

私は、少なくとも今物価目標というものを上げるといふのを仮に取り下げたということになつたら、今度はどんな影響が出るかなと。やっぱりデフレとか、いろんなことを言われかねぬと思ひますので、私どもは、金融政策の具体的な手法というものに関しては、これはもう日本銀行に任せるといふことになるんだと思ひますけれども。

いずれにいたしましても、今後、物価目標というものに関しては、これはヨーロッパもついに、昨日のクルーグマンが、ヨーロッパもデフレ、ドイツインフレ、いろんな表現していましたが、そういうふうな形になつてきているんだということになつて、日本が何で最初にあの一九九〇年以降デフレに入つたかがいまだ俺には理解ができ

ないと。世界中で分かつていないんだと思うが、こういうふうなことになるんではないかと思ひます。あの頃、俺たちはみんな日本のことをわあわあ言つたけれども、結果として日本の政策はあれが正しかつたんだと、今になってみれば、あれしかほかになつたんだということは、俺も、物に書いてあると、確かに書いてあるので、日本の政策をあの頃批判したけど俺が間違ひだつたという話を今度、京都でもしていますから、昨日はしませんでしたけれども。そういう話は自分で認めていますので。

そういう意味では、大塚先生、これは、今の話ですけれども、目標を簡単に引き下げるという話になりますと、これはちよつとかなかなか別のハレーションが起きてくる可能性がありますので、ちよつとこれはそのことに関して説明なり、私は発言は差し控えていただきたいと思います。

○大塚耕平君 麻生大臣が総理であつたときのリーマン・ショックへの対応、そのときの国際会議での御主張、特に過去を振り返つての御主張は、御見識のある御主張だと思ひます。

しかし、結果として、今は残念ながら麻生さんは総理ではなくて財務大臣なので、安倍総理の下では日銀の行つた政策、もちろん政策目的はあるんですけども、リーマン・ショックのときに麻生総理が主張した、為替の通貨安競争はやめよう、それは過去に学んだ経緯があるじゃないかとおっしゃつたそのことは、言わばこの三年間は、まあ忘れ去られたとは言いませんけれども、結果としてそれを懸念させるような現象にはつながつちやうていますよね、現にすく円安になつてい

るんですから。それが続いたことによつて、予算委員会でもここでも取り上げましたけれども、ドルベースでは我が国の国富が相当失われている。だから、一人当たりのGDPも世界の下の方に下がつてきやつた。

こういう副作用も出ています中で、これ以上は申し上げませんけれども、私は、もう日銀は総裁、副総裁とも残り任期が二年を切つて、何しろ自分

たちの任期の最終年度でも二％を達成できない。数字のマジックはこの間ここで申し上げましたけれども、審議委員会全体の中間見通しが二〇一七年の通年で一・八％なのに、二〇一七年前半に二％に達するという、こんな論理矛盾を言うのは中央銀行としては極めて珍しいぐらいに結構追い詰められていきますので、だから、先ほどのマネタリー

ベースや日銀の総資産の対GDP比も含め、何がしか率直な意見交換をされた方が結果として、別に僕はアベノミクスが成功すればいいとかそういう次元で申し上げているんじゃないかと、日本経済全体のためにはそろそろ政府として中央銀行に、圧力ではなくて、もう少し冷静になれよという御意見をおっしゃつてもいい時期だと思ひますので、そのことだけ、山本さんに触発されてちよつと時間を消費してしまいましたが、申し上げたいと思ひます。

その上で、日銀は今マイナス金利政策をやっているんですけども、そうすると、例えば来年度予算の国債費計上の前提となつては金利水準は何％でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 国債の利払い費の積算に用いる金利という話なんだと思ひますが、これは将来の金利動向を正確に見通すというのは極めて難しい話なので、国債の利払いの財源というのは、これはもう我々は常に、万が一にも不足だけは駄目ということで、十分な予算計上を行うという考え方に基づいて設定をさせていただく、これは毎回のことです。

具体的には、過去の一定期間の平均金利、二十八年度予算では〇・五％、直近三年間の平均です。これに金利が過去に急上昇したときの例、これはプラスの一・一％上昇したのが平成十五年のVARショックのときです。あのときが一・一％でありましたので、平成十年、平成十五年と、こういったものを参考に決定いたしましたので、平成二十八年度は〇・五プラス一・一で一・六％ということにさせていただいております。

○大塚耕平君 中央銀行がマイナス金利政策をや

り、現実に新発債を発行したときに、政府もマイナス金利状態を享受して、何だか発行したら市場から利益を受け取っているみたいな現象が起きている中で、予算積算のための金利が一・六%なんです。おまけに潜在成長率は一・五ですからね。潜在成長率より高い金利を予測しているというのは、これは経済学的に言うところのゴールデンルールの逆で、これは経済が破綻するプロセスを想定しているということと一緒なんです。

だから、私は、ちょっと今回の予算、ここに至る数年間もそうなんですけれども、予算の積算金利が高過ぎると思いますが、修正するお考えはないですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、繰り返しになりますけど、この計上に当たりまして、私どもは常に、何か起きたときに不足するというだけでは断固避けねばならぬと思っておりますので、こういったことは、私どもとしては常に、利払い費の財源というものがありませんから払えないみたいな話だけではなく、私どもとしては、保守的な金利設定と言われる御意見なのかもしれないんですけど、これを今直ちに変えねばならぬと思っておりますし、不適切ということにも当たらないと思っております。

○大塚耕平君 それでは、同様に、財投特会の資金運用収入の前提となっている金利水準は何%でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 財政投融資特別会計、財投特会という、この資金の運用収入ということなんですけど、これは財投機関から受ける利息収入なんですけど、この貸付金利は貸付機関を通じて国債の利回りというのを、利回りって流通利回りです。流通利回りを基準として毎月設定をさせていたというんですが、平成二十八年年度におけます資金運用収入につきましては、過去の貸付けについて実際に貸し付けた金利による利息収入と新規貸付けについて国債の積算金利を踏まえた貸付金利による利息収入ということに計上させていただいておるんですが、貸付機関において異なり

ますが、平成二十八年年度における十年物の積算金利は一・六%ということで、先ほど申し上げたとおりでありますので、十年満期一括償還の貸付金利は同様に一・六%ということで積算をいたしております。

○大塚耕平君 政府として、調達金利の積算前提と財投機関の運用収入の積算金利が一緒というのは、これ論理的におかしいと思いませんか。調達の方が低くないと赤字出ちゃいますよね。

○国務大臣(麻生太郎君) 今の意味で特に今おかしいという感じは正直いたしておりますけれども、

○大塚耕平君 今日は、ここでもうこのことを申し上げても、分かったと、じゃ金利水準変更して予算組み直すとはおっしゃってくだらないと思うので、問題意識だけお伝えしておきますけれども。

同時に、今日、財投機関、財投特会の各目明細こちらにあるんですけれども、財投特会の各目明細よりは収入支出予定額各目明細ですね、沖振開発公庫、日本政策金融公庫、国際協力銀行等の明細があるんですが、これらの機関の二十八年年度歳入の前提となっている金利水準はそれぞれ何%でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) お尋ねの各政府機関においては、それぞれ政策目的において様々な条件とか満期などによって多くの融資事業を行っているのは御存じのとおりなんですけど、いわゆる歳入予算における受取利子の見積りに当たっては、実際に貸し付けた金利の利息収入ということ、過去の貸付金につきましては利息収入、それで、新規につきましましてはいわゆる政策目標とか貸付条件とかいろいろ異なっておりますし、満期といった融資事業の性格等々を踏まえて、先ほど申し上げた財投資金に係る積算金利の一・六%を参考にして、融資事業ごとのリスクなどを勘案したリスクを前提といたしておりますほか、外貨建ての融資というのが多いと、そうした方法になじまない場合、国際協力銀行などの場合ですけれども、

過去に行った貸付けの実績を参考とさせていただくなど予算の見積りを適切に行っているものと承知をいたしております。

○大塚耕平君 具体的に聞かせてください。

沖振公庫、政策金融公庫、国際協力銀行及び国際協力機構有償資金協力部門、この四つが各目明細に歳入が計上されておりますので、それぞれの前提となっている金利水準を教えてください。

○国務大臣(麻生太郎君) 各貸付事業の詳細が、これを踏まえた積算方法についてのお尋ねですけど、これは具体的な通告をちよつといただいておりますので、各担当省庁とか関係省庁からお答えさせていただくべきものだと思いますが、それでよろしうございしますか。

○大塚耕平君 何%ですか。ちよつとこれはちゃんとやってください。(発言する者あり)

○委員長(大家敏志君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(大家敏志君) 速記を起こしてください。

では、大臣、もう一度お願いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 予算書等における予算額というのは、個々に見積もられた利子収入の合計でありましたので、予算額全体について前提とした金利水準を一概にお示しするというのは困難なんだろうと思いますので、今申し上げましたように、各貸付事業の詳細とこれを踏まえた積算方法についてのお尋ねということですから、これ具体的なものに申し上げます、これは担当省庁、各関係機関からお聞きいただいた方が正確だと存じますというのを申し上げます。

○大塚耕平君 じゃ、まあ確かに大臣にお伺いするに細かい数字がもしもありませんので、そこまでは細かい数字なら、事務方の皆さん、これ、これまで明確に質問しているわけですから、加重平均して数字出してください。(発言する者あり) ちよつと、これはどうかと思いますよ、私は、さすがに、まあ、読んでいただいたとおりなので、ちよつと御検討ください、それは。(発言する者あり)

○委員長(大家敏志君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をしたいというふうに思います。

○大塚耕平君 いや、本日に、昨日も沖北で島尻大臣に予算書の中身聞いて、公共事業の積算根拠の話、もうこれ当然通告してあるんですけどね、お伺いして、Bパイクについて、じゃ、どういふうに大臣は御覧になっていきますかと言ったら、Bパイクを知らないんですよ。そういうことも含めて、まあ麻生大臣はいろんなことを御存じです。そんなことはないんですよ、ちよつと役所の皆さんも本日に緩みが出ていますという気もしますね。まあ、欠席裁判で恐縮ですが、島尻さんに至ってはBパイクは通告受けていない、これは通告してあるとしましてはいいかと、そういう次の話じゃないですよというふうにはつきり申し上げました。

今日のこの金利水準も、マイナス金利やらの国の財政の行く末を考えると、政府の予算の金利に関わる項目の調達金利の水準と、その歳入に関わる運用金利の水準について議論をしたいから通告しているわけですから、ちよつと事務方の皆さん、しっかりやってください。

ということになると、じゃ、余り聞く気がなくなつたんですが、ちよつと詰めておきますけれども、事務方の皆さん、大臣サポートしてくださいよ。例えば、この財投機関、沖振開発公庫とか日本政策金融公庫は、これ役員給与とか職員給与を書いてあるところに対象人数がちゃんと書いてあるんですよ。ところが、一番金額の大きい国際協力銀行の役員給与や職員給与のところは、人数が書いていないんですよ。これは各目明細としての記載漏れですか。予算書出し直しになっちゃうよ。

○委員長(大家敏志君) よろしいですか。速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(大家敏志君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のありました各目明細につきましては、給与等には人数の記録がない機関があるのは事実であります。

それから、政府関係機関の予算書の方につきましては、役職員の予算、定員及び俸給額表が添付をされておりますので、人数と予算額が全ての機関について記載をされておると存じます。

○大塚耕平君 じゃ、この各目明細には書いていないんですが、国際協力銀行のこの役員給与一億二千八百万円については、これは何人分の給与ですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 国際協力銀行、いわゆるJBIICでありますけれども、昔の輸銀ですが、これ、役員給与八人、職員基本給五百五十七人という事になっていてと存じます。

○大塚耕平君 これ、どういうルールで記述をしておられるのか分かりませんが、例えばこの特会のところも、特会ごとに多分その業務をやっている方の人数をやったりそのところの職員給与にちゃんと載せていらつしやる場所もあるれば、この今の財投機関については、載っているところもあれば載っていないところもあると。特に国際協力銀行はちよつと金額が大きいものですかね。今日、実はこれ余りお伺いする気なかつたんですが、さつきのところから派生してお伺いしているんですが、予算書に我々審議させていただく議員の方が何か疑義を抱かざるを得ないような記述のばらつきがあるとこれは困りますので、大臣におかれては、記述するんだつたらこの項目についても、人件費のところは対象人数を全部記述するとか、徹底をさせていただけますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 予算書に關しましては、各目明細等いろいろあるうと思ひますけれども、御指摘のとおり、給与と人数の記載がされ

ていない等々、いわゆるきちん整理がされていないとか、並べ方が悪い、いろいろな表現があるんだと思ひますけれども、これは事実なんだと思ひますが、各目明細書の話で、共通部分に關する人数とか、複数の業務にまたがっている人員も存在していますので、明確に人数を事業区分ごとに記載ができないという面もあるという点だけは御理解いただければと存じます。

○大塚耕平君 それは理解します。ただ、JBIICは重なっていませんのでね。そのJBIICだけがずっとと抜けているので、どうしたのかなというのは別にここで聞かずともいづれ事務方の皆さんに聞くつもりでいたんですが。

さつきの金利水準のところもこんなに、結構、毎回全部紙で私は質問並べて御通告申し上げていきますので、これだけはつきり通告しているのに、何か、まあいいや、これは答えないでおいっておくとか、事務方の、よもや勤勉、スーパーワーカーホリックの財務省の皆さんが手を抜くなんてことは私は考えていませんけれども、ちよつとやつぱり緩みがあるかなと。前の私たちの野党のときがよかつたか、褒められたものかというところ、それは言いませんけれども、結構厳しく各目明細一個一個やつていきましたから、最近そういうことをやらなくなつた結果、事務方の皆さんの緊張感が緩んでいるとしたら、また我々もねじ巻いてやらなきゃいかぬなというふうに思ひますので、是非しつかり予算書を作つていただきたいというふうに思ひます。

最後になりますけれども、大臣、今度は金融担当大臣として、金融庁の二十七年末の定員千五百六十六人のうち、期間任用等で外部から来ていらつしやうっている方の人数及び金融庁から外部に派遣している人の人数を教えてください。

○国務大臣(麻生太郎君) いわゆる任期付職員、そういうことだと思ひますが、金融庁におけます任期付職員とか官民交流等々で外部から採用しております常勤職員の人数というのは三月一日時点で三百六十八人あります。また、これら外部

の人材の職種もいろいろあるので、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士とか、情報処理の技術屋とか、金融実務経験者などになっておりますが、逆に今度は金融庁から外部に出しております職員、派遣している職員の人数は、これは国とか地方の行政機関とかを含めると三月一日時点で百六十人が外部に出てくるということでありまして、主に行政機関のほか官民交流によりまして民間企業、国際機関等に出させていたいております。

○大塚耕平君 金融庁に關する業務は、これはもう日進月歩の分野ですから、もう随分前から金融庁は外部との人材交流どんどんした方がいいというふうに申し上げ、私も担当副大臣のときにそのようにさせていただいたんですが、金省庁の中で一番外部との交流比率が高くていい傾向だと思ひますので、私はもう半々ぐらいでもいいと思ひます。半分がプロパーの職員の方で、半分は外部からの人材登用ぐらいの割合で、ようやく金融の最前線なりいろいろのが見えてくるんじゃないかなというふうにも思ひますので、今後とも金融庁の職員構成については外部からの人材登用等も含めて積極的にやつていただきたいというところを申し上げて、最後に一言いただいて、終わりにします。

○国務大臣(麻生太郎君) いろんな意味で金融庁というところは、例えば女性の役員の採用という話は、おとししたしか五〇%を超えていますかね、一番高かつたのは多分金融庁だと思ひますので。財務省、昨日もどこかで御答弁申し上げましたけど、昔は中山先生とかその後の片山先生とか、いろいろな才能がおられたんだと思ひますが、大概一人です。今は半分、金融庁。財務省がこの間三割を超えておりますので、そういう意味では随分と変わつてきているというのが一般の流れ、中でも金融庁が一番その点は積極的かなと思ひているのが一点。

もう一点は、金融庁というところには、いわゆる法案のときはもちろんのことですけど、いろんな意味で、今、大塚先生御指摘のとおり、技術的

な話はもちろんのこと、システムとか対外的な国際金融の話やら何やら、めちゃくちゃな勢いでどんどんどんどん進んでいる部分がありますので、そういう部分の補つていくというか、それを先回りするぐらいの勢いでやらぬと、とてもじゃないけどいろんな意味で対応し切れぬというところもありますので、私もとしては積極的にやろうとしておるのに加えて、幸いにして、他業種のところからも金融庁に対しては、人を出すということに關してはそれなりの、自分のキャリアとしてはそれなりの、金融庁に三年いたとか五年いたという経験はそれなりのキャリアとして結構高い評価をいただけるそうで、結構いい人材を私どもの方に頂戴できている、貸し出していただいている、派遣していただいているということになっているように思ひますので、私もとしては、そういう人材というものを広く活用し、特に国際的なことに非常に世の中はなつてきておりますので、その部分が特に私どもとしては大事なところだというふうな意識を持つて、今後ともそういう方向で対応させていただきたいと考えております。

○大塚耕平君 終わります。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございます。まず最初に、待機児童の解消に向けて、財務省が管理をしている国有地の活用について麻生財務大臣に伺ひます。

お手元に資料を配付させていただきましたけれども、平成二十五年から年間平均で以前の倍以上の割合で保育施設の拡充を自公政権では進めています。

しかしながら、女性の就業が進んだこと、また申込要件の緩和などによつて、保育施設の拡大以上に保育の申込みが例年の二・五倍の伸びで増加をして待機児童が出ています。待機児童の推移も資料の方に載つておりますけれども、昨年の四月時点で二万三千六百七十七人、このうちの約三分の一を東京が占めております。待機児童の原因は、保育施設が追い付かないということで、保育士さ

んの確保とともに、都市部ではなかなか場所がないという問題がございます。

二枚目の資料は、この待機児童のうちの東京の保護者の方々の状況でございます。就労中の方が六割で求職中の方が三割ということで、潜在的にこの方々というのは経済財政を就労によって支えていただく、納税者となって保険料を納めていただくということで、次世代を育むと同時に支える側として、社会を経済財政面からしっかりとこれからも長きにわたって支えていただける方々であると思います。

今、保育施設は、保育に欠けるという一部の方のための福祉施設から、保育が必要なユニバーサルインフラとも言えるそういったサービスとなっております。出産、看護等で必要としている方々もこの中では入れないという状況が浮かび上がってまいりますけれども、この保育環境の確保というのは一億総活躍社会に向けて急務の最優先事項であると思います。

財務省では、国有地活用策によって介護施設の初期投資負担軽減策を実施したと承知をしております。待機児童解消のためにも、国有地活用の保育施設に対して負担軽減策を検討していただきたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、竹谷先生の御指摘のこの紙のとおりなんです、これ、かなり東京に極端に偏って、待機児童って、少なくとも私の選挙区で待機といったって、何待機しているんですってなもので、全然待機という言葉が通じない地域もいっぱい世の中にはありますので、人口の多いところと少ないところは全然状況は違っていると思っております。

そういう意味で、東京の特に国有地ということに関しては、私どもは、社会福祉の分野で優先的に売却するか、また定期借地権をもって貸付けするとかいうことで国有地の活用を結構積極的に進めてきたんですが、特に二十五年度の四月から、待機児童解消加速化プランというのを踏まえまして、今御指摘のありましたように、介護施設

設の約二倍近い国有地を今提供させて頂いていただいております。

今後とも、必要な社会福祉施設の整備に国有地が活用されますように、安くするとか条件を付けるとか、いろいろ緩和するとか、いろんなことをさせて頂いていただきたいと思いますけれども、これ極端に、何というか、東京に偏っているのが特徴なんです、東京に行くともっと人が、楽に入れたりするとまた更に東京に人が増えてくるというところも考えないかぬと。いろいろな地方からの御指摘はまた逆の御指摘もありますので、東京ばかり優遇されたら人が更に近隣県から出ていくじゃないかという地方からの御意見もありますのでこれはなかなか難しいところであるんですけれども、目先、今足りていないことは確かだと、私もそう思っておりますので対応させていただきます。

○竹谷とし子君 地方からのそういった御指摘があることは理解をしておりますけれども、お一人お一人にとっては今が勝負という、そういう問題でございますし、仕事をしたいと思っているのに保育施設がないのでできないというのは、社会にとつて大きな機会損失、経済財政面にとつても損失でありますので、是非、御検討いただけたらいいと思っております。さらには、ニーズの変化に応じて、保育施設から介護施設に転用したいとか、あるいは一体として行いたいという、そういったニーズに対して今厚生労働省でも検討を進めていると認識しております。また、社会福祉法人だけではなくて、NPOや株式会社等にも対象を広げるといことは、既にこれは実績ありますので、検討していただけたらいいと思っております。

続きまして、税関の治安対策、不正薬物の水際対策について伺いたいと思っております。

昨年四月に、関税法の輸入してはならない貨物に、いわゆる危険ドラッグが追加されました。危険ドラッグを含む不正薬物全体の摘発が税関においてしやすくなったと認識をしております。

摘発件数の増加について、財務省佐川関税局長に伺います。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、昨年、平成二十七年年度の関税法改正におきまして、指定薬物、いわゆる危険ドラッグを関税法上の輸入してはならない貨物に追加したところでございます。これによりまして、指定薬物の密輸入に関税法上の重い罰則を適用することが可能になりました。

昨年の関税法改正以前では、税関でこの指定薬物を発見しますと警察等の関係機関に通報するということにとどまっております。平成二十六年の発見件数約七百件でございました。改正後の平成二十七年、昨年四月、改正後の十二月までの間でございまして、指定薬物の摘発件数が約千五百件と増加しているところでございます。

したがって、平成二十七年は、この指定薬物千五百件と覚醒剤等を合わせた不正薬物全体の摘発件数約千九百件となっております。平成二十六年の指定薬物と覚醒剤を合わせた件数が約千二百件でございましたので、二十六年と二十七年を比較しますと、前年の約一・八倍に増加しておりますというところでございます。

○竹谷とし子君 税関では国内の不正薬物の摘発、水際の摘発、もうかなりの比重を占めているという、非常に社会秩序の安定に欠かせない重要な存在であると認識をしております。私も横浜の税関、東京税関視察させていただきましたが、非常に意識高く職務を遂行されておられるという、限られた人数の中でしっかりと行っているということを確認できてまいりましたけれども。

昨日、ベルギー・ブリュッセルで大変残念で痛ましい事件がありました。山本一太委員からも言及がありましたけれども、本年、伊勢志摩サミット、また二〇二〇年の東京オリンピック・パリオリンピックに向け更に対策を強化していただきたいと思います。この件に関しましては、先ほど山本委員からも話がありましたので、通告

してありますが、この質問は取らせていただきたいと思います。

最後に、税関における女性の活躍について、麻生大臣に伺いたいと思っております。

税関を視察させていただきましたときに、女性の職員の方が非常にきめ細かい作業をされて、一つ一つの輸入物品についてこれは税率が何%とか、非常に細かい仕事されておりました。また、知的財産侵害物品についてもしっかりと見抜いて水際で防止をしている。そういったことに非常に感銘を受けましたけれども、税関では、女性、活躍する場が非常に多いという感じもいたしました。女性活躍の模範の場となるように、就労環境、またワーク・ライフ・バランスを更に改善させて、女性の出産、育児との両立が可能な職場環境にしていっていただきたいと思います。

また、女性の管理職登用、先ほど来、財務省の採用の女性比率が増えている、また金融庁増えているというお話ありましたけれども、税関においても管理職登用を増やすということを目指していただきたいと思います。大臣、お願いします。

○国務大臣(麻生太郎君) 税関の職員数ですけれども、現在、平成二十七年の七月のあれですけど、約千七百名でありまして、全職員に占める割合も増加してきておりまして約二〇%、十年前は約一五、六%ぐらいだと思っておりますので確実に増えてきておりますし、新規採用職員に占める女性職員の割合は、直近大体三〇%を超えております。

それから、管理職のお話ですけれども、管理職、課長相当職ぐらいのところですけども、十年前で約三・八%ぐらいだったのが今は八%に、二十七年の七月で約八%ぐらいになっており、これも確実に約倍ぐらいに増加してきていると思っております。

また、女性職員のいわゆる仕事と出産とか育児とかそういったものが両立して活躍できるようにするために、これは育児の休業取得率の目標値を男子職員でも設けるとかいうような形にして、

職員全体の育児休業とか休暇の取得を促進をするようにということと、育児休業取得者が安心して一回休んでおくとまた職場に復帰できなくなるといふ話が、これは病院の看護婦なんかはよくある話なんですけれども、技術が進んで扱えないとかいうことになりましたので、職場復帰後に更に研修を行うというふうなことで、先ほど山本先生言っていたトレース・ディテクティブ・システム、あいつたTDSみたいな機械がどうやって扱うんだという話になりますので、そういった形にならないように、研修、採用というので今後とも女性職員が一層活躍できるように対応させていただきたいと考えております。

○竹谷とし子君 終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

昨年十一月の政府税調の経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理を見ますと、個人所得課税について大幅な累進緩和がなされたため、所得再分配機能が低下したことは否めないとした上で、「個人所得課税については、所得再分配機能の回復を図り、経済力に応じた公平な負担を実現するための見直しを行う必要がある。」というふうにしております。

大臣に伺いますが、この政府税調の指摘について、同様の認識でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 昨年の六月の骨太方針において、いわゆる低所得者というか、低所得の若年層並びに子育て世代の活力の維持、また格差の固定化防止等々の観点から、個人所得課税について総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行うということになっておりますのは御存じのとおりです。

こうした方針を受けまして、昨年十一月の政府税制調査会の中間的な論点整理において、個人所得課税につきましては、若年層を中心とする低所得者層の働く意欲を阻害せず、安心して結婚し共に働きつつ子供を産み育てることができる生活基盤を確保するため、経済力に応じた必要な負担を求めるという方針が示されたところであります。

政府税制調査会におきましても、この中間的な論点整理を踏まえまして引き続き議論が行われていくものと承知をいたしておりますので、私どもとしても、その議論の方向性を踏まえつつ、引き続き検討を、この線に沿って検討を進めてまいりたいと考えております。

○小池晃君 個人所得課税の分野で、じゃ、どのような再分配機能の回復のための見直しを考えていらっしゃるんですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 所得再分配機能の回復を図るという観点から、近年の税制改正におきましては、所得税の最高税率を四〇%から四五%に引き上げるとか、また、給与所得控除の見直しということで、控除が頭打ちとなりますのは千五百万円のところを千二百万円にし、今、千万円まで引き下げてきたということだと思います。また、金融所得課税の見直しということで、これは、従来税率で一〇%までにしてあったものを二〇%といたしたような取組を実施しておりますので、こうした見直しが与える影響というものを注目してまいりたいと思っておりますので、所得再分配機能の回復というものを図って、経済力に応じた応分の負担をされることが必要だろうと思っておりますので、私どもこの方向で引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

○小池晃君 その最後に言われた金融課税の問題なんです、参議院本会議での私の質問に対して、総理は、二〇一四年から上場株式等の配当、譲渡益の一〇%の軽減税率を廃止して、地方税含めて二〇%の本則税率としたと、これにより所得税の負担率は高所得者ほど上昇する傾向が見られ、所得再分配機能の回復に一定の効果があったという答弁されたんですが、大臣も総理と同様に、証券優遇税制、この軽減税率の廃止が所得再分配機能の回復につながったという御認識でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 一部分がったと思います。

○小池晃君 今日、資料お配りしております。これ、やっぱり効果あったというふうに見えらる

思うんですね。二〇一四年分の申告納税者の所得税負担率と、二枚目が二〇一三年分で、これ、二〇一四年に証券優遇税制が廃止された結果、百億円以上の方の所得税の負担率は一一・一%から一七%に上昇して、これ重ねてこうやって透かして見ると、明らかに上がってきているわけですね。総理の答弁のとおり、所得再分配機能の回復に一定の効果があったというふうに思うんですが、これはやっぱり更に見直すべきではないかと、更にもっと踏み込むべきではないかというふうに思いうんです。

主税局長にお伺いしますが、海外の証券税制と比較した場合、例えば上場株式の一億円以上の株式譲渡益に対する税率は、日本、それからアメリカのニューヨーク市、イギリス、ドイツ、フランスでそれぞれ何%になるでしょうか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

一億円以上の株式譲渡益に対して課税されます個人所得課税の限界税率ということでございます。日本は二〇%でございます。アメリカは、ニューヨーク市の場合は三〇・七六%、イギリスが二八%、ドイツが二六・三七五%、フランスが六〇・五%ということでございます。

○小池晃君 日本がやっぱり株式譲渡益課税の税率は最も低くなっているわけですね。

総理は、本会議での私の質問に対して、この譲渡益課税の今後の税率水準について、社会の情勢の変化や税制全体の在り方の中での位置付けを踏まえて検討するというふうに答弁されているんですが、大臣、高額の株式譲渡益に対する税率は三〇%に引き上げるべきじゃないでしょうか。これは国際的に見ても決して何ら問題ないというのか、国際水準ではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 総理の御答弁にもありましたとおり、税率の水準につきましては、今私どもとしては、景気情勢とか市場の動向とかいろんなものを考えないかぬところがいっぱいあり

ますし、勤労所得に対する課税とのバランスとかリスク資産への投資促進という面も踏まえて、私どもとしては、金融所得全体というものの、金融所得課税全体の在り方を考えないかぬところと思っておりますので、今直ちに、小池さんに三〇いいですねんというふうなことを言うはずはありませんので、検討させていただきたいと存じます。

○小池晃君 いや、でも、やったこといって珍しく私も言っているんですから、更にやたらどうかと。国際水準から見ただけでこのくらいは妥当な線じゃないかということなんですけれども、どうですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 先ほど申し上げましたように、程度の問題だと思っておりますし、時間の問題もありますし、一〇%から二〇%に上げて、翌年三〇%、じゃ再来年は四〇%ですかというふうな話を言いかねないところの方々とお話をしている話とが難しくなりますので、私どもとしては慎重に答えさせていただいております。

○小池晃君 別に四〇%にしろなんて言っていないから。でも、そういう方向でやっぱり検討すると思うは感じたような気がしますので。うなずくぐらいしてください。

やっぱり、株式譲渡益とか配当に対する税率の低さが日本の個人所得課税の再分配機能を低下させてきた最大の原因の一つなわけですから、これやっぱり見直すべきだと。高額の株式譲渡益には欧米並みの三〇%の税率を課し、配当所得に対してはやっぱり総合課税にしていこうということを私も提案しておりますので、格差の是正のための証券課税の抜本的な見直しを引き続き検討していただきたいということを求めて、質問を終わります。

○藤巻健史君 おおさか維新の会、藤巻です。今日ちょっと質問が多過ぎるかもしれないので、終わらなければ事務方の方で、ちょっと数字はいただきたいで、後で私の事務室の方に持ってきていただければと思います。

まず最初に、外貨準備についてお聞きしたいんですが。

外貨準備、ほとんどが証券なわけですから、これ証券と一言で言いましたも、トレジャリーノート、トレジャリービル、トレジャリーポンドというんな期間が交じっていると思いますが、どの期間に投資するかということは外貨準備のプロフィットにかなり影響してくる、またリスクに關してもかなり影響してくると思うんですが、その何年物を買っていくのかというのは、それは担当者任せ切りののか、それともある程度の指針を大臣が誰かがやっているのか、その辺をお聞きしたいんですが。

○国務大臣(麻生太郎君) いわゆる外国為替資金特別会計、通称外為特会というものの中において、外貨資産のところで、平成十七年度に公表いたしました外貨為替資金特別会計が保有する外貨資産に関する運用についてというところでお示しをいたしておりますとおり、為替介入などに備えて十分な流動性を確保することを目的として、安全性及び流動性に最大限留意した運用を行うこととし、この制約の範囲内で可能な限り収益を追求するというのを基本方針に基づいて運用することと、こういった基本方針を、財務大臣が運用方針を決定し、国際局が実際の運用を行っていることでありまして、その内容や策定、頻度等々につきましては対外秘ということになっておりますのは御存じのとおりです。

したがって、私どもとしては、この点につきましては極めて重要な問題、資産の運用というのは極めて大きな問題だと理解しております。

○藤巻健史君 対外秘ということをお聞きしたんですけれども、かなりどの辺に投資するかによって本当に収益がえらく違うので、やっぱり誰が決めるかというのは非常に重要なことだと思います。

それに関連してですけれども、韓国ですと外貨準備でMBSを買ったり、それから中国のようにアメリカの金融機関への資本参加をするなど、か

なりリスク、リスクのある資産に投資しているわけですね。その場合に、きつと外貨準備からその他の外貨資産という項目に変わるんじゃないかとは思いますが、何はともあれ、日本のように全て安全を第一にしていなくて、それなりのリスクをほかに国はしていると思うんですが、そういうリスクをやるのは毛頭ないのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 韓国のように、いわゆるモーゲージバックセキュリティというんですかね、MBS、こういったような、何というんですか、あれは不動産担保証券と訳していましたが、何かそういうものに関して、いわゆるモーゲージバックセキュリティ等々この種のの外貨資産について、これは先ほど、最初に申し上げましたように、安全性それから流動性に最大限に留意した上での運用ということを行うこととしておりますので、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求するというにいたしておるのであります。

こうした方針の下で、先ほど申し上げましたように、償還の確実性が高いとか運用の流動性が高いとかいうことで、基本的には国債、政府機関債、国際機関債及び資産担保債券等の債券とか、信用力が高い内外の金融機関への預金といったものを運用対象といたしておりますが、個別具体的な運用において、市場に不測の影響を与えかねぬというのには常に我々は配慮しておかねばならぬことでもありますので、その内容につきましてはお答えは差し控えていただきますと存じます。

○藤巻健史君 ちよつといつのだったか忘れたんですけれども、日経新聞に、外貨準備で証券がほとんどだったものを外貨預金にシフトさせているという記事があったんですけれども、それは本当なのか、そしてその理由は何なのか。ひよつとすると、JBICへの貸付金増加だと外貨準備じゃなくてその他外貨資産に入るようですね、それらへのシフトなのか。要は、新聞記事が正し

かったのか、若しくはその理由、どうして証券から外貨預金等にシフトしているのかということをお教えいただきたいんですが。

○政府参考人(門間大吉君) お尋ねの点でございまして、二〇一四年以降、外貨証券の保有残高が減少しまして外国中銀等への預金が増加しているといえますのは御指摘のとおりでございます。毎月公表しております外貨準備の状況においてもこの数字を公表してございます。こうした個別の項目の増減の要因、取引先等についてでございますけれども、市場に不測の影響を与えるおそれがございまして詳細についてはコメントを差し控えていただきたいと思います。いづれにしても、外為特会の運用に当たりましては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、その範囲内で収益性を追求するとの考えの下、その時々金融経済情勢を踏まえまして運用を行っております。

○藤巻健史君 そうすると、外貨準備の運用が下手だったのかいいリターンを得たのかという、その結果を我々はチェックできないということになってしまっているんですけれども、それはもう全て財務省を信用して、うまくやっていると想像するしかないんですか。

○政府参考人(門間大吉君) 毎年度におきまして外為特会の運用の状況につきまして大体公表してございます。

例えば、全体として円貨の貸付金はどのぐらいか、外貨の貸付金はどのぐらいか、その外貨の中で、例えば外貨証券ですと、一年以下では一八%ぐらい運用してありますとか、一年超五年以下では五四%運用してありますとか、五年超では二五%運用してありますとか、こういった運用、それから預金につきましては、こういった額なのかといったことを毎年公表しておりますし、結果としての運用資産全体としての利回りも公表してございまして、これ平成二十六年の運用収入の結果として、全体の運用収入を総資産で割って計算しておりますが、一・八五%の運用利回りを確保してござ

います。

○藤巻健史君 じゃ、あとちよつと時間がないのであれなんです、私の最後の、質問通告の五番目の、米国債の残存一年未満、一年から五年、五年から十年というブレイクダウンとその利回りというのを後で教えていただけますでしょうか。それは公表範囲内になっていきますか。その数字を是非知りたいんです。

○政府参考人(門間大吉君) 先ほど申し上げましたように、平成二十六年末時点での運用先、国債の長短については先ほど申し上げたとおりでございますが、この利回りというのを調べようと思いますと、実は、例えば五年物であっても残存期間がどんどん短くなっていきますと一年未満になつてしまつたり、毎月毎月変わつてまいりますので、その期間ごとの利回りというのはなかなかちよつと難しい点がございまして点を御理解いただければと思っております。

○藤巻健史君 分かりました。

時間が来ましたので終わりにしますけれども、この資料、じゃ、分る範囲で是非事務所の方にお持ちいただければと思います。

以上で終わります。

○中山恭子君 日本のことを大切に、中山恭子でございます。

今回、今日、経済財政諮問会議と財務省の役割について御質問いたします。

もちろん、経済財政諮問会議は経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針、その他、経済財政政策に関する重要事項を決定する場でございます。その予算編成につきましても、八月の概算要求に先立つて経済財政諮問会議が経済成長率などのデータを検討した上で骨太の方針を決定し、予算の全体像をまず明らかにした上で、骨太の方針を踏まえて財務省が各府省の概算要求を査定する流れとなつていっていると承知しております。

その場合、予算編成の骨太の方針を策定する場合、財務省はどのような形で、経済財政諮問会議

に対してどのようなことを報告し、どのような形で関わっているのでしょうか。大蔵省を離れて既に二十三年近くたちまして、済みません、こんな初歩的な質問でございしますが、実態だけお知らせいただきたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 経済財政諮問会議のお話でしたけれども、これは基本的には政治が責任を持って政策決定をリードということであると思いますが、国民に明確なメッセージを伝えるというなどの観点から極めて重要なものだと思います。私も、私どもは財務大臣の立場として、この経済財政諮問会議の委員ということでこれに参加をさせていただいておりましたが、この財政運営に関して言わせていただければ、予算の編成などを通じて健全な財政の確保という任務を果たしていくという財務省の責任には、これは何ら変更はございません。

また、今後とも経済再生と財政の健全化という両立を図っていくという今の内閣の方針の下で、経済財政諮問会議と連携をしながらきちんと適切な財政運営に努めていくということだと存じます。

○中山泰子君 財務省から関係するとしましたら、やはり財政の健全化という形が主になるのではないかと考えておりますけれども、その経済財政諮問会議が骨太の方針、それから経済成長戦略、歳入歳出の一体改革、税制改革等を作成する場合には、国全体の経済情勢の実情をしつかり把握して、その方向性を打ち出していくということが必要になってまいります。

その場合、経済全体の全庁に關するウェット付けというの非常に重要な作業になってくるんだと考えております。こういった場合、経済財政諮問会議の中で、そのような作業ができる状態にあるのでしょうか。それができるとしたら、それは予算編成を通して全庁との関わりを持つ財務省の中ですっかりしたものがつくられる、考え出せるのではなからうかと考えておられまして、財務省が汗を流して全庁の方向付けをしていくような、

そういった役割が財務省の中にあるであろうと考えております。

経済財政諮問会議が最終決定するにしましても、その決定するに当たっての取捨選択、必要な資料、A案がいいのかB案がいいのかといった国全体に關する資料を提出する部署というのが必要であり、その役割を果たせるのは財務省ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には、予算編成の基本方針というものがいわゆる財政諮問会議で出される、私も参画した上で、決定されたものに基づきまして、御存じのように各省庁との予算編成というのを財務省が責任を持ってやらせていただくという形になるかと存じます。

○中山泰子君 財務省の中で、できれば麻生大臣の下にその各省庁をウェット付けするようなことができるチームをつくっていただいて、経済の方向付け、又は国の発展の方向付けというものを是非行っていたいただきたい。決定するのは経済財政諮問会議でいいと思いますけれども、こういう形、ああいう形というものがあろうということをしつかり対応できるのは、やはり予算措置をとる財務省の中でそういったことができるはずだと考えておりますので、是非、麻生大臣の下にそういったことができる、作業をする、今あるのかどうか分かりますけれども、大いに活躍していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 現在、基本的には全体、その時代時代に合わせて優先順位の付け方が違ってくるのは当然のことです。私どももいたしましては、そういったものは財政諮問会議で出てくるのは当然のことですけれども、それ以後、各省庁のいわゆる張り等々は、これは財政と直結いたしますので、その点に關しましては私どもの主計で主にやることになってまいりますけれども、そこらところから本来の仕事としてきちんとさせていただいておられると思っております。

○中山泰子君 例えば、今の時間ではちよつと足りないかと思ひます。もう一度午後時間でお伺

いしたいと思ひますが、公共事業につきましては、公共事業というのは全庁、防衛省には公共事業という、公共事業の中に入っていないかと思ひますが、全庁の中に公共事業というのが含まれているわけございまして、こういったことを総合して、国の政策としてどういう形を形付けていけば経済の活性化につながるかというようなこと、これも、これができるのはやはり予算を握っている財務省しかないわけございまして、そういった意味で、これから公共事業を実施していく、又は拡大していくというときに、どのような形の方向付けをするのかというようにすることは、是非大臣の下で行っていただきたいと思ひしております。

また、方向付けをするためだけではなくて、それぞれの公共事業が実施される場合、どういう形で実施されているのかといったことにつきまして、財務省はしっかりと把握しておく必要があると考えております。

今日、資料を配付しておりますが、これは午後の会議で御検討いただくことにしたいと思ひております。よろしくお願ひします。

○平野達男君 平野達男でございます。十分間でございますので、今日はかなり事務的なことについて質問させていただきますと思ひます。

まず、軽減税率を仮に導入ということでありますと、そのセットとして、いわゆるインボイス、適格請求書等保存方式の導入ということが行われるということになっております。地方の小売店、かなりこれについては警戒心というか、相当事務量が増えるというふうな、こういったもの本当にできるのかというふうな、そういう勢いでいろいろ私も地元へ帰ると言われます。

これは、三段階というか、二段階に分かれていて、当面は区分記載請求書等の保存方式、平成二十九年四月から暫定措置として入れて、最終的にはインボイス、いわゆる適格請求書等保存方式と

いう、そういうスケジュール表になっておりますが、私は別に商売をやったことはありませんからこういう仕入れ書なんというのは見たことはありませんが、私がちよつと見ただけでも、かなりこれは複雑だということ、そういう印象はちよつと受けます。

そこで、この制度を仮に導入していくというふうに、本当に予定どおり導入していくということになったとする場合のこの制度の認知をどうやっていくかということ、それから、相当やっぱり私はコストがかかるんじゃないかと思ひますね。そのコストというものについてどれだけのコストを見積もっておられるのか。そしてまた、そのコストに対しての支援というものについてどのようなことを考えておられるのかということについて、これをお尋ねしたいと思ひます。

○大臣政務官(中西祐介君) 平野先生にお答えを申し上げます。

まず、今おっしゃったように、インボイス制度の導入につきましては、複数税率の下で適切な課税を確保するために導入が必要であるという大きな意義を持っております。

その上で、インボイス制度を含めまして、軽減税率制度の導入に当たりましては、事業者において複数税率に対応するために必要なレジの導入であるとか、あるいはシステムの改修を行っていただくということが当然ながら必要となつてまいりますけれども、その導入に伴う事業者のコスト負担額につきましては、個々の事業者がどのような事業を行っているのかとか、またあるいは、日々の業務をシステムで行っているか手作業で行っているかの違いもございまして。さらには、どのようなシステムを保有してどんな改修が必要になるかという個別の事情も勘案することが必要でありますので、全体としてどの程度のコストが生じるかというのを一概にお示しすることは現状困難な状況でございますが、いずれにいたしましても、事業者の実情をしつかりと把握をして、またそれに沿った対応を行うということが極めて大事だろ

うというふうな認識をしております。

○平野達男君　そうすると、何らかの財政的な支援はあり得るという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○大臣政務官(中西祐介君)　お答えを申し上げます。

まず、先般成立をいたしました二十七年年度の補正予算につきまして、これは人的な側面でございますけれども、百七十億円ほど積ませていただきました。こちらは、中小の企業団体に対する窓口の設置であるとか講習会の開催等、人的な側面での御支援を申し上げ、さらに、本予算におきましては、インボイス制度を導入するに当たって、予備費の活用をする中で、インボイス制度を導入することとして、事務負担の準備として、一つは、導入を、四年先の準備期間、平成三十三年の四月といふことの期間をまず設けるということと同時に、インボイス制度導入までの間に区分経理が困難な事業者、中小を中心とする事業者に対しまして税額計算の特例を設けるというふうな形にさせていただきます。

さらに、九百九十六億円という形で、システム改修あるいはレジの導入ということで、今年度の予備費という形で手当てをさせていただいてるところでございますけれども、いずれにしても、先ほど申し上げましたが、十分な現場に即した必要な対応を行うということで対応してまいりたいと思っております。

○平野達男君　本当に、これ導入するに当たりましては、二段階でやりますから、二段階ごとに考えていくこともやっぱりこれ重要なことではないかというふうに思います。

それからもう一つ、今回の場合の、そのインボイスの導入に当たってかなり気になるのは、いわゆる免税事業者の扱いということになります。

これにつきましては、最終的に、インボイスを入れた場合には、免税事業者からの仕入れ税額控除はできなくなってしまうということになってしましまして、私が一千万以内の小売店、小売業者、

まあ野菜とか何かを売っていて、それを誰か飲食店か何かに売った場合には、私は、仕入れの額の付いているインボイス、請求書というのを出すことができないという仕組みになってしまいます。

そうしますと、私から買った人が、料理店か加工業が知りませんが、その人が最終的に確定申告するときに、免税事業者からの仕入れ税額控除は不可になってしましまして、その人にとってみれば、その部分、真面目にきっちり計算すれば、みんな真面目に計算すると思えますけど、その税額の部分、消費税の分だけちょっと余計な負担が出てくるということになってしましまして、取引上もやっぱり免税事業者から買うのはやめようじゃないかという、そういうベクトルがというか力がやっぱり働いてくるのではないかとことも懸念されます。

今、小売店というのは、ほとんどどんな小売店、小売店というのにはなくなってきたていて、一千万未満の小売店というのはなくなってきたています。なくなってきたてはいるんですけど、この導入が更に商店街の小さな小売店ということをや、閉店に追い込むとは言いませんけれども、経営上かなりちよっと厳しい状況に追い込んでしまふ、かなりとは言いませぬけれども、ちよっと更に厳しい状況に追い込んでしまふのではないかとということが懸念されますけれども、そこについては、今、財務省としてはどのような認識でおられるのでしょうか。

○大臣政務官(中西祐介君)　平野先生おっしゃいますとおり、このインボイスを導入することによりまして、免税事業者からの仕入れ税額控除ができなくなることとなるために、取引から排除されるんじゃないかというふうな懸念の声があるということも事実だと承知をしております。

例えば、先生が今例示をされましたけれども、農家さんから直接仕入れられる地元のレストランであるとか小規模の小売店、そうしたところでの取引でありますけれども、この免税事業者への影響は様々でございますが、簡易課税を適用している納入先事業者は仕入れ税額を積み上げて計算する

の必要がなく、インボイスを要しないために免税事業者から取引が除外されることはないというふうに認識をしております。

ただ、この取引から除外されるのではないかと御懸念に対しましては、まさに免税事業者にこういう事情を必ずしも御理解いただいていないという、この認知の徹底がまだまだ行き届いていないということも一因になっているんじゃないかと考えておりますので、政府といたしましては、こうした制度の周知徹底をしっかりと図ってまいりたいと思っております。と同時に、この課税事業者への転換の要否を見極めながら準備をできるように、先ほど申し上げた準備期間と、そして事業者への対応をしっかりと行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○平野達男君　いざれ免税事業者から物を買ったときは、これからは多分消費税分ちよっと値下げしとるか様々ないろんなことはやっぱり言うてくることは考えられるんですけど、もちろんそれは値下げされたとしても、その免税事業者については元々消費税出していないわけですから、その分についての損失はないということになってはしまふんですけど、今までの取引の形としてはちよっと変わってくるという意味においては、やはり今までの売上げそのものの、全体の手元に残るお金については微妙な影響が出てくるということもやっぱり考えられるという意味において、この免税事業者というのは小さな小売店業者を大事にするという意味で、政府税調の、政府というか、これから基本方針の中で、これからの導入に当たっていろいろなかを見ていくというふうな言っておられますけれども、特にこの免税事業者の扱いについては、やっぱり小さな小売店を守るという意味においてはよく注意して見ていただきたいというふうに思います。

時間は何分までだったか、三十分までですので、残りの質問はまた後でちよっとやらせていただきますしたいと思います。取りあえずこれで終わります。

○委員長(大家敏志君)　以上をもちまして、平成

二十八年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大家敏志君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時十分開会

○委員長(大家敏志君)　ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として財務省主税局長佐藤慎一君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大家敏志君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大家敏志君)　参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁黒田東彦君及び株式会社国際協力銀行代表取締役総裁渡辺博史君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大家敏志君)　御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(大家敏志君) 所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○磯崎哲史君 民主党・新緑風会の磯崎哲史でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。
今日は、日銀黒田総裁にもおいでをいただきました。お忙しい中、ありがとうございます。

日銀の量的・質的金融緩和政策、始めて三年が経過ということもございましたので、今日は総裁にお越しをいただいたということでございますけれども、実は岩田副総裁にもおいでをいただく予定でございました。というのも、一年前、ちょうど二年がたったときに二年で二％という目標を立てられておりましたので、その振り返りの質疑がしたいということで副総裁にはおいでをいただいたのが昨年。そのときになんかいろいろなやり取りをさせていただいたものですから、そのときの岩田副総裁のお話に対して改めてまた一年たつたところでの振り返りをしたいなと思っております。今日は出席のお願いをしたんですけれども、先ほどお伺いをいたしましたところ、どうも体調を崩されているということでございました。

激務だということに思います。なかなか政策を含めて思うようにいかないのが常でありますけれども、体調、体あるいは精神的にも御負担があつたのかなというふうにもお察しをいたしますが、まずは体を万全にさせていただくことを総裁の方からも岩田副総裁の方にお話をいただければというふうに思います。元気になられた晩にはしっかりとまたここで質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

その件に関しまして、これは通告しておりますので、副総裁一人不在の状態で日銀の政策含めたことを、まあしばらくの間とは、少しの間だと思ひますが進めていくことになろうかと思ひますので、ちょっと、日銀の運営含めて、政策

決定会合を含めて支障がないのかどうか、その点だけまず総裁の方に確認をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いをいたします。

○参考人(黒田東彦君) 岩田副総裁は手術をして現在入院しておりますけれども、その後、自宅で療養、リハビリをして、四月中旬頃には出勤して勤務を再開するというようになっております。また、その間も必要に応じて業務上の書類には目を通していたらいて、電話等で関係者との連絡、打合せも行うという予定になっております。

なお、今回の金融政策決定会合は四月二十七日、二十八日でございます。出席されるという見込みでございます。

○磯崎哲史君 既に在宅ということで、家には戻られていてということですが、私も企業で働いていた経験からすると、土日あるいはお休みのときに職場から緊急の連絡があるというのは、これは精神的には余りいいものではないと思ひます。これは正直に申します。心身共にリフレッシュできるような環境を総裁には経営者の視点からも整えていただければというふうに思ひますので、お願いをいたします。

その代わりというわけではございませんが、総裁には岩田さんをお願いしようと思つていた点も含めて今日は御回答いただければと思ひます。よろしくお願いをいたします。

実は、一年前に質問したときには、なぜこの時点で達成できていないのかという理由を確認したときに、二点お話をいただいております。一つは原油価格の下落、これが思った以上のものであったということ、それから消費税の影響、これがやはり思った以上のインパクトであったということでございます。

その二つのうちの一つ、消費税の影響という観点で、今、今のは一年前のお話ですけれども、目下、足下の状況とどういふことですかと、これ前々回の当委員会での大塚委員とのやり取りですけれども、黒田総裁がある講演会で講演をされた際に、一〇％への消費増税時の影響が八％時の半分ぐら

いとなるというふうにお話をされたということも報道がございました。前回もやり取りが若干ございましたけれども、改めてこのときの発言の内容について確認をさせていただきたいというふうに思ひます。

○参考人(黒田東彦君) 御案内のとおり、消費税の引上げというものは、一つは税率引上げ前後の駆け込み需要の発生とその反動というものがございいます。もう一つは、税率引上げに伴う実質可処分所得の減少ということでございます。この二つの経路を通じて実体経済に影響を及ぼすということになると思ひます。

具体的には、二〇一四年四月の、消費税率五％から八％へ三％引き上げたわけですが、この際の二〇一四年度の実質経済成長率に与えた影響はマイナスイナス・二％ポイント、それから二〇一七年四月に予定されております消費税率の八％から一〇％、二％ポイントの引上げ、それに食料品の軽減税率といった、こういった消費税の増税の影響につきましては、二〇一七年度の実質経済成長率に与える影響はマイナスイナス〇・七％ポイントというふうに見えております。これは最新時点の展望レポートでそういった影響の試算を示しております。二〇一七年の四月に予定されております消費税率引上げの影響が二〇一四年四月と比べて小さくなっておりますのは、先ほど申し上げたように、税率の引上げ幅自体が小さいことに加えて、食料品等に軽減税率が適用されることなどによるものでございます。

御指摘の発言はこうした試算の結果を踏まえたものでありますけれども、消費税率の引上げが経済に与える影響につきましては、その時点における景気回復のモメンタムや雇用・所得環境などにも依存するため、ある程度の幅を持つて見る必要があると思っております。

○磯崎哲史君 そうしますと、今の数字というのは、二〇一四年度の消費増税の際に実際にあったインパクトから計算を出されたということでしょうか。今理解をいたしました。

実際に、私も、この日銀のレポートですけれども、展望レポートの方の記載は見ましたけれども、この計算、算出というのは、これは日銀独自で行われたものということで理解してよろしいでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) そのとおりでございます。

○磯崎哲史君 今、日銀独自のレポートということでございます。

そうしますと、今、二〇一四年度の数字をベースにして二〇一七年度を推定したということでもありますので、二〇一四年度、今、お話をいきますとマイナスイナス・二％の下押しの圧力が掛かったということで数字がありましたけれども、実際に五％から八％に上がった二〇一四年度のインパクトに対して、今数字上一・二という数字がありましたが、これは、このインパクトというのは二〇一四年度だけで終わっているものなんではないでしょうか。それとも、今の足下の二〇一五年度に對しても引き続きインパクトとしては下押しの圧力というのはやはり掛かっているものなんではないか。この辺の考え方について教えていただければと思ひます。

○参考人(黒田東彦君) 二つの経路があると申し上げましたが、税率引上げの前の駆け込み、そして駆け込み後の反動減というものは、いろいろな測り方があると思ひますけれども、事前の何四半期か、耐久消費財じやないものにつきましては前四半期ぐらいただと思ひますが、耐久消費財についてはもう少し前から駆け込んでくる可能性があると思ひます。

逆に申し上げますと、駆け込みの反動減というものも、耐久消費財でないものは比較的一四半期ぐらいで出尽くしてしまふ可能性があると思ひますが、耐久消費財につきましては駆け込みの期間も長く、また駆け込みの反動減の期間も長くなるというふうには思っております。具体的どのぐらいかというのは、恐らくその耐久消費財の品目によつても違ってくるのかなと思っております。

他方、税率を引き上げたために実質所得が低下しているということ自体はずっと続くわけですが、ただ、成長率については前四半期との比較ということになっていきますので、成長率に対する影響というのはだんだん、あるいはかなりのスピードで減っていくと思いますけれども、消費のレベルに対する影響はずっと続く。成長率に対する影響は、これも先ほど申し上げたように、やはり減衰していくことだと思います。

したがって、何年もその消費税の引上げの影響が成長率に出てくるということはないと思います。

○磯崎哲史君　そうしますと、もう一つは確認という意味合いで聞かせていただきたいんですが、よく今回の五％から八％への消費増税のインパクト、その反動減というものが、深さそれから長さ共に、その前の九七年であつたり、あるいは三％を導入したときと比べても、深さ、長さ共に大きいと、結果的には面積として大きくなっているというような比較の図もよく見ますけれども、今回の八％から一〇％に上げていく段階というものは、深さあるいは長さという観点でいくと、長さも半分になる、あるいは深さも半分になる、どういふ観点で半分になるというふうに計算をされているんでしょうか。

○参考人(黒田東彦君)　先ほど申し上げましたとおり、二〇一四年度の三％の消費税率引上げの二〇一四年度の成長率に対する影響はマイナス一・二％程度であつたというふうに計算されます。二〇一三年度の駆け込みにつきましては、プラス〇・五％ぐらいであつたのではないかとこのように試算をいたしております。

そういうことで、この二〇一四年度の消費税率引上げによる経済に対する影響というのは、やはり事前に予想したものを上回っていたというふうには思います。そういうことも踏まえまして、二〇一四年度の消費税率の引上げの影響を再計算いたしましたところ、先ほど申し上げたように、マイナス一・二％ぐらいの押し下げ効果があつた、

影響があつたというふうに見えているわけでございます。

そこで、二〇一七年度に予定されております二％の引上げ、食料品の軽減税率といったことによる影響はマイナス〇・七％ぐらいであろうというふうに現在想定しておりますけれども、駆け込みは二〇一六年度にはプラス〇・三％ぐらいあるのではないかとこのように見ております。

ただ、これもあくまでも二〇一四年度のときの実績で先ほど申し上げたような計算をして、そのことを踏まえて新たに二〇一七年度の計算をしたわけでございます。二〇一七年度の先ほど申し上げたように経済動向等によつては、この〇・七％というものはある程度の幅を持つて見ていく必要があると、これよりも小さくなるかもしれないし、これよりも大きくなるかもしれないということでございます。ある程度の幅が必要だろうと。

一般的には、先ほど申し上げた二つの経路という場合の後者、実質所得の引下げ効果というものは、これは非常に前回と比較して簡単に計算できるわけですが、駆け込みと駆け込みの反動減というのは、これはなかなか実際どういふふうになるのかは難しいところがあると思いますが、一般的には前回よりも駆け込みも反動減も深くない、より浅いというふうには思われますけれども、これはあくまでも、特に耐久消費財につきましてはいろいろな家電製品とか自動車のサイクルがございまして、委員よく御存じのように、ですから、一概に決め付けることはできないと思っておりますけれども、基本線としては、前回よりも浅くて、駆け込み、反動減というのもそんなに長く続かないだろうとは言えますけれども、これはあくまでも一般論でございます。

○磯崎哲史君　今、駆け込みに関する数値もお話をいただきました。駆け込みについても、あくまでも前回に対しての推定、消費税の上げる幅が小さくなった分、事前の駆け込みもその分の反動減も小さくなるだろうというこの御説明だという

ふうに思いますが。

本来であれば、この消費税の影響云々かんぬんというのは違う方に、本当は大臣にお伺いをすべき話、あるいは石原大臣にお伺いすることなのかもしれませんけれども、あえて今、黒田総裁にもこうしてお話を伺っておりますのは、やはり昨年のその二年間の振り返りの中で、二％の物価上昇が達成できなかった原因として何かということをお伺いしたときに、やはり原油価格とあとは消費税というものを二つメインでお話をされましたので、消費税はあくまでも、導入するしない、やっていくやらないかというものは、その中身を決定するのは政府の責任においてやるわけでありますけれども、間違いなく日銀の政策に対して影響を受けるということでもありますので、ましてや前回、それによつて達成が残念ながらできていないということもおっしゃっていましたので、その振り返りということでも改めてこうして確認をさせていただいているということでございます。

今、そういう形でお話をいただきました。当然、消費に与える影響というものは、これは日銀でコントロールするというよりも、ある意味、昨日これはお話をさせていただきましたけれども、税制の組立て方、増税、減税、そうしたもののやり方、あるいは政府としての財政出動というものでかなり大きく変わってくるわけでもございますので、その点については振れ幅が大きいということとは、それはきちんと理解をしなければいけないんだらうというふうには思っております。

そうした今総裁に御説明をいただきました分析を基にして、また新たな二％達成の時期というものが示されていることだと思っておりますが、最新のレポートによれば、この物価上昇二％達成の時期というものは二〇一七年度の前半頃ということとよろしいでしょうか。これは確認です。お願いいたします。

○参考人(黒田東彦君)　そのとおりであります。日本銀行といたしましては、二〇一七年四月に消費税率を一〇％に引き上げるといふ現行の法

律の定め、あるいはそういう政府の方針を前提として経済物価見通しを作成いたしております。

その上で、二〇一六年一月、最新時点の展望レポートの物価見通しでは、原油価格が緩やかに上昇していくとの前提に立てば、生鮮食品を除く消費者物価の前年比が物価安定の目標である二％程度に達する時期は二〇一七年度前半頃になるといふふうに予想いたしております。

○磯崎哲史君　今の目標、この二〇一七年度前半頃というのは、まず二％に達成するタイミングということだと思いますので、ある意味これは瞬間的な到達というふうな言ってもいいのかというふうに思いますが、安定的な二％の意味ではないということでしょうか。

○参考人(黒田東彦君)　ここで申し上げておりますのは、先ほど申しましたとおり、生鮮食品を除く消費者物価の前年比が物価安定の目標である二％程度に達する時期について、二〇一七年度前半頃になるといふふうに予想しております。その後、また物価が更に上がったたり下がったりいろいろな経路をたどると思いますが、日本銀行のマイナス金利付き量的・質的金融緩和というこの政策は、物価安定の目標、二％という目標の実現を目指してそれを安定的に持続できるようにするまで現在の金融緩和を続けるというふうに申し上げておるところでございます。

ただ、毎月毎月の物価上昇率というのはいろいろな事情によつて変動はすると思っております。

○磯崎哲史君　当然変動はしてくるものだというふうには思うんですが、今あえてそういう確認の仕方させていただいたんですけれども、実は、一年前に岩田副総裁とやり取りをさせていただいたときもそうなんですが、そのときは実は、一年前で、二〇一五年を中心とした期間にということとで回答をいただいていたんですけれども、一週間たつたらちやうど政策決定会合がございまして、二〇一六年の前半という形で一週間後には回答が変わってしまった、一年たつた今回は二〇一七年という形になるんですが。

それは、先ほど言ったいろいろな様々な経済情勢もあったというふうに理解をしたとしても、ちよつとその後気になる言葉がございまして、その一年前に二〇一五年を中心という期間を設定されていた、その後の言葉なんですけれども、二〇一五年を中心とする期間に二〇程度に達成する可能性が高いとしたんですが、その後、その後これを安定的に持続する成長経路へと移行していくと見られる、こういう表現を使っておられました。昨年の四月に出されましたレポートの表現も一緒です。二〇一六年度の前半頃になると予想される、その後次第に、これを安定的に持続する成長経路へと移行していくと。共に、安定的に持続する成長経路へと移行と、こういう表現を使っておられたんですが、今の最新のレポートでいきま

すと、一七年度前半頃になると予想されるの後、その後は平均的に見て二〇程度で推移すると見込まれるということ、ちよつと表現が微妙に変わってきております。

安定的に持続する成長経路という言葉ではなくて、平均的にという言葉に置き換えられているんですけれども、この言葉の違いというのに関しましてはどのような意味が込められているんでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) そこは、同じ展望レポートの中で、それぞれの場所では成長経路との関連で説明しておるところでは、この一月の最新時点の展望レポートでも、二〇一七年度前半頃に二〇程度の物価上昇率を実現し、その後次第に、これを安定的に持続する成長経路へと移行していく可能性が高いと判断されるというふうに言っております。したがって、基本的な考え方、見方というのは違っていないということでございます。

ただ、今申し上げたように、物価の月々の変動幅というのはいろいろな状況で変わると言いますけれども、我々が見通しておりますような、言わば経済が持続的な成長経路に乗り、物価が二〇程度上昇するというような状況になれば、それは引き

続きそうといった状況になることは期待はされませんが、もとより経済は生き物でございますので、いろいろな状況で変化する可能性はあると、それに応じて常に金融政策は適正に運用していくということに尽きると思います。

ただ、この展望レポートの時点での見通しでございますので、その見通しとしては、繰り返しながらも、二〇一七年度前半頃に二〇程度の物価上昇率を実現し、その後次第に、これを安定的に持続する成長経路へと移行していく可能性が高いというふうに判断しているわけでございます。

○磯崎哲史君 私が紹介したものは、これ日銀が発行している展望レポートの最初のページに書かれている概要から抜き出している言葉です。まさに詳細を見る前に皆さん概要を見られるわけですから、この概要を見て日銀がどのように考えているのかということと推察するわけですから、ここについての表現が今までと変わってきたということとは、そこには何らかの意図があるというふうに考えるのが私は自然だというふうに思います。

その意味で、もう一度同じ質問をさせていただきますが、これはなぜ表現を変えられたのでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたように、このレポートの中で、いろいろなところで経済の動向あるいは物価情勢、その他いろいろなことを述べております。そうした中で、例えば物価につきましても、原油価格の前提を示しまして、その前提の下で、消費者物価の前年比が物価安定の目標である二〇程度に達する時期は二〇一七年度前半頃になると予想されると、その後は平均的に見て二〇程度で推移すると見込まれるということとを述べております。

先ほど読み上げたところは、この経済政策運営との関係で、経済の見通し等も踏まえた形で言っております。先ほど読み上げたところ、二〇一七年度前半頃に二〇程度の物価上昇率を実現し、その後次第に、これを安定的に持続する成長

経路へと移行していく可能性が高いと判断されるというふうに申し上げているわけでございます。委員御指摘のページ目の基本的見解というのは、この全体を言わばまとめる形で、エグゼクティブサマリーのような形で示しているわけでございます。

○磯崎哲史君 やはり全体をまとめるものに全てが集約されているというのが基本的な考え方だと思っておりますので、この表現が変わったということは何らかの意図があったんだろうと私は理解をいたしますし、今日はなかなか明確な納得いくお答えはいただいておりますので、この点、何らかの意識の変化があったというように形で私は受け止めて、この後も様々な政策は見させていただきたいというふうに思います。

それと、マイナス金利についてはこれまで様々な委員の方から多くの質問があったかというふうに思いますが、ちよつと直近の動きということで、昨日もお話をいたしましたけれども、春闘に絡めまして、マイナス金利、一月の末に発表されたわけですが、それが今春闘に対して何か影響を与えたかどうか、その点についてはいかがでしょうか。黒田総裁も様々なインタビューに答えになられていて、やはり賃金上昇というものを期待するというコメントもどこかでされていたと、記事で私見しましたけれども、されていたというふうに思いますが、総裁自身も期待をされていた春闘でございますが、マイナス金利が与えた影響という点についてはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 一月のこのマイナス金利付き量の・質的金融緩和の導入というものは、御案内のとおり、年明け以降、原油価格の一段の下落に加えて、中国を始めとする新興国、資源国の経済に対する先行き不透明感などから金融市場が世界的に不安定な動きとなっております。我が国において、企業コンプライアンスの改善あるいは人々のデフレマインドの転換が遅れて、物価の基調に悪影響が及ぶリスクが増大したというこ

とに対応して決めたものでございます。

この政策の導入以降、貸出しの基準となる金利あるいは住宅ローンの金利ははっきりと低下しておりますが、C/Pあるいは社債の発行利回りも極めて低い水準まで低下するなど、金融環境は一段と緩和度合いを増しております。そうした下で、今後、实体经济にもプラスの影響が着実に及んでいくというふうに考えております。

春闘につきましては、現在、労使間においてベースアップやボーナスを含めまして具体的な賃上げ率あるいは賃上げの方法などの交渉が行われているところでありまして、現時点で具体的なコメントは差し控えたと思いますが、我が国では企業収益が過去最高水準まで増加し、今労働市場も失業率三・二％ということで、ほぼ完全雇用ではないかと言われるぐらいまで引き締まっておりますので、賃金が上昇していく環境は十分整っているのではないかとというふうに考えております。日本銀行としてはこうした環境を踏まえた賃金の決定が行われることを期待しております。

○磯崎哲史君 様々な影響がいたしますが、様々な観点で見られる方もいらっしゃるというふうに思います。昨日も御紹介しましたが、ある経営者は潮目が変わったという言い方もされている方もいらっしゃる。あの日銀の政策、もちろん世の中の景気、環境、それから税金の話、国内だけではなくて海外の影響も受けるということだというふうに思います。

春闘だけがということではありませんけれども、やはり様々な影響を受けるということは是非引き続き注視をしていただきたいと思っております。昨日もほかの委員が御紹介されていましたが、メガバンクの労組が今回ベアの要求を見送ったという記事もありました。まさに、銀行、足下の状況では、個人消費を活性化させようという動きに対してブレーキが掛かってしまったという事実もございまして。経団連の会長も過剰反応ではないかというコメントも出されておりますので、是非こういった点にも影響が日銀の政策はあるという点も

今日 日銀総裁にこういった形でお話を伺って
きましたけれども、最後の方でも少し触れました。
日銀の政策、様々なものに影響を受けるというこ
とになります。違う言い方をすれば、日銀の政策
だけで物事が進めていけることでもないというこ
とでございます。昨日のクルーグマン教授が来ら
れた中でもそういった趣旨のお話はあったとい
うにも新聞報道で拝見をいたしましたけれども
も。

麻生大臣、これ通告していないんですけれども、市場では、第三弾、第四弾の黒田バズーカがあるんではないかということを期待しながら、手招きをして、あるいは注視をしているお金をいっぱい持っている皆さん方がいらつしやいます。黒田さんが何か政策を打てば、そのタイミングを計って、いろいろお金を動かして利ざやを稼ごうとされる動きもあるということは重々御承知だということふうに思っています。

ただ、こういう動きがどれだけ活発化しようが、国内の個人消費あるいは企業の経済活動が活性化しなければ、当然アベノミクスで目指されていること、あるいは与野党がデフレ脱却したいということの共通の課題というのは解決しないということからすると、そういう方たちは黒田バズーカを期待されているのかもしれませんが、実際のところ、経済効果としては実は麻生バズーカが必要なのではないか、こういう期待をされている方もいらっしゃるかもしれません。

この財政出動に關して、やはり今日日銀政策、私は正直なかなか行き詰まっているのではないかなというふうにも見ておりますが、こういうときにやはり財政出動というものの必要性というものがぐっと注視されていく、その必要性が高まっていく、こういう考え方もあるかと思ひますけれども、大臣のお考えが、もし聞かせていただければお願いしたいんですが。

○國務大臣（麻生太郎君） 最初からというか、三

したがいまして、今の場合は金自体はむしろ余っているぐらい、各銀行に余っているから金利が上がないんであつて、少なくとも実需という需要が出てきていないということが問題。世の中は需要がないというところの方が問題なんだというのが私の基本的な考え方で、最初から金融の緩和と財政の出勤、いわゆる機動的ということで第一の矢、第二の矢と申し上げてきておりますとおりなので、私どもとしては、財政というものをバランスを取りながらやっていかなきゃならぬ立場にありますけれども、おかげさまで財政というものを、この三年間の間、そこそこの公共事業等々を、なるべく減らさないようにして、その当時昔はコンクリートから人へとかいうのが、言っておった人がいっぱいいらつしたそうですけれども

でも、まだいるんだと思いますけれども、そういう方たちと我々とは意見が違いますから。コンクリートから人へと、忘れぬですよ。セメント屋に対する当て付けかと思つたぐらいですから、本當。忘れぬ思いですわ。

したがって、今の時代は需要というものを大事にしていなきゃいかぬというような当たり前の話がやっと出てくるようになったので、そういった意味では、今の時代というものが金融だけで経済が、デフレが脱却できないという実態が現

○磯崎哲史君 新たな財政出動についてもう少し何かほかのコメントがあるかなと思いますけれども、なかなかこの点については具体的には言っていたくないという事でございますので、また引き続きこの点については論議をしてまいりたいというふうに思います。

○磯崎哲史君　新たな財政出動についてもう少し何かほかのコメントがあるかなと思いましたが、でも、なかなかこの点については具体的には言っていただけないということでございますので、また引き続きこの点については論議をしてまいりたいというふうに思います。

・日銀総裁への質問はここまでになりますので、委員長のお許しがあれば御退席していただいて結構でございます。お取り計らいをお願いいたします。

○委員長(大家敏志君) それでは、黒田日本銀行総裁は御退席いただいて結構でございます。

○磯崎哲史君 それでは、内容をがらりと変えまして、今度は消費税についての議論をさせていただきたいというふうに思います。

今回、政府の方からは消費税の八%から一〇%への増税、それに合わせて軽減対策ということで、負担感の軽減ということで軽減税率の導入ということでお示しをされておりますけれども、これは

以前の委員会でも、私、大臣の方に二つの検討をされているんですかということでは、まだ、そのときは与党内で協議中なのということお話しただいたというところでございますが、最終的にこういう形で提案がされてきたということでありますので、政府としても検討された結果というふうに受け止めております。

この二つを比較検討をして、最終的に複数税率、軽減税率に至ったその検討の具体的な項目、判断するに至るその比較検討項目、具体的なものについて確認をさせていただきたいというふうに思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のありましたように、複數稅率というものの等々いろいろ検討されておりますのは、三党合意に基づいていろいろ出された中で、この輕減稅率制度等々、いわゆる消費稅というものを上げるに当たりましては確實に低所得者対策というものをしておく必要があると。そのうちのひとつとしてこの輕減稅率というのが挙げられております。

これは、低所得者対策としては、いわゆる効率的かといえば、少なくとも目的を絞り切れていない分だけ効率的じゃないという指摘があるのは確かなのですが、他方、日々の生活において幅広い消費者の方々から、消費また活用しておられる商品のいわゆる消費税負担の直接軽減ができるという点が一点と、これによって買物をされるたびにいわゆる痛税感の緩和というものが実感できるといふことの利点があるかと思っております。

他方、この給付付き税額控除につきましては、これは軽減税率と違って低所得者というのに絞りたいいわゆる支援ができるという利点があるのは確かでありますけれども、消費税の直接軽減がなされるものではなくて、消費者にとっては痛税感の

緩和というものがなかなか実感しにくいという問題が一点。

また、アメリカ等々で見られますように、所得、資産の把握とか執行可能性という問題からいきますと、なかなか所得の把握等々は難しいのは御存じのとおりですが、こういったことによつて生じます過誤支給とか不正受給とかいふものの問題というのがありまして、現実、マイナンバーの制度もありますアメリカにおいても年間約二割強の過誤、不正受給があるということが推計されておるといふのがありまして、こういったものを検討させていた結果、軽減税率というのを採用させていたということになったというのがこれまでのいきさつであります。

○磯崎哲史君 今御説明をいただいたんですが、効率的かどうかという観点、あるいは日々の生活における痛税感という観点、あるいは給付付き税額控除でいけば、実際にお金を還付をするときの手続あるいは実際の資産や所得の把握の難しさという観点であったと思いますが、検討されたのはこの三点のみということでしょうか。これ以外に具体的には何か、それぞれのアイテムでこういう部分にメリットがある、こういうデメリットがある、そうした具体的な検討をされていますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは実際にいろんなことが討議をされた記憶をいたしますけれども、少なくとも、極めて手間暇が掛かるから不便なことになるのではないかと御意見もありましたし、いわゆる益税の話もありましたし、いろんな意味でこの種の話は多くのことが討論された結果であります。

○磯崎哲史君 私がサラリーマンでいろいろ仕事をして様々なアイテムを検討しようとするときには、手法ですとKT法とかというのがあるんですけど、DA表を作つて、こういう項目について検討しましょう、縦軸にはこういうアイテム、こういうアイテム、こういうアイテムとを並べまして、それぞれ丸、バツ、三角 あるいは一点、

二点、三点という点数を付けて、項目には重み付けをして、ウオント項目、マスト項目みたいなものを付けて、最終的にはそれらの項目を全部計算をして、足し算をしてそれぞれのアイテムに優劣を付けて総合判断をしていくという、主観的ではなくて客観的に点数で評価をするという、こういう実際の評価の仕方ということでやり方があるんですけれども、こういったきちんと一元化した表の中にそれぞれのアイテムを並べて、評価項目を並べて検討されたというものはあるんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今言われたように、これは痛税感とか言われてもなかなか表現のしにくい、定量的には出せないところでもありますので、なかなかそういったようなことを出しにくい部分も多々ございましたので、今言われたような感じで、企業がやりやすいような感じというのでやったわけではございません。

○磯崎哲史君 そうすると、先ほどの、こういう項目、こういう項目で幾つかあるというのでも構わないんですが、具体的に何十項目ぐらいにわたつて検討されたとか、その辺は、恐らく検討をされて結果を出されているので、私は当然あるというふうに思っているんですけれども。

総合判断というのは分かれます。総合判断されたのは分かれますが、総合判断するためにはその前の詳細検討があつて総合判断があるというのが普通の感覚だと思ひますので、その検討項目が何項目ぐらいあつたのか、教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 何項目まで正確に覚えてはいるわけではございませんけれども、少なくとも、この軽減税率、給付税等々いろいろなものを出された中で、この軽減税率につきましては何といつても重きが置かれたのは痛税感ということだったんですけれども、いわゆる五%から八%に上げたときに、結果として気分の問題としてやつぱり三%というの増税が大きく後を引いた、いわゆる反動減につながつていったという痛

税感というのが非常に大きかったという反省が多々あつたというのが大きかったので、この点を一番に勘案して、どうしていくかというのが多くなされたところだと記憶をいたします。

他方、給付税額の開始につきましては、これはどこまでを幾ら絞れるか、また捕捉がどれまでできるか、またどういったところで線を引くかといったところがなかなか難しいところでした、そのころのころの線の引き方もなかなか難しいというところになったのが一点。

傍ら、この軽減税率の方につきましては、食品、加工食品、生鮮食品、外食等々というので、これが一番皆さんの生活になるならこれじゃないかというお話があつて、最初、生鮮食品だったんですけど、現実問題として、今、低所得者層の方々が食べられておられるものをよく見れば、加工食品の比率の方が高いんじゃないか、それで、生鮮食品というものがむしろ少ないと。したがつて、加工食品の方に重きを置くべきではないかという御意見等々が出てきて、いろいろな話があるときに、ちよつと正直言つて、つらつら思ひ出しているところとしゃべれるようなことになりましたのでいか

がなものと存じますが、随分いろんな話が出されたということを記憶しています。

○磯崎哲史君 今大臣が御説明をいただいたいろいろなお話については、それは軽減税率の線引きをどこにするかというお話でありまして、給付付き税額控除の比較においてどういう検討がなされたのかということに対する答えには私はなっていないというふうに思ひます。

一年前にこの質疑をさせていただいたときに、私、大臣に伺つたのは、いざれ複数税率が給付付き税額控除かどちらかを選択することになるんだというのを、この政策の導入の目的は逆進性対策ですかということを実は大臣にお伺いをいたしました。そのときに、大臣のお答えは、一番配慮しておかねばならぬところだというふうに回答されました。まさにそうだと思うんです。逆進性対策、まさに低所得者対策というものが一番私は配慮され

ねばいかぬものだというふうに、まさにおっしゃいましたし、もう素直に受け取ることができたんですけれども。

では、その大臣が一年前におっしゃつた一番配慮しておかねばならぬ逆進性対策としての効果比較ということでは、これはどちらの方が優れている、もちろんほかにも総合的には判断するんですけれども、一番配慮するべきだといつて置かれた項目については、これは優劣を付けると、どちらが優れているという検討結果になっていますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 先ほども申し上げましたように、これ一長一短、いわゆる軽減税率にするか給付付き税額控除というのにはそれぞれ一長一短ありますのはもう御存じのとおりなので、いわゆる消費税負担というものを直接軽減させるということによつて、いわゆる逆進性というものでいきますと、日々払いますお金ですから、そういったものでは間違いなく、ああ安いいというのが分かれますし、そういった、年末まとめて来るというのではなくて、きちんとそういったものでは痛税感を緩和と実感ができるという点においては、これはどう考えてもこの軽減税率の方が優れているというのはいささかいたしております、逆進性の緩和で年末何千円か戻つてきたというのでは、何だろう、これ消費税という話になりますので、そういった意味では、痛税感の緩和というのに関しましては、少額とはいえ毎日その消費されるたびにということの方が私どもとしては判断をしていただく意味では要素としては大きいと。

したがつて、逆進性の緩和を実感していただくのには、このいわゆる軽減税率の方が優れているのではないかと結論であります。

○磯崎哲史君 逆進性対策と今痛税感のお話を一緒にしてお話を回答されたんですけれども、私はこれは全く別のものだといふふうに思ひます。痛税感というのは、あくまでもこれは負担感、まさに先ほど大臣が言われた、日々の買物の中で実際にお金が、ああ出ていつている、ああ軽減さ

れた、よかったな、ここが痛税感だというふうに思うんですね。それは日々の買物の中で実際に行われている気持ちに働きかける部分。ただ、逆進性対策というのは、実際に手元にあるお金がどのように出入りをして、どれだけが出ていったのか、どれだけが手元に残ったのか、どれだけ税の再配分機能が発揮をされたのかという部分が逆進性対策だというふうに思いますので、この観点をちょっと混ぜてお話をさせていただきますと、とても私はこの二つについてきちんと検討されたというふうに受け止めることは正直できません。

逆進性対策ということでは、これはもう、私、実は一年前にグラフを大臣にもこの委員会に提出をしてお見せをいたしまして、逆進性対策としては給付付き税額控除の方が優れていますよねということもお見せをし、そのとおりですねというふうに大臣もお認めをいただいているんですね。ですから、一年前の大臣とのやり取り、そして今のやり取りからすると、明らかに御発言の内容は変わってしまったというふうに思いますし、今のやり取りからすれば、この二つについて、今回、政府でちゃんと検討がなされたとは私は受け止めることはできませんというのが今のやり取りの中で私の結論でございます。

この件については、これ以上細かくお話をきつとしても、検討していかないことだと思いたすので、詰めようがないんだというふうに思います。

その上で、その上でといいますか、ちょっと細かい、ですのちよつとここについては一旦切らせていただきます、非常に細かい話になって大変恐縮なんですけれども、仮にこの複数税率、軽減税率を導入したとなりますと、これはやはりいろいろ事業者に対しては負担が掛かってくるという形になります。端的に考えまして、税率が二種類になるわけですから、スーパーなどのレジ打ちは大変になるというふうに思うんですけれども、当然、これ、レシートには本体分の価格と税額というものは分けて記載がされることになるという

ふうに思うんですけれども、この辺の対応について具体的なことが決まっていまして御提示をいただきたいと思えます。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

今先生のお尋ねは、いわゆるB・T・C取引、要するに消費者との取引において価格表示がどうなるかと、こういうお尋ねが基本にあるんだろうと思えます。そこ、ちょっと基本的枠組みだけまず説明させていただいた上でお答えをしたいと思います。

まず原則としてしまして、消費税法上は、消費者の利便性の観点から、消費者が支払うべき総額が分かるようにしなさいということと税込み価格で表示をするということがまず原則でございます。したがって、千円と例えば八十円という感じだ、千八十円ということと最低限表示をしないというふうになってございます。ただし、その千八十円のうち消費税が八十とあることは別に排除しているわけではございませんので、千八十という数字は最低限書いてくださいという仕組みになっております。

その上で、消費税率引き上げのこの過渡期の間におきましては、その特例をいたしまして、消費税転嫁対策特別措置法という法律によりまして、いわゆる税抜き価格で表示するということも一定の条件の下で認められているところでございます。今の例で申し上げますと、税抜き価格が千円で消費税額が八十円という場合は、原則に従いますと最低限千八十と書いてほしいということでございますが、もちろん、消費者との関係でいくと、うち八十消費税と書くようなケースとかいうのも結構見られるところでございます。

それから、特例の世界は、例えば千円と書きまして、括弧で例えば税抜きと書くケースも可能だということでございますし、場合によりましては千円と書きましてプラス税と書くケースもございまして、いずれにしても、千八十という表示でなくともこの特別措置法上は構いませんという今

整理になっているというのが現状でございます。それで、今お尋ねでございますけれども、軽減税率制度が導入された後、軽減税率の適用物品かどうかということがはっきり分かるのかと、こういうお尋ねだと思います。

法律上の整理をいたしましては、今冒頭申し上げたような法律制度を基本としておりまして、それに新たに義務を掛けるというふうになりますと、事業者がまた大変な事務負担を負うということもございしますので、法令上は現状のままとしてございまして、もとより事業者にとりましては、先生お話しございましたように、消費者利便という観点からは、これが幾ら消費税が入っているのかということが明確である方が望ましいという点につきましては、最終的には、法律上は義務という形では掛けてございせんけれども、顧客との関係、事務負担を総合的に考えて各事業者で御判断をいただくということに相なります。

どういう対応が望ましいか等々については、しっかりと税務当局にお尋ねがございましたら対応していきたいという取扱いでございます。

○磯崎哲史君 義務ではないということですね。法律上の取扱いはそのうしないということでございます。

ただ、じゃ、八%なのか一〇%なのか買われた方が分からないんだとすると、これ痛税感の緩和にならないですよ。やつぱり買うタイミングで、八パーだった、ああよかったというふうに思えなければ痛税感の緩和にならないから、さつき言った比較対照の、こつちが痛税感があるから八%にしましたという論理と結び付かないですよ。

とすれば、これは義務ではないかもしれないですけれども、明確に、いや、消費行動を促すということであれば、僕は、八%ですよ堂々ときちんと表示すべきというふうな方向性を出すということも一つ手なのではないかなというふうには思いましたが、この後またいろいろ具体的には考えられると思いますので、その点はお任せをします

というか、この後、またいろいろ今後確認をさせていただきたいなというふうに思っています。この消費税、軽減税率についてもほかにもあるんですが、ちょっと時間がないので、この消費税の増税の扱いということで最後に一点だけ確認をさせていただきたいというふうに思います。

これは、総理始め大臣も、総理の発言としてはこうだということとお話をされております。増税の延期判断があるかないかということについては、あくまでもリーマン・ショックあるいは大震災級の事態にならないければ予定どおり引き上げていくというのが政府の答弁だというふうに理解をしております。

このリーマン・ショックあるいは大震災級の事態というのは、具体的にどんな状況になるんでしょうか。具体的な内容で教えていただきたいんですけれども。

○国務大臣(麻生太郎君) リーマン・ショックとか大震災とかいう言葉の中で、重大な事態というのは、これは今の段階でこういう段階というのは、ちょっと予想する方がまた難しいのでありまして、そういった意味では、そのときの政治判断によるところが極めて大きいということになるかと存じます。

○磯崎哲史君 私が具体的にということであえて申し上げましたのは、私、まだ当時はサラリーマンやっていたので、企業がやはり大変な状況になっていた。もう生々しくまだ記憶に残っています。あのリーマン・ショックのときにどのようになことになっていたのかというのが生々しく残っています。

会社の中の事業が様々やれなくなっていた。工場においては、ほとんど生産工場を動かすことができなくなつた。出荷をする先がなくなる、要は引取り手がないという状態ですね。そういう状況になって、正直言えば、会社、雇用は大丈夫かなと、何人か解雇まで行くのかどうかは分かりませんけれども、人員整理のようなことがこれは行

われる可能性があるんじゃないかと、それぐらい緊迫した状況が何か月も続いたというのがあのリーマン・ショックのときの私の生々しい記憶なんです。

ですから、今回政府が、リーマン・ショックあるいは大震災級の事態にならなければというコメントを聞いたときには、あつ、これはまず間違いない増税はあるなど、それを例示にするということであれば延期というのはこれはできないなというものが、私の率直な、当時の生々しい記憶に基づく自分なりの今の受け止めなんですけれども。

ちなみに、今のは私の個人的な受け止めでありますので、経産省の方で、当時リーマン・ショックのときに、製造業に特化してもいいんですけれども、何が現場で起きていたか、その辺の状況について具体的な事例をお示しいただければと思います。

○政府参考人(若井英二君) お答えを申し上げます。

具体的な事例というよりは個別の様々な指数、指標をもってお答えをするのがよろしいかなと、こう思うわけでございますけれども、日銀で調べになっておられます業況判断のDI、ディフュージョンインデックスでございますが、これは二〇〇九年三月調査で過去最低のマイナス五八という数字を記録してございます。

生産に関わります鉱工業生産指数、これは二〇〇七年十月を一〇〇とした場合に、二〇〇九年の二月には六四・八という状況でございました。

それから、雇用についてお話がございましたけれども、完全失業率、これは製造業に限りませんが、二〇〇九年七月に五・五%となっている中でございまして、失業には至らないけれども何らかの雇用調整措置を実施している事業所の割合、これは製造業に限定をして調べましたところ、二〇〇九年の第一・四半期には七・一%の事業所において何らかの雇用調整の措置が行われていたと、このように承知をしてございます。

○磯崎哲史君 七〇%を超える事業所で雇用に関する対応をしたということでありまして。企業が積み上げていた雇用調整に関する積立金も、この中から相当な金額が出ていったというふうに思いますが。緊急事態に対応していた積立金がこのときまさに威力を発揮したというふうに思いますが、やっぱりこういう事態が当時起きていたというのが、私の記憶とも今一致をする数字を御紹介をいただいたというふうに思います。

改めて大臣にお伺いをいたしますが、こういう状況にならない限り判断をしないのか、それとも今のはある意味市場の実態だというふうに思うんですが、それをベースに判断をしていくことになるのか、それとも、様々なそれ以外のマクロの経済指数であったり、あるいは国際情勢であったり、総合的な判断をしていくのか。私は、総理のお言葉からすれば、あくまでも市場の実態、ましてや今ペアも取れているわけですから、こういう環境で、とてもじゃないですけどリーマンと同じようにというふうには受け止めることはできませんが、最終的にはどういった観点で判断をしていくことになるか、改めてお伺いをしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 繰り返しになるようですが、恐縮ですけれども、まあ、磯崎さんの世代だとそういうことになるんだとは思いますが、私の世代ではやっぱりオイルショックですな。あれは大きかったです。今よりでかかったと思いますね、石油が来なくなっちゃったんだから。一挙に石油の値段が三倍ですから、それはもう、翌年は更に四倍、三倍の四倍ですよ。だから、それはすさまじい勢いで上がった時代でしたから、私たちのときはパレル二ドルでしたから、それまで、私どもが社長をしておりました頃は、それが一挙に六ドル、あつという間に、今御存じのように、ついでの間百ドルですから。それは、そういう意味では、急に来たという意味においては、リーマンは直接担当者でしたけど、あの頃は、一會社の社長をしていましたけど、ちよつと正直、ああ、これ

は潰れるなという、正直これ日本が潰れるというような時代でしたから、あつちの方の方がショックの方がでかかったと思いますけれども。いろいろな経済危機というのが起きてきたのを、我々はそれをくぐり抜けて今日まで七十年間戦後やってきたんだと思いますが、いずれにしても、そのときの政治判断というのがなされるんだと思ひますので、具体的に申し上げるというのは極めて難しいとは思ひますけれども、今私どもは少なくとも今の置かれてある経済状況というのはそこそこのものが我々は維持できていると思ひておりますので、基本的には総理が答弁をされておるとおりの判断だと存じます。

○磯崎哲史君 これで終わりますけれども、やはり様々な経済指標と、実際に現場で起きた事態というののギャップというものは大変大きいんです。その意味では、やはり一年前に総理が言われたリーマン・ショックあるいは大震災級という言葉は、正直言つて、私の感覚からすると、非常に軽々しく使われたのかなという印象を私は自身は受けてました。大きい判断をされるのであれば、言葉に対して、その重みについて、もう少し重々慎重に考えた上で御発言をしていただいた方がよかつたのではないかなと、あのときに苦勞をした立場からそのようなことをちよつと感想として思ひましたので、最終的には様々政府が総合的に判断をされるということですから、今後も様々注視はしてまいりたいというふうに思ひます。

以上で終わります。

○大久保勉君 民主党の大久保勉です。先ほどの磯崎委員の質問に関連して、大臣に一点だけ確認したいと思ひます。

消費税引上げ延期のためには、リーマン・ショック並びに東日本大震災並みと、あとは政治的判断といひますが、少なくとも、GDP成長率がマイナスで金融収縮が起こつていくのを私は必要條件だと思ひますから、念のために確認しますが、GDP成長率がプラスであっても消費税引上げ延長というのはあり得ますか。

○大久保勉君 政治に対する信頼がなくなりますね。プラス成長率でリーマン・ショック並みというのにはあり得ないですよ。では、もう一度確認しますが、金融収縮がないという状況でも、リーマン・ショック並み若しくは東日本大震災並みと言ひますか。

○国務大臣(麻生太郎君) これも度々お答えをいたしておと思ひますが、そのときの政治判断というのはGDPだけで決められるものとは思ひておりません。

○大久保勉君 政治に対する信頼がなくなりますね。プラス成長率でリーマン・ショック並みというのにはあり得ないですよ。では、もう一度確認しますが、金融収縮がないという状況でも、リーマン・ショック並み若しくは東日本大震災並みと言ひますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 私どもの見解として、私どもは、基本的には、ずっと申し上げており、大きな経済ショックみたいなものがない限りは予定どおり引き上げさせていただきますというお話を申し上げておりますので、今のようになつたのなら、これだつたらというものは、度々、そのときの政治判断によるものだということをお願いしてまいります。

○大久保勉君 ということは、もういつでも延期する可能性がありまふというふうにししか聞えませんが。その程度の財務省だということ、がっかりしました。

やはり、しんがあるところを言つて下さいよ。経済成長率がプラスだつたら、もしプラスだつたら消費税引上げ延期しないと。金融収縮はしてない、そういう状況だつたらリーマン・ショックとは違ふと。このくらいは常識だと思ひますけれどもね。しんがある麻生大臣でしたら、そのくらいは言えると思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 元々尊敬されていなかったと記憶しますので、今更言われても迷惑ですけれども、私どもがずっと申し上げておるのは同じことでありまして、リーマン・ショック、大震災みたいなものがない限りは予定どおり引き上げさせていただきますと申し上げております。

からないです。経済がプラス成長かつ金融収縮もしていないのに、消費税、突然引上げ延長と。これはもうまさに党利党略以外の何物でもないというところを言つて、次の質問に入りたいと思います。

次の質問にしましては、法人税に関する質問です。

国会の議論にしましては、法人税の表面税率が何%とか、若しくは租特がどうか、こういう議論が中心ですが、今日はもう少し細かい、専門的な話をしたいと思います。特に、企業の間ではタックスプランニングという言葉が非常に重要でありまして、どういう形で企業をコントロールするかということ、まず佐藤局長の方に質問したいと思っています。

まず、タックスプランニングというのは、全員に分かるように簡単に説明してもらつていいですか、どういうことを意味しているか。

○政府参考人(佐藤慎一君) 適切な定義があるとは思えませんが、俗には、税制というものが存在します。その税制を使いながらそれぞれの企業の在り方の中で適正な税負担になるようなことを考えるということかと思ひますけれども、明確にこれがタックスプランニングだという定義はあるとは承知しておりません。

○大久保勉君 コーポレートファイナンスの世界においては、やはり税引き後の利益をいかに上げていくかと、そのためにはタックスというのの場合によつてはコストと考えて最適化を考えていくと。それは、日本のみならず世界中の企業の配置等を考へて、特にM&Aであったり、若しくは海外との取引、移転価格税制等のことを考へながら適切に企業を運営していくと、こういうことを考へています。

今日は、こういった点において、日本の税制、いかに透明にしていくのか、さらには、いろんな紛争を減らすのか、こういった観点から質問したいと思ひます。

今日は、資料のの一というのを準備してあります。

ですが、日経新聞の三月七日の朝刊です。各企業グループ、税を使ったことで日本国政府を訴えております。例えば、IBMの訴訟であったり、ホンダ、日産自動車、デンソー、ヤフー等々があります。こういったことを議論していきたいんですが、その前に、法人税がどういふふうになっているかということで、資料の二というのを御覧ください。三ページ後です。

ここで佐藤局長に対して質問したいと思ひますが、こちら、資料二を見てもらつたら分かりますが、資本金一億円から十億円の企業の実質法人税の負担率と十億円超の実質法人税の負担率、それぞれ何%になっているか質問します。

○政府参考人(佐藤慎一君) ここに、先生の資料によれば、合計額でよろしうございますか。合計額のところでありますが、実質が一五・六%という数字でございます。表面税率は二五・五%というところでございますので、その差は、ここにありまふように、所要によりまして課税ベースが小さくなつてゐるということを示しているものだと思ひます。

○大久保勉君 そこで質問したかったのは、この表の十億円以下というの何%になっているのか、さらに、十億円超というの何%になっているのか、この税率に關して質問したいと思ひます。

○政府参考人(佐藤慎一君) 十億円以下でございますか。それでは、これ二・三という数字だと思ひます。それから、十億円を超える部分につきましては四・六%という数字だと思ひます。

○大久保勉君 あえて答弁してもらひましたのは、議事録に残して、これが法人税の実態であるということですか。

この私の資料ということなんですが、これは財務省の方に資料請求をし、一か月以上時間がたつて出してもらつた数字です。

今、法人税率が三・二%台から二九・七%になると、もちろんこれは地方税も含んでおりますから、国税に關しては二十数%、二〇%半ばという状況です。

ところが、企業の払つてゐる実質は、十億円超の大企業が四・六%です。中小企業に關しては様々な特典がありまして、租特もありますが、中小企業の税制もありまして、実質は二・三・六%、一億円以下一千万円以上の資本金が一七・六%、十億円以下一億円以上の資本金の会社が二・三%と、だんだん税率は上がつていきますが、実は十億円を超えた段階で四・六%ということになります。

〔委員長退席、理事愛知治郎君着席〕

ですから、中小企業に手厚い減税措置と言つてはありますが、そういうふうになつていないと。また、思つたより日本の企業というのは税金を払つていないんじゃないかと。こういった実態がない限りは、今の表面税率が、日本の税率は、世界、シンガポールとか若しくは中国、韓国に対して税率が高いんじゃないかと言つたとしても、必ずしも正しくないという観点で議論したいと思ひます。

佐藤局長に質問したいのは、では、どうして十億円以下の中小企業と十億円超の大企業、税率が逆転しているのか、この点に關して質問します。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

この表を御覧いただきますと、大企業というところで、実態的な税負担と表面税率の差、この部分が、課税ベースが小さくなつてゐる要因というのが、上に、軽減税率から始まりまして、租特、受取配当益金不算入、外国子会社益金不算入制度、欠損金の繰越控除、いろいろ並んでございまして、こういうものの影響によりまして全体としての実質負担が小さくなつてゐる、利益法人について実質負担が小さくなつてゐると、こういうことでございします。

大法人の場合、特徴的なのは、益金不算入とされます国内の子会社の受取配当の話とか、要するに連結納税といったものの影響が効いてゐるんだらうというふうに思ひますが、これらの制度につきましては、それ自体が恩恵ということではなくて、例えば受取配当の益金不算入制度というこ

とにつきましては、子会社の段階で法人税が課税されるということで二重課税を避けるという趣旨でございしますし、連結納税制度においても、企業のグループ組織形態に影響を与えないといったようなそれぞれの制度的な考へ方がございまして、これが国際的にも一般的な制度だと思つております。

こういうことの部分が効いてゐるという一ポイントを捉えて大企業向けだということにはならないんだらうというふうになつております。

○大久保勉君 私が言つてゐるのは、大企業の実質税率が低いからけしからぬじゃなくて、こういった実態を踏まえないと法人税の議論はできませんねということなんです。

例えば、租特に關して、大企業の実態に關しては三%使つてゐるんですか、で、十億円以下一億円以上の会社は〇・五%と。やはり租特等に關しては大企業はうまく使つてゐるということとは分かりますから、こういった実態を考へながら一つ一つ租特の税目を議論すべきではないかと思ひます。何かございしますか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

まさに、そういう問題意識を明らかにするためでございます。資料だらうと思つております。

〔理事愛知治郎君退席、委員長着席〕

今回の法人税改革というのは、この実際の税負担の割合と表面税率のこの差の部分をいかに縮めるかということなんだらうと思ひます。例えば、繰越欠損控除などにつきましても、繰越控除限度額を下げることにによりまして、それに伴う形で実態的な税負担をしていただくということになりますので、その両者を縮めていくという改正に二〇七年度、二〇八年度取り組んでゐるというところでございします。この表からくるインプリケーションを踏まえまして、我々として法人税改革を組成し、御提案申し上げてゐるということでございます。

○大久保勉君 考へ方は全く同感で、是非一緒に

やっていたと思うんですが、実は国会と政府の間に大きい壁があります。といいますのは、私も国会の人間というのは、若しくは国民は、この実態の内容が全く分からないんです。財務省は細かい内容が分かります。ですから、そういったデータを分析していろんな提言がありますが、是非私もその情報を共有して一緒に、税率を下げる代わりにしっかりといわゆる税金を掛けるところを増やしていくということで、より公平かつ競争力があるような税制をつくっていききたい、こういう趣旨なんです。

そこで、私も、実は野党合同で法人税の開示の議員立法を出しました。これに関しては、本会議代表質問でも麻生大臣の方に質問をさせてもらいました。念のためもう一度、是非法人税を開示した方がいんじゃないかと思いますが、是非、大臣、一歩踏み込んだ答弁をいただけたら有り難いと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 情報開示の話だと存じますけれども、法人税に関する情報につきましては、これは税務統計とか租税特別措置の適用の実態調査の報告書などを作成して、もう公表しておりますのは御存じのとおりです。特に求めがあれば、個別企業ごとの情報を、特定しない形ではありますけれども、推計資料も示しをしておりまして、今後ともその点にしましては適時適切に対応をしてまいりたいと思っております。

また、こうした対応を超えて税制当局から個別企業の納税情報を明らかにするということになりましたと、これは守秘義務に関わります問題もありますので、納税者との信頼関係というものを損ないかねないと思いますので、これは税務の執行というものを適正に行っていく上での支障とならないかなということから、そうした対応は行っていないというところだと思っております。

大企業に限って納税情報を公表する新たな仕組みをつくるべきという御提案もいろいろあるところではありますけれども、私も本会議で答えをしましたとおり、大企業でありまして、

企業のイメージというものと、日本の企業だけに競争上の不利益が生じるおそれがありますし、また、デメリットを十分に上回る公益上の必要があるかという、言い換えればなぜそのような対応が必要かということであるんだと思っておりますが、そこらも見極める必要があるかと思っております。

また、単に国民の理解を得るため大企業の納税実態を明らかにすべきということだけでは、今申し上げたような公益上の必要性を説明をし切れるだけの材料には乏しいのではないかと、基本的にはそう思っております。

○大久保勉君 こちらに関しては、やはり軽減税率を適用するとか、租税を適用するとか、そういったメリットがあるんだしたら、その反対に情報を開示することでバランスを取っていったらいいと思いますし、もちろん個別の企業の競争に関する守秘情報が出てくるのでしたら、そこは何とか回避するような方法というのもあり得ると思うんです。例えば、納税情報に関しては五年後に開示するとか、十年後に開示するとか、時間差を付けるとか、いろんなことは是非工夫してもらいたいと思います。

こういった議論ができますのは、大枠でいいままで、財務省自身は非常に協力的で、先ほど個別の資料をいただいているということだから一歩前進ですが、大臣の強いリーダーシップでもってしっかりと開示することによって更に競争力のある法人税改革をしてもらいたい、こういった応援の意味での質問でもあります。

そこで、よく大臣の答弁で出てきましたのは、日本の企業だけが納税情報を開示したら競争的に不利になるのかと。

じゃ、質問します。これは、佐藤局長、米国、英国、ドイツ、企業の納税情報に関しては一切出てこないか、このことを質問します。例えば、企業の開示情報であったり、様々な統計等。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

アメリカ、イギリス、ドイツにお尋ねだと思いますが、税務当局が個別企業ごとの法人税額といった情報を公表する制度はないものと承知しております。

それから、それ以外、恐らく企業情報の開示のお話を先生おっしゃっておられると思いますけれども、各企業が作成する財務諸表において、法人税額等ということで一定の情報が開示されているということはございますが、今おっしゃいました三つの国につきましては、例えば納税の国ごとに税額があると、幾ら幾らの税額を納めているといった詳細情報の開示は義務付けられているというような例は承知をしております。

○大久保勉君 企業の財務諸表を見ましたら、少なくとも税引き前利益と税引き後利益は分かりますし、ただ、その税金というのが日本国で払っているのか、若しくは海外で払っているのか、どういう形で払っているかというのは分からない。この辺りに関して、ある程度開示した場合には様々な特権を与えて、その結果雇用が増え、若しくは産業競争力が増すと、こういった工夫があった方がいんじゃないかと思えます。といいますのは、大きい税目で考えましたら、消費税の負担、個人所得税の負担、それに対してどうしても法人税の軽減になると。では、バランスはいいのかという点に関して説明する材料になるのかなというところで質問しました。

続きまして、移転価格税制並びにMアンドA、グループ再編税制に関して質問したいと思えます。これは資料の一番最初の資料一です。こちらで、様々な係争のケースが出てきています。

特に、まず委員の皆さんが一番よく問合せがあるケースとしましては、東南アジアとか中国とか海外に行つて現地の日本商工会議所の会員と話をした場合に、現地の税当局がかなり厳しい徴税政策をしている。具体的には、移転価格税制に関してかなり懲罰的に思えるような税金を課せられた。このことに関して何とかしていただきたいという話もあります。実際に北京の方で日本企業と話

をしたときにそういった事例もありましたし、パソコクであったり、いろんなところでそういった事例が起きている。

そこで質問しますが、移転価格税制の定義と日本企業のトラブルの実態について、これは星野次長、お願いします。

○政府参考人(星野次彦君) お答えいたします。移転価格税制とは、グループ内の企業が国境を越えて取引するときの価格が第三者との取引価格と異なる場合に、第三者との取引価格、これは独立企業間価格と申しますが、これで取引したものとみなして課税する制度でございます。

先生御指摘のとおり、新興国の税務当局と日本企業との間のトラブルといたしましては、例えば、新興国の税務当局が新興国に所在する現地子会社に移転価格税制を適用して、多額の課税を主張する場合がございます。具体的には、新興国における高い購買力など市場の特殊性、マーケットプレミアムを主張し、また、低廉な労働力などコスト削減効果、コストセービングといえますけれども、こういったことにより生じた利益は全て新興国の企業に帰属すべきものと強く主張する場合がございます。と承知をしております。

国税庁といたしましては、租税条約に基づく相互協議において、相手当局の主張について十分な検討を行い、適切な移転価格税制の適用に向けて粘り強く議論を行うなどにより解決に努めているところでございまして、引き続き新興国等による移転価格税制により生ずる二重課税問題の解決に努めてまいりたいと考えております。

○大久保勉君 ここで企業にとって問題なのは、例えば新興国で税金を課された、一方で日本の税務当局も税金を課されると。同じ源泉なのに二重の意味で課税される可能性があります。

そこで、先ほど出てきました相互協議といいますが、その新興国、当事国と日本の税務当局がしっかりと議論して二重課税を排除すれば、日系企業にとっては損得なしと。ところが、なかなかそれが解決しないから大きい問題になっていると。

ですから、この辺りに関して、日本国政府、特に国税の方もしっかりとこのことに対する問題意識を共有し、しっかりとそういったことができる人材を育成してほしいと思います。

それに関連して、まず日本企業の相互協議申立て件数として、中国、米国、インド、タイ、具体的な件数が開示できたら開示してください。

○政府参考人(星野次彦君) 相互協議申立ての国別の具体的な件数については、相手国との関係などを踏まえてお答えを差し控えていただきますと思います。

その代わりに、中国、インド、インドネシア、シンガポールを中心とする非OECD加盟国全体で見たとすると、平成二十二事務年度においては六件であったところ、平成二十六事務年度におきましては十七件に達するなど、近年、相互協議事案の発生件数が増加してきているところでございます。

○大久保勉君 件数は増えているということなんですが、例えば実際に係争しますが、解決するまでの期間に関して、先進国と新興国、違いはありますか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

非OECD加盟国との相互協議の処理期間でございますけれども、国税庁が毎年平均的な処理期間を公表しているところでございます。それによりまして、平成二十六事務年度において、全ての条約締結国との相互協議に係る平均的な処理期間が二十二・四か月であるのに対して、非OECD加盟国との相互協議に係る平均的な処理期間は三十・六か月となっているところでございます。

○大久保勉君 是非この辺りに関しては人材をしっかりと配置して、日本企業に対してしっかりと応援して、二重課税の問題を即刻解消するように頑張ってもらいたいと思います。

最初の質問で、法人税の個別開示はなかなか抵抗感があるというのは、実はここにも若干影響し

ていると聞いています。例えば、ある日本の会社が入国国内でかなり大きな納税をしている。これだけでもうかつているんだら、例えば中国であつたり若しくはタイであつたりそういった国は、実際の付加価値は自分たちの工場で作っているんだからもう少しうちの国で税金を払えと、こういったことになるから個別開示というのは注意した方がいいんじゃないかと、こういったことで佐藤局長が発言されたとは私は理解をしておりますが、そういった微妙な部分もありますから、ただ、一方で、日本国国民、個人の痛税感の問題とのバランスで、何らかの開示方法というのは是非検討してもらいたいと思っております。

ここまで議論した中で麻生財務大臣に総括的な答弁を求めたいと思いますが、今まで新興国の恣意的な移転価格税制というのがありまして、その適用とか対策、人材育成も含めて、お言葉があつたら是非いただきたいと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) 日本企業の海外展開というのはこのところ急激に進んでおる、更に進んでおる。さらに、そうですね、TPPなんということになる、更に進む可能性があるんだと思っております。

この進出した先の税務当局によるいわゆる移転価格税制の適用による同一所得に対する二重課税という話なんだろうと思いますが、これは現地と日本の双方で課税されるという事態なんですから、これは企業にとっては丸々ダブルで掛かりますので、これはもう十分問題なんだと認識しておりますし、特に最近これ中国で多いかな、そういった国を言うのはいかげんかと思うけれども、最近特に多く出てきているような感じが正直な実感です。よく企業側から聞かされる話はその一番多いような気がします。

したがって、日本の税務当局としては、これは租税条約に基づきます税務当局間の相互協議というところが、きちんとしたものがありますので、こういったものに積極的に取り組んで速やかにこの問題を解決していかないかぬというので、こ

いったものに割きます対応ができる人材の育成というものも併せて考えないかぬところだと思っております。

○大久保勉君 是非しっかりと大臣のリーダーシップを期待したいと思っております。

これまでいろんな議論をしましたが、例えば北京の日本大使館には、恐らく財務省から五名ほどの税の専門家を送られているということですが、非常に優秀な人材を送って何とか日本企業を助けようとしていて、こういった点に関しては非常に評価したいと思っておりますし、これと同様にしっかりと頑張っていたらいいと思います。

続きまして、企業のMアンドA、グループ再編に関する訴訟等に関して申し上げたいと思っております。

これはどういうことかといいましたら、各グループ企業が欠損金、NOLと言っています、ネット・オペレーティング・ロス、これを使って、ある意味で企業側から考えたなら節税をしたい。ところが、税務署の立場から考えたなら、これは節税、場合によっては脱税のための企業再編じゃないかと、こういったことで、企業側の考え方と国税側の考え方が違う、最終的には訴訟が起きている、こういったケースがあります。

そこで質問したいのは、企業のMアンドA、グループ再編、さらには移転価格税制等に関して、過去五年間で訴訟金額十億円以上の案件で、国税が企業に訴えられたものに関して何件あるか、質問したいと思っております。星野次長、お願いします。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

直近五年間において発生いたしました組織再編、移転価格税制、外国子会社合算税制に係る税務訴訟のうち訴額が十億円を超えるものは八件になっております。発生年度ごとに見ますと、平成二十二年度が二件、二十三年度が五件、二十四、二十五がゼロ件、二十六年度が一件となっております。

○大久保勉君 こちらに関して、資料一の一にも

書いていますが、じゃ、ちなみに訴訟金額が大きい三件の概要を説明してください。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

過去五年間において発生した組織再編などに関する税務訴訟のうち、訴額が大きい上位三件の概要を順に申し上げますと、まず、グループ法人間で行われた株取引が法人税の負担を不当に減少させたものか否かが争われました、訴額が約千九十七億円のIBM関連法人事件。それから二番目が、グループ法人間での組織再編が法人税の負担を不当に減少させたものか否かが争われた、訴額約百六十三億円のヤフー事件。三番目が、外国子会社との間で行った取引の対価が独立企業間価格に満たないものか否かが争われました、訴額約六十九億円のホンダ事件となっております。

○大久保勉君 資料の一の一に書いていますが、これは日経新聞ですが、いろんな係争においては、租税回避かどうかの判断基準としては目的手段、結果がある。目的に関しては、事業の目的の有無は租税回避の判断の決め手にならないとの考え方を示したと、これが最高裁判所の判決内容です。さらに、手段に関しては、独立した当事者間の通常取引か否かで判断する必要がある。つまり、グループ企業の親子間ではなくて、二つの企業が独立しているかどうか。アームズ・レングス・ルールというのがありますが、そういったもののひとつになっているかと。一つの判断基準なんですけど、まだ分からない、若しくは非常に微妙なケースがあります。

そこで、ケーススタディーとして、日本IBMのケースに関して、裁判所の判決に関して説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(星野次彦君) 御説明申し上げます。

IBM関連法人の訴訟でございますが、裁判の過程で明らかになった事実によれば、この事件では、原告はその一〇〇子会社の発行済株式の全部を米国親会社から購入した後、その一部を当該

子会社に譲渡することにより生じた株式譲渡損約四千億円を、連結納税によって当該子会社の所得と相殺して申告をしたと。これに対し、課税庁は、この一連の行為は法人税の負担を不当に減少させるものであるとして、法人税法百三十二条、いわゆる同族会社等の行為又は計算の否認の規定を適用して否認をしたところ、その更正処分等が争われたものでございます。

第一審控訴審において国側が敗訴したため、最高裁に上告受理申立てを行っていたところでございますけれども、今年の二月十八日に上告不受理決定が最高裁によりなされまして、国側の敗訴が確定したものでございます。

東京高裁の判決におきましては、法人税法百三十二条の不当性の判断に当たっては、まず、経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきであり、第二点目として、経済的合理性を欠く場合は独立当事者間の通常の取引と異なっている場合を含むと判示した上で、本件の一連の行為については不当なものと評価することはできないとして国側の処分が取り消されたものでございます。

○大久保勉君 今回こういった事例を挙げているのは、四千億円の欠損金を認めるか認めないかと、恐らく、企業の税率は単純化して三〇%としましたら、一千二百億円の国の税収が増えるか増えないかということで、個人でしたら一千二百億円増税か増税じゃないかというのは相当大きい、国会でも相当議論するテーマです。ここに關してはなかなか判断ができないということで裁判に上がりました。

国は、仮に一千二百億徴税して、ところが、恐らく四年くらいたった段階で最高裁判所が、これは国の敗訴が確定しました。ということは、国は税金を先にもらっていますから、いわゆる利息を付けて返さないといけない。その利息は幾らになりますか。

○政府参考人(星野次彦君) 判決により更正処分が取り消されたことを前提に一般論として申し上げます。

ければ、更正処分により追加納付された税額が過誤納金として還付される場合、納付の日の翌日から還付金の支払手続を行った日までの日数に応じて還付加算金を計算することになります。

先生ただいま御提示の仮定に立ちますと、還付される過誤納金の額が千二百億円、納付の日の翌日から支払手続を行った日までの期間が四年間となり、平成二十八年中に適用される還付加算金の割合一・八%を用いて計算をいたしますと、還付加算金の金額は約八十六億円となります。

○大久保勉君 つまり、八十六億円国が余計に利息を払わないといけない事態が発生したということとは、企業にとってはもしかしたら税金を払わないでいいという判断で企業再編をしたんだけど徴税された。それも非常に不安定な状況ですが、国がそれで徴税したら、場合によっては裁判で負けて八十六億円利息を払わないといけない、こういう不安定な状況がありますから、国にとっても企業にとってもこういった不透明性を透明化していくといったことが一番重要だと思います。

そこで、麻生財務大臣に質問したいのは、今回のIBMの敗訴における国の教訓並びに再発防止策に關して質問したいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) これ、自社株買いみたいな話なんですけれども、基本的には、この裁判において国税当局が主張いたしました課税処分というものの正当性が認められなかったということになりました。これは私どもとしては極めて残念だったと思っています。

したがって、今後、これまで以上に税務上の取扱いについて、今言われましたように、納税者の予見可能性というものを高めていくという必要があるかと考えておりますし、国税におきましては、納税者の方々から事前の相談等々に適切に対応できるように、いわゆる国際課税の問題やら組織再編成分野におけますいわゆる専門性の高い人材というものを確保する等々、体制整備を今後図っていくねばならぬというように思っております。

○大久保勉君 関連して質問したいんですが、大臣が答弁されましたように、しっかりと国が事前いろいろな回答を示すと、こういった制度は極めて重要ですが、それが本当に使い勝手がいいかということですか。

実は、いろんな企業の関係者とも話をして、企業の関係者が文書で私に出したものとしましては、現在、ノーマクシオンレーター制度はMアンドAのケースを含めてほとんど活用できないという声があります。税務当局とも話をしましたら、ノーマクシオンレーター制度というよりも、税務署としては文書回答手続というのでしつかりと制度があるんだと。でも、それが本当に利用されているかに関してはやっぱりいろんな議論があるということと、国税庁ないし佐藤局長、こういう見解か質問しておきます。どちらでも結構です。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

国税庁におきましては、MアンドAや組織再編などに係る税務上の取扱いにつきまして、各国税局に相談窓口を設けて納税者からの事前照会に対応しているところでございます。

また、それに加えて、一定の要件を満たす事前照会には文書による回答を行うとともに、手続の透明性や公平性に配慮いたしまして、他の納税者の予見可能性の向上にも寄与するよう、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページで公表しているところでございます。

○大久保勉君 私も、前、金融機関で企業を買収とかMアンドA等の業務に当たっておりますが、やはりスピードが物を言う世界です。それも、海外の企業を買収したり、若しくは海外に子会社を売るとか、こういう状況ですから、スピードをいかに上げていくか、このことがその国の企業にとっても競争力になります。そのときに重要なパートナーとしては、国というのも重要なパートナーです。

例えば、米国企業の場合は、米国にはプライベート・レーター・ルーリングという制度がありま

て、税務当局にこういうことをやりたいんだと、この場合に自分たちの考え方は正しいのか、税務上否認されないかということで、事前に確認し、それで実際にMアンドAができるかできないか、場合によっては買取価格まで決まってくと。

こういったことが日本において遅れているとしたら、いわゆるアベノミクスの三本目の矢、成長戦略にも影響しますから、是非このことはしっかりとやってほしいと、ここをしつかりと税務当局が行うことによって日本企業の再編も、さらには戦略的な決断もできますから、その点しつかりとやってほしいということで質問したいと思いが、具体的には、米国型プライベート・レーター・ルーリングというのを導入すべきだと思います。若しくは、それと同様な制度を使えるようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) プライベート・レーター・ルーリングの場合は、これはアメリカにおけます内国歳入庁ですか、IRS、内国歳入庁において、こういったものが納税者からの申請というのに対して、特定のいわゆる事実関係に対して税法の適用、解釈等々の見解を示して文書を発行する制度をまとめてプライベート・レーター・ルーリングと呼んでおられるんだと思いますが、日本においても納税者側に立つての予見可能性というのを高めるといふ観点から、これと似たような文書回答手続というのを設けているところがあります。これはもう既に御存じのとおりだと思います。

これは、委員が御指摘になりましたように、この点につきましては、いわゆる活用しづらい、しにくいといった御意見があるということは私も承知をしておりますので、引き続き、いわゆる照会者の利便性とか、先ほど言われましたようなスピードもありませんけど、同時に透明性とか公平性とかそういうものに配慮しつつ、いわゆる遅いという問題に關しては、これはかなり企業にとってはスピードは大きな問題であろうと思っておりますので、適切に対応を努めてまいりたいと考え

ております。

○大久保勉君　ここは経営者出身の大臣ということで極めて明快な言葉がいただけましたが、やはりスピードこそ命という部分もありますから、スピードを上げるためには、例えば東京国税局でやったり、大阪国税局とか、そういったところに人を増やして専門家を増やすということで、是非大臣として応援してもらいたいと思います。

続きまして、最後の項目になりますが、その他の税目として、例えば金融課税に関して、これは藤巻委員の方が昨日か質問されたことに関連しておりますが、例えばデリバティブを含む金融所得課税の損益通算範囲を拡大すべきじゃないかと、こういった意見が、たしか金融庁であったり、若しくは証券協会等から出ております。これは、私もそういった損益通算を拡大した方が利便性は高まるし、またしっかりと納税ができるということでは是非進めてほしいと思いますが、ここに関して財務省に質問します。これは、佐藤局長、お願いします。

○政府参考人(佐藤慎一君)　デリバティブについてのお尋ねでございます。

デリバティブを金融所得課税の損益通算の対象に加えてどうかと、こういうお尋ねかと思えます。

デリバティブというのは、しかしながら、複数の取引を組み合わせる意図的に損失を生じさせる可能性があると、租税回避行為に用いられるおそれがあるということでございますので、その点やはり十分注意した取扱いが必要になるだろうということでございます。

与党の税制改正の中でも、二十八年度の大綱におきまして、多様なスキームによります意図的な租税回避行為を防止するための実効性のある方策の必要性を踏まえた検討が要するというふうになされておりました、引き続き多角的に検討してまいりたいと思っております。

○大久保勉君　こちら、デリバティブと言っている

ますけれども、例えば外国の株を買う、どうも為替が急激に円高になりそうだということで為替でヘッジしたいというようなことを含んでいます。ですから、そういったことをすることによって、投資家としてはリスクが減っていくと。当然、普通のことであります。

そこで、もう一つ、デリバティブだったらいろんな損益をつくることができる。こういったことは、実はある人が株を百銘柄持っています。そのときには、もうかっているもの、もうかっていないものがあると。それをビックアップして、例えば税金が払わなくていいように売ったり買ったりすると。こういったこととデリバティブを使うということとはほとんど等しいと思えます。それから、その辺りも含めてしっかりとしたことを今後検討してもらいたいと思えます。ここは意見だけです。

次に、大きい項目として、税制の課題としては、サイバー空間で課税をどうするのかと、これは大きな課題だと思っております。こちらに関して、佐藤局長が若しくは星野次長に質問したいと思えますが、例えばネット企業の場合です。

町のいろんな小売店がどんどん潰れている、若しくはデイスカウンターが潰れているという背景としましては、例えばネットで物を、家具を買う、家電製品を買うといったものが急激に増えている、こういった状況もあります。ところが、電子空間上は、例えば、同じ企業に見えて、ある企業は日本で法人税を払っている、ある企業は払っていない、こういった差異があります。

具体名で恐縮ですが、例えばアマゾンという会社であったりグーグル等に関しては、恐らくは、日本で売買に関する税金をもしかしら払っていないか、若しくは少なくとも払っていないというケースが指摘されています。一方で、楽天とか若しくはヤフー・ジャパンでしたら税金を払っている。

こういったことで、日本の課税当局としては、

どういった企業に対して課税し、どういった企業だったら課税しないのか、この点に関して質問します。

○政府参考人(星野次彦君)　お答え申し上げます。

個別にわたる事柄についてお答えすることは差し控えていただきますけれども、一般論として申し上げますと、法人税法上、内国法人は全ての所得について納税義務を負うこととされておりまして、サーバーの設置場所に関係なく、全世界所得について法人税が課税されます。

これに対して、外国法人につきましては、国内に源泉がある所得について法人税が課税されることとされておりまして、外国法人が日本にサーバーその他の恒久的施設、いわゆるP.E.を有している場合には、全ての国内源泉所得に対して日本で法人税が課税されます。他方、外国法人が日本にサーバーその他の恒久的施設を有しない場合には、その法人の事業所得に対しては日本では法人税は課税されないこととされておりまして。

○大久保勉君　簡単に言われますが、どの会社が内国法人で、どの会社が外国法人かというのが極めて今難しくなっていると。先ほどのタックスプランニングを考えましたら、場合によっては日本企業が子会社を海外につくって外国法人として、実際の売買は日本のお客さん相手と、こういったこともあり得ます。

ここはもとと時間があるときにしっかりと議論したいと思っておりますので、時間が参りましたので、私はこれで終了したいと思います。

○委員長(大家敏志君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、小池晃君が委員を辞任され、その補欠として倉林明子君が選任されました。

○倉林明子君　日本共産党の倉林明子です。

今日は、消費税の滞納問題についてまず質問を

したいと思えます。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者が事業を継続できるかどうか、これは地域経済の活性化にとって極めて重要な課題だと考えております。

ところが、今、倒産は減ったというものの、廃業の増加、これに歯止めが掛からないというのが現状となっております。とりわけ小規模事業者に注目いたしますと、ピークの一九八六年には四百七十七万者がありましたけれども、二〇一二年、喫緊で見ますと、これが三百三十四万者ということで、百四十三万者がこの間減少しているというのが実態であります。

この中小企業・小規模事業者は、今消費税、納付期限を前にしまして、払いたくても払えないという切実な声が寄せられているところで、八％に増税された消費税分、これ本当に重いということ、中小企業・小規模事業者、本当に悲鳴の声を上げているわけですが、この中小企業や小規模事業者にとって、消費税、どれほどの負担になっているか、まず大臣の認識を伺いたいと思えます。

○国務大臣(麻生太郎君)　この消費税率の引上げに際しまして、これは最初から大きな負担をお願いするわけなので、中小零細業者にしましては、これは売値に対して三％を乗せて売れるか売れないかという、いわゆる転嫁できるかできないかというところで、この環境を整備するというのは最も大事なことであらうと考えておりますので、政府といたしましては、いわゆる適正な転嫁が行えるようにするためには、転嫁対策特別措置法という法律に基づきまして、公正取引委員会並びに経産省、なかならず中小企業庁だったと記憶していますけれども、六百人ぐらいの人間を増員、いわゆる転嫁対策調査官というのを配置をさせていただいて、いわゆる不当にたたかれるとか、値段を値引きを要求するとか、そういったような話が起こりがちな話ですから、そういった意味では、

かなりの数の違反行為に対して指導とか勧告を実施させていたなどの実効性のある対策というのを結構推進させていただいたところだと思っております。

今後とも、この種の話というのは別に消費税が上がるか上がらないかに関係なく起きる話だと思っておりますから、そういった意味では、適正に転嫁できる、コストの上がつた分を転嫁できる、そういったようなことに対しては、我々としても引き続き転嫁対策に取り組んでまいりたいと考えております。

ちなみに、指導件数からいきましたら、いわゆるこの間約二千四百件ぐらいのものを指導しておりますので、勧告等々させていただくまでに至ったものが約三十二件ぐらいあると思っております。Bツールの取引とかBツールの取引等々を見ますと、全く転嫁できていないところとBツールの取引は約三・四割ぐらいまで減ってきた、また、Bツールの取引においては約五・六割ぐらいのところは全く転嫁できていないという数字のところまで下がってきたのではないかと考えております。

○倉林明子君 率直に大臣が重たいと思つていのかどうかというのを聞きたいと思つたんですけども、答弁はありませんでした。

確かに、消費税の転嫁が様々な取組のところで、中小企業の調査で結果を見ましても八割を超えて転嫁できていると、こういう実績を上げてきたというのを否定するつもりはございません。ただし、消費税が転嫁できたとしても、本体価格が上がりますと、これ、売れないという構造はありまして、結局円安で材料費、経費、これが上がるといふことで、全体の利益率が下がっているといふのはこれは実態だと、聞いている実態でもあるといふふうに思ふわけです。

そこで、いつときにこの消費税が払えないという相談を私のところにもたくさん来ているわけですから、こういう事業者の実態を踏まえまし

て、二〇一五年四月から国税の猶予制度、これが見直しをされております。税金の分納制度でもある納税の猶予、そして換価の猶予、これは具体的にどう見直しがされましたでしょうか、御説明ください。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

先生御指摘の猶予制度の見直しでございますけれども、これは納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から行われたものでございます。

具体的には、事業継続、生活維持困難といった状態にある納税者につきまして、納税に誠実な意思があれば、納税者自身が換価の猶予の適用を申請することができるといふ制度を新たに設けたほか、猶予の際に担保を必要とする基準額の引上げ、分割納付の規定の整備や申請・添付書類の整備などが行われたところでございます。

○倉林明子君 そこで、その実績について確認をさせていただきます。

この新制度、今年度直近までの実績はどうなっているか、納税及び換価についてそれぞれお願ひします。それに、制度導入前、この平均的な実績との比較も御紹介ください。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

猶予制度の見直し前の適用実績をまず申し上げますと、平成二十三年から平成二十五年の各事業年度、七月から翌六月でございますが、事業年度の平均で申し上げますと、納税の猶予が約三百件、換価の猶予が約四千八百件でございます。

猶予制度が見直された後の三か月を含む平成二十六年事業年度におきましては、納税の猶予が約六百件、換価の猶予が約一万八千二百件と、いずれも増加をしております。なお、直近の六か月、平成二十七年の七月から十二月について、把握が可能な申請による換価の猶予の適用件数は約九千三百件となっております。既に昨事業年度の三

か月間の件数、千八百件の約五倍に達しているところでございます。

○倉林明子君 非常に件数も伸びているという効果を上げているかと思ひます。

消費税を滞納し、いつときには払えない、もう倒産を覚悟したという事業者が、この制度を活用し分割納付が認められたということ、何とか営業継続の見通しが立ったと、こういう事例も私も承知しております。

地域経済の担い手である中小企業、そして小規模事業者、これが本場に今広く活用される、こういうべきだと思いますけれども、大臣の所見、お考えをお聞かせください。

○国務大臣(麻生太郎君) いわゆる役所用語で換価の猶予ということですよ。いわゆる滞納処分開始を猶予してもらおうという話で、業界用語で換価の猶予というんですけれども、いわゆる従来職権でこれやらせていたのだというところだったと思ひますが、納税者からの申請によるというもの、これは申請するといった猶予制度の見直しというものは、これは納税者の負担の軽減を図ると同時に、早期かつ的確な納税の履行というものを確保するという観点からこれは行われたものであります。

このような見直しの趣旨を踏まえて、国税庁においては、いわゆるホームページにおいて広報する等々に加えまして、税理士会、青色申告会等々、いろいろ法人会など団体に広報の依頼をさせていただいて、こういった場合にはというふうな話で、納税者に対していわゆる必要な広報とか、そういった周知を努めておるところで、法令等に定める一定の要件に該当する納税者であっても気が付いておられない方もいらっしゃるわけで、こういう制度ありますよということ、中小企業者、特に零細が多いんですけれども、今後とも猶予制度を適切に利用していただくべく、いろいろ広報等々にも努めてまいりたいと考えております。

○倉林明子君 本場にその取組進めていただきました

いと思ふわけですから、実際の現場がどうなっているかということなんです。

消費税滞納分として、売上げの大半を占める売掛金及びクレジット決済分、これが差し押さえられたという声が相次いで寄せられておるわけです。こうした場合に、一括納付が差押えかという二者択一を税務署から迫られるという事態になっております。一括納付、差押え、これ、いずれにしても直ちに営業中止になるということじゃないでしょうか。大臣、どういう認識でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、個別にわたる事柄について具体的にお答えすることはちょっと差し控えさせていただきますけれども、一般論で申し上げますと、一括納付が困難というふうな相談というものがあつた場合は、これは個々の実情を十分に把握するのは当然のことなんです。猶予制度を活用し分割納付というのができるんですよ。ということいたしております。

一方、納付を促しても、これは納付の意思が全然認められないという方もいらっしゃいますから、そういった場合や分割納付の不履行が繰り返されるといふような場合などにつきましては、これは期限内に納付した納税者との公平性の観点から、財産の差押えを行うなど、これは厳正に処分する必要がありますと考えておりますが、いずれにしても、いわゆる滞納の整理に当たっては、いわゆる法律を一律、何というんですか、画一的に適用するということではなくて、納税者の個々の実情というのには意外と税務署も知っているとありますが、そういった実情に即して判断する必要がありますと考えており、御指摘のありましたとおり、二者択一とか直ちにとかいふような話ではなくて、適切に対応してまいりたいと考えております。

○倉林明子君 元請は一社しかない、こんな下請業者の話もございました。売掛金の差押えの通

告を元請にされる、そういうことになりますと一度に信用を失います。結局、それまで、一旦失った信用って回復はすごく難しいと。一億円の仕事を受けていたんだけど三割に激減と、こういう事例もございまして、弁当屋さん、これは利用者の利便性もあってクレジット払い、これ三割を占めるというんですね、売上げの。ここが押さえられたらもう食材も買えなくなると、こういうことです。それから、やっぱり今おっしゃったように、事業者の息の根止めるようなことはしないと、こういう適切な対応を是非お願いしたいと思います。

現場は一体どうかと。丁寧にこういう制度周知されることになっているかということなんですけれども、実際に困り果てて事業者が税務署に行くところ、そういう場合、私、現地、京都ですけれども、京都の複数の税務署を確認させていただきまして、窓口においてあったのは、資料を付けました、一枚目、二枚目で裏表になっております資料、これ国税庁が作成したのですが、現状でもこれしか置いていないんです。本来、ここには新たな制度の周知というのはないんです。

そこで、今、制度周知のために何使っているのかということでも国税庁に求めましたところ、三枚目、四枚目、これが新しいチラシなんです。さらに、こういう新しいチラシが置いていないだけじゃなくて、手引というものが新たに作成されたということなんです、そういうものがあるだろうというて尋ねても出てこないという現状あるわけですね。

私、たくさん作ったと聞いているんです、このチラシ。これ、せめて窓口にしっかりと置いていただきたいし、手引も、書類書かなあかんのでもうしても必要になるんですよ。そういうものは懇切丁寧に活用されるように窓口しっかりと配置する、これを徹底していただきたい。いかがでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) 字が小さいね、大体、これ。読めぬ。俺で読めぬような字は小さい、納

税している人の立場というのは大体高齢者が多いから。だから、ちよっとそこらのところも一緒に言った方がいいですよ、どうせ言うんだつたらね。猶予制度については今までお話のあったとおりなのであって、これは全国の税務署の窓口で備えているように言っているはずなんですけど、置いていないとすれば、これは我々としての落ち度だと思えますので、その点についてはきちんと対応させていただきます。同時に、字も大きくさせるように指導します。

○倉林明子君 私も老眼進んできましたので、その点は本当に直ちにやっていただきたい、強く要望しておきたいと思っています。

そこで、事業者が制度を知った、窓口はなかったけれども制度を知って申請をしに行つたと。ところが、窓口ではどうか。あなたは無理だということを書類さえももらえないと。で、ダウンロードして書類を提出した、ところが受け取ってもらえない。挙げ句の果てに、潰れたらよいとまで言われたと。これ実際の話なんです。一人や二人やないんです。

そういう話が出てきているわけで、私、制度の周知徹底という点からいうと、極めてまだまだ不十分だということだと思えます。新たな分納制度が確実に実施されるよう努力することでお話もありましたので、各税務署への徹底を重ねて求めておきたいと思っています。

そこで、次の質問なんですけれども、国際協力銀行、JBIICに関連して質問をさせていただきます。

今、JBIICが融資を検討していますインドネシア・パタンの石炭火力発電所事業について、私、質問したいと思うんです。発電所の規模、そして事業額、JBIIC検討の融資額、これはそれぞれどうなっているのでしょうか。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。今の委員御指摘の案件は、インドネシア共和国ジャワ島、中部ジャワ州パタン県におきまして、

発電能力二千メガワットの超超臨界圧石炭火力発電事業を行うものでございます。

総事業コストにつきましては、現時点の見込みで約四十五億米ドルでございます。当行に対しては今のところ約二十一億米ドルの融資というものが期待されていると、そういう状況にございます。

○倉林明子君 石炭火力発電所の予定地ですけれども、二百二十六・四ヘクタールと極めて広大、東京ドームの四十八個分に匹敵するかと思えます。ここは農地ということ、年三回お米が収穫できる、ジャスミンについては年中収穫できるという極めて肥沃な農地でございます。先祖から次々と受け継いでこられたものということ、予定地に面した海も大変有数の漁場ということ、念から、生計手段の喪失につながるという懸念が上がつてきたものであります。

現地の反対派住民を始め、これまでJBIICに申し、どんな要請や働きかけがあったのか、御紹介ください。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。現地の反対派の住民の方からは、当行に対して本プロジェクトへの反対意見が表明されるとともに、当行に対して融資を中止するような要請がなされているということでございます。

また、あわせて、インドネシアの国家人権委員会の方からは、我が国の安倍総理大臣及び大島衆議院議長宛てに二〇一五年十二月二十一日付で、本プロジェクトに関し、同委員会として人権侵害等の懸念事項が記載された書簡が送られてきているという状況にございます。当行もその写しを受領していると、そういう状況でございます。

○倉林明子君 二〇一一年から現地では反対運動が起きていると。二〇一五年には来日されて、直接JBIICにも異議申立てを行っているという経過があったかと思えます。

そこで、JBIICは、こうした要請も受けまし

て、現地にも行って、反対派住民からも直接聞き取りを行っていただく、二回行ったと。現地の確認もされております。そこで、現地の住民、反対派住民からの聞き取りの際に配慮されたことがあったと思います。それは何だったのか。そして、直近の反対派住民の訴えはどうだったのか、御紹介ください。

○参考人(渡辺博史君) 今委員御指摘のように、何度か私も直接その住民の方々とお話をしているわけですが、本年三月初頭におきまして、当行関係者が現地訪問した際には、今御指摘の配慮という意味では、県庁、警察を含む政府関係者や事業者を同席させずに、住民の方々と我々が話をしたいということでもございましたので、そのような形でアレンジをさせていただいたというところでありまして、その場におきまして、改めて本プロジェクトへの融資を中止するよう住民の方々から要請が行われました。

○倉林明子君 JBIICも、そういう人権侵害に対する懸念されるということで、配慮をさせていただいたということが反対派住民の方からも感謝されているということです。

一方、JBIICの指導を、再々にわたって人権侵害行為がないようにということで指導していただいてるんですけれども、農地に入れない、塀で囲ってしまった。この塀を入口は開放してほしいと、農地アクセスできるようにしてほしいと、これも再々やってもらっているんですけれども、再々塞がっちゃっているんです。最終的にはまた塞がっているということで、再々指導になるのか、していただいたところ、また直後に塞がっていて、今日確認したところでもJBIICの指導を受けて開放してもらった塀がまた閉ざされている、今後立ち入ってはならないというような張り紙までされているというような事態がございまして。

そこで、人権侵害についてなんです、インドネシア国家人権委員会、ここが二〇一二年から複

数回にわたって、そういう人権侵害があるから改善しなさいということを勧告を行っている。さらに、先ほど御紹介あったレターを出しまして、人権を重視して慎重な融資の検討を求めるということで、安倍総理、そして国会にもということと寄せられた。

このレターの、六項目あるわけですが、その中の三番目、この項目を紹介していただきます。

○参考人(渡辺博史君) まず、フェンスの件につきましては、今日現在、一応、開口部四か所がありまして、そこにゲートを見ている人間おりまして、そこへ行っていただければ入れるという状況になっております。ただ、三月二十四日以降については、一応、整理のために立入りをこれ中止させていただくという張り紙がされているというのが、多分、委員の御指摘の点だと思います。

今御質問の点でございますが、人権委員会からの書簡の第三項目でございますが、読み上げますが、二〇一三年以降の土地買収プロセスにおいて、地元の人々、地権者、小作人、農業従事者、漁民、その他のコミュニティの所属者など、プロジェクトサイトに生活の糧を依存する人々に対する脅迫、物理的・精神的脅威を含む様々な人権侵害がある。

以上でございます。

○倉林明子君 インドネシアの国家人権委員会は、人権侵害の事実を確認しているということだと思ふんですね。さらに、予定地に適した用地ではないとまでこのレターの中で指摘している。これは重大だと思ふます。

そこで、JBICは、環境社会配慮確認のためのガイドラインというのを定めております。

大臣は、この問題、昨年三月の当委員会答弁されておまして、JBICがこのガイドラインにのっとり、引き続き、現地住民の声をよく適切に聞き環境社会配慮の確認を行うよう監督して

まいりたいという答弁でした。このスタンスに今も変わりはないでしょうか、大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ありません。

○倉林明子君 そこで、環境社会配慮の適切性、これを確認するための基準についてですけれども、JBICの基準によりますと、相手国の政府が定めた法令や基準を遵守しているかどうかとどまらず、更なる基準を設けています。その部分について御紹介ください。

○参考人(渡辺博史君) 今委員御指摘の私どもの環境社会配慮確認のためのガイドラインのうち、該当状況でございますが、今委員がお読みになった後に続きまして、また環境に関する政策や計画に沿ったものであるかどうかを確認する。さらに、本行は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと適合しているかどうかを確認する。ただし、当該プロジェクトがリミテッドリコース又はノンリコースのプロジェクトファイナンス案件の場合及びその他適切と認める場合には、国際金融公社のパフォーマンススタンダードと適合しているかどうかを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮の在り方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国、これは地方政府を含みますが、借入人及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認するというふうに定めております。

○倉林明子君 現地では土地収用法に基づいて強制執行が始まっている。非常に緊迫した状況になってきております。相手国の法令上認められるという行為ではあっても、JBICの環境社会配慮基準から見ると私は重大な問題があると言わざるを得ないと思ふんです。

環境レビュー結果は融資等の意思決定に反映するとされております。適切な環境社会配慮がなされない場合は融資を実施しないこともあり得ると、私、当然のことだと思ふます。度重なる人権委員会からの勧告、そしてJBICからの働きかけにもかかわらず人権侵害が繰り返されている、私は極めて重大だと言いたいと思ふんですね。何度か延期をしてきたこの融資の期限が、いよいよ四月六日ということと迫ってきております。

度重なるJBICの働きかけにもかかわらず、私、適切な環境社会配慮がされていないというふうに言えると思ふんですね。こういう状況を踏まえれば、私はこの融資については中止の決断をするときではないかと思ふます。いかがでしょうか。

○参考人(渡辺博史君) 当行国際協力銀行といったしましては、現時点においてまだ融資の決定を行っているわけではございません。

それで、今委員御指摘のような状況でございますし、先ほど私が読ませていただきましたガイドラインにおきましても、状況に応じて相手国、あるいは借入人及びプロジェクト実施主体者との対話を行うということになっておりますので、我々としても本プロジェクトに係る環境社会配慮確認を引き続き継続して行って、最終的に判断をしたと思っております。

○倉林明子君 私、石炭火力発電所については、COP21を受けて、各国で気候変動対策としての規制強化、この動きが加速しているという世界的な状況も一方であるかと思ふんですね。CO₂を排出、これ増やすのが石炭火力発電所、その投資そのものから私は撤退することも重ねて強く求めたいと思ふます。

これは強く求めまして、質問は終わりたいと思ふます。

○藤巻健史君 おおさか維新の会、藤巻です。よろしくお願ひいたします。軽減税率の話をする、いつも、財源は何か、財源をどうするかという話になるんですが、非

常に奇異に思うのは、財源という言葉は普通は黒字のときに言える言葉であって、赤字のときに本当に財源という言葉を使っているのかと。

例えば、家計で考えますと、収入と支出がバランス取れて、収入以内で支出があつて、そのときに十萬円の旅行をしたい、財源をどうするか。アルバイトをやつて十萬円余計働いてそれを財源にするか、若しくは、予備校に行っているけれども、その予備校に今回は行かないで十萬円を減らして、それを旅行に使う。こういうときに財源という言葉を使うのであつて、例えば九百七十萬円を使う家計がある、その家計は六百二十三萬円しか収入がない、そして一億四十五萬円の借金がある、こういう家計において十萬円の旅行をしたいときに、十萬円アルバイトをしたと、これを財源と言うか。普通は言わないと思ふんですね。若しくは、そういうふうに支出の方がよほど多いときに、支出のうちの塾の費用を十萬円減らした、これを旅行の財源にすると言うのか。若しくは、銀行から十萬円借りてきた、あつ、旅行の財源見付かったと言うのか。これは決してそうは言わないと思ふんですね。

要するに、通常感覚であれば、財源というのは収入と支出がバランスされているか、若しくは少なくとも収入が支出よりも多いときに財源があると、こういう話をすると思ふんですが、いつもこの極めて大きい財政赤字のときにおいて、軽減税率の財源がある、財源があると。私は、財源は何やつてもないというふうに思ふんですが、それにもかかわらず財源という言葉を使つてよろしいんでしょいか、お聞きしたいと思ふます。

○国務大臣(麻生太郎君) 財政全体で多額の借金というものを抱えている中で、軽減税率の財源だけを確保しても意味がないというような御趣旨のお尋ねなんだと思ふますけれども、これは大幅な財政赤字を抱えて、これを一度に解消できるなんという話は極めて現実的じゃないと、そう思っております。

今般のような軽減税率のように、新たに生じます財政の悪化要因というのではないんですが、安定的な恒久財源を求めて今よりも悪化させないよう努力を続けていくということが意味がないなんということは全く考えたこともありません。

財源については、現時点で具体的な内容が念頭にあるわけではありませんが、今後、与党とも相談をさせていただきつつ、歳入歳出面にわたってしっかりと検討してまいらねばならぬと思っております。

○藤巻健史君 いや、私の最初の質問は、別にそういう深い意味があるわけではなくて、単に財源があるという言葉遣いが間違えているのではないかとという国語の問題でございましてですね。

二番目に行きたいんですが、何はともあれ今、日本はかなり財政赤字ですが、昨日も申し上げましたけれども、ドイツとかスイスは財政を均衡させるというのが憲法になっております。日本も財政法第四条で均衡財政、財政を均衡させるのはということをやったっているわけで、全て物事は、国の財政のあるべき姿というのは、最終ゴールにはなりませんけれども、均衡するもののはずだと思えますね。

ヨーロッパのマーストリヒトのときでも、ユーロをつくるときにはGDPのあれは六〇％に抑えるというようにもあって、本質的には均衡財政があるべき財政の姿だと思んですが、そのときに、昨日お聞きしました来年度の予算三十四兆円の赤字を消費税だけで埋めるなら幾らの消費税率が必要か、佐藤局長から、機械的な計算ですけれども、二一％の消費税率が必要だということふうにお聞きしました。その後、私は八％の軽減税率を導入するのであれば消費税率は何％必要かとお聞きしましたところ、佐藤局長から二四％必要である、まあ単純計算ですけれども。

ということ、消費税だけで物事を考えようとするればチヨイスは二つ。要するに、均衡財政にするためには、一律の二一％の消費税か、二四％の

消費税プラス八％の軽減税率と、このコンビネーションしかないわけですね。消費税だけで均衡財政を達成する必要もなく、もう一つのほかの考え方としては、歳出を減らす。大体、社会保障費がたつと減らす。これも一つのチヨイスであるし、おととい、昨日でしたか、たしか大久保委員の質問に対して、別に消費税だけじゃなくて他の税も考えるというふうにご回答になったかと思うんですが、若しくは他の税収でそれを埋め合わせるという話になるかと思うんですが、そうすると、他の税収ということである所得税ということが一つの大きい可能性で出てくるわけですね。多くの方は、マスコミ等は軽減税率というのは低所得者層に押し付けて負担が掛かると、だから金持ちが所得税で払えよという話にきつとなってしまうんだらうと思うんですが。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、これは配付資料の中でお渡ししている、これ財務省のホームページから持ってきたんですが、ちよつと古いですが、二〇一二年七月なんですが、この表は何％の人間が所得税何％払っているかという表ですが、一番下の黒い太いのが日本人。日本人の二〇一一年の七月の段階では六五％の人は五％の税金しか払っていない、所得税。八五％ぐらいの人が五％から一〇％払っていると、こういう話になるわけですね。

それ以上に、元々税金払っていない方もいらっしゃる人ほとんど、多くの人は源泉税を払っているわけですね。どういふことかという、貯金には源泉税一五・三二五％の源泉税を払っていますから、全く所得税を払っていないというのはちよつと語弊があるんですが、今銀行預金の金利なんていうのはもう染みみたいたいものですから、その染

みの染みみたいたい源泉税なんてほとんど無視して考えますと、ほとんどの方は所得税を払っていない。払っている人も八五％の人は一〇％以下であると。

こういう表で、この上の方にはイギリスの例があります。イギリスというのは、税金払っていない人もいますけれども、税金を払っている人のうちの九〇％近くはもう既に二〇％払っているわけですね。

こういうことを見ますと、その前に、これ、二〇一一年の資料なんですけれども、今現在でもこのように、まあ数字はちよつと変わっているかもしれないけれども、日本人の多くは所得税をほとんど払っていないか、若しくは払っていてもせいぜい一〇％である、こういう理解で正しいんでしょうか。他国よりもよっぽど低い税率を払っている人がほとんどだということ、こういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。この資料は二〇一一年でございますが、足下を見ましても傾向は余り変わりません。

先生御指摘のありましたように、日本の所得税につきましましては、このように最低税率五％の適用をされるこの太い線でございますが、これだと六割強、それから一〇％というラインまで含めまして八割強ということでございます。

イギリスの例がございましたが、イギリスの方は勤労所得の最低税率二〇％ということでございますので、九割近い方々が二〇％ないしはそれ以上という感じになっております。

ただ、実はこれ所得税だけでございまして、住民税というところも入れたらどうなるかというのも実はございます。イギリスでは住民税はございませんので、恐らくこのままの姿だと思います。日本の場合には住民税が基本的に一〇％のフラット税率でございますので、これ単純な形かと思えます。五％のこのラインがプラス一〇％になる、

一〇％のラインが二〇％になると、こういうことでございますので、納税者の六割に適用される税率が一五％、住民税を含めてですね、それから二〇％以下となる納税者が八割というような形が実態的なものかと思えます。これ、所得税だけを示しておりますので、ちよつと補足をさせていただきます。

○藤巻健史君 今の佐藤局長のお話はよく分かったんですが、

それでは、その前の段階で、これ去年もお聞きしたんですが、日本の総人口一億二千六百万人ということで、税金を払っていない方、それは赤ん坊なんかは税金払えませんが、その赤ん坊、払っていない方というのは七千七百万人いたと、総人口のうちの六割は税金を全く払っていないわけですね。残りの四千九百万人が税金を払っているわけですが、そのうちの八割ちよつとですから、約四千万人が一〇％、住民税入れれば一五％しか払っていないということで、ごくごく一部、約九百万人が所得税でいえば二〇％、住民税を入れると三〇％の税金を払っているということで、ごく小さな固まりの人間しかそれなりの税金を払っている人はいないというふうに理解するんですが。

それ以前に、その払っていない人が今七千七百万人、赤ん坊を含めて、一億二千六百万のうちという話を聞きました。この割合、よく日本人は税金を払っていない、所得税を払っていない人が多いというふうに言うんですが、この六〇％という数字は大きい数字なんですか、それとも小さい数字なんですか。要するに、日本人は全く税金を払っていない、さっきの預金の源泉税を除いてですけれども、払っていない人が多いのか少ないのか、それ、ちよつと私も資料がないので、風評というのか、話だけ、うわさだけでは払っていないということをよく聞くんですが、その辺についてお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

今先生、所得税を払っていないという人は幾らかというので、人口の恐らく一億二千六百万人から四千九百万人を引いた残りが七千七百万人になるので、七千七百万を分子に、一億二千六百万を分母すると六・一％になると、それで六〇％ぐらいというお話をおっしゃったと思います。そこなでございませうけれども、赤ちゃんまで含んでいるというのが本場に正しい比較かというふうに思います。赤ちゃんは稼働能力がないわけでございますので、税金を払いようもないということかと思ひます。

稼働能力があるという尺度で考えますと、例えば労働力人口とか就業者人口ということで比較してみたらどうかということ、ちよつと手元、私、持っておりますが、二十六年の就業者数が大体六千四百万人ということでございまして、所得税の総合課税の適用を受けます四千九百万人と比ますと、その差引きが六千四百万から四千九百万を引きました一千五百万人程度ということになるかというふうに思っておりますが、この方々も、先ほど先生お話をしましたように、預金を持つておれば当然、源泉分離課税を受けているということで、全く払っていないというのはちよつと極端かもしれないが、少なくとも、その七千七百万という数字よりも今申し上げた方が現実的な数字かなというふうに思うのが一点のコメントでございます。

それから、税金を払うという話の場合には、結局、課税最低限がどこにあるかということ、その国ごとに所得の分布がどうなっているかというこの二つの掛け合わせで決まってくるんだらうと思います。

それで、課税最低限のちよつとお話をさせていただいてよろしうございませうでしょうか。課税最低限の話は昨年もお尋ねがございまして、二つの実は示し方があつたと申し上げたわけ

でございます。一つは、最近、日本もイギリスも児童手当のような形での手当とか税額控除とかそういうことがあるものから、そういうものを含めたところで実質的に所得税の負担が生じ始める所得水準、これを実質的な課税最低限と置くという考え方と、単純に所得控除というものをのみを考慮して、いわゆる手当とか税額控除を考慮しない形での課税最低限という二つ実はございませう。どちらで見るとよりまして、ちよつと見える景色が違ってくるわけでございます。

前者の言わばちよつと広めに考える課税最低限によりまして、例えば夫婦二人という世帯ですと、日本の場合は六百三十二万円という数字になります。同じような計算をいたしますと、フランスは七百八十一万円、課税最低限でございますが、アメリカは四百七十七万円、イギリスは四百三十四万円、ドイツは五百八十九万円と、こういう数字になりまして、日本はこの五つの国で比ますと上から二番目の高いレベルだということになります。

一方、二つ目に示しました所得控除のみの計算を考慮した課税最低限ということになりますと、同じ夫婦二人におきましては、二百八十五万円が日本、アメリカが四百七十七万円、イギリスが二百八十八万円、ドイツが二百九十六万円、フランスが六百七十二万円ということで、こう比ますと、今度は下から二番目というふうな数字になるということでございます。

したがいまして、課税最低限をどう見るかということ、したがって、その課税最低限が低くなれば当然所得税を払われない人が少なくなりまして、課税最低限が高くなれば当然所得税を払われない人の数は高くなるわけでございますが、先ほど申しましたようにこれに所得分布も絡んでくるので、ちよつとかなかなか、その分布まで実はデータを私ども持つておりませんので、比較はし難いということだけはちよつと御理解をいただきたいと思ひますが、いずれにしても、この問題を考える

ときに、課税最低限の位置付けなどもよく考えていただければと思ひまして、ちよつと長くなりまして、補足をさせていただきます。

○藤巻健史君 今のお話聞いていますと、これが替が私の想像どおり円安が進むと、日本の位置えらい変わってきますからね、円対比しているということ。日本の位置がどんどんどんどん課税最低限が高い方に動いていくんだらうと思ふんですけれども。

それ以上に、私がそれをなかなか判断しにくいということでお聞きしたのは、これは御回答なかつたんですけど、今の佐藤局長のお話ですと、六千四百万人の労働人口のうちの四千九百万人が払っているということで、これだつたら比べようがあるわけですよ、ほかの国と。そういう資料はないんでしうか。この資料があれば、多くの方が払っているか払っていないかという数字が出るんですけど。

○政府参考人(佐藤慎一君) 済みません、今手元にはございませう。あるかどうか調べて御報告をさせていただきます。

○藤巻健史君 いや、私も別に確たる自信はなかつたんですが、多くのところで、日本人は所得税を払っている人が少ない、先進国の中で極めて少ないという話をよく聞くので、その資料があればお聞きしたいなというふうに思つたわけなんです。次に行きますけれども、現実問題としては他国と比べて多いか少ないかは別といたしまして、一

五、この表で見ても、非常に、九百万人の方しか二〇％以上の税金を払っていないわけですね、住民税を入れれば三〇％以上の税金を払っていない。要するに、人数は極めて少ないわけですが、九百万人しかいないわけですね。

軽減税率の財源を消費税に頼れないんだつたらば所得税にという話になると思ふんですが、所得税でどうやってその収増やすかという話になるんですが、二〇％以上を払っている人が九百万人しかいない、三三％以上払っている人はまた

もつとぐつと少なくなるわけですね。これ、人数が少ないということは、そこで所得税をどうやって収入を上げるかという、低いところで上げるしかないということですよ。

どういふことかという、例えば年収百億の方が一いたときに、これ、百億も年収も上がっているやつは生意気だからと所得税をほとんど上げて高額者から取ると。四五％の税率を九〇％以上上げて四五％上げたつて、一人しかいないや四十五億円しか増収にならないわけですよ、国は。それが十人いれば四百五十億円で、千人いれば四兆五千億円の収入がりますけれども、三十四兆円という赤字を高額所得者からだけしか取るということは不可能なわけですよ。だって、金がないんですからね。それは、百億円、その高所得者が一人とか十万人いりゃ話は別ですけど、少ないんですから。実際のところ、二〇％以上払っている方は九百万人しかいないんですから。

試算してみますと、要するに、今ソフトバンクの孫さんであろうがユニクロの柳井さんであろうが楽天の三木谷さんであろうが、もう九百万円以上収入のある人はその上の部分全部税金で没収、国が持つていつちゃうと。日本人全員手取りは最高九百万と。非常に、何というか、共産主義というか平等主義というか悪平等主義というか知りませんが、働いての全くない社会をつくつたところで、これ、試算してみますと、四兆八千五百億円しか増収にならないわけですよ。だって、人数が少ないから、そんなところ幾ら上げても全員からその九百万円以上の年収を全部没収しちゃつたつて四兆八千五百億円にしかならないわけですよ。ということは、消費税を上げないから高所得者層のところから取ろうと思つたつてそれは無理。ないものはないんですから。

もし所得税から、消費税の代わりに所得税から取ろうとすれば、これは考えられるのは、やはり、イギリスと比べてどうであらうかというところと、五％の税率が若しくは一〇％の税率のあると

こるを上げるしかないわけですね、所得税でもし上げたのならば、これは別に低所得者いじめとかそういうことじゃなくて、可能性の問題だからね。そこしか上げる可能性ないわけです。課税最低限を下げるか、それとも五％を一〇％にし、一〇％を一五％にするか、そこしか大きい財源はないわけです。試算してみますと、五％の税率帯を一〇％に引き上げると三兆三千五百億円増収になるわけです。

これは別に低所得者いじめじゃなくて、この五％を上げるというのは、四五％払っている方も四〇％払っている方もその部分は上がりますから、それは割合は違うかもしれませんが、絶対金額としては皆さん上がるわけですから、そこを上げるしかないという認識が余りにもなさ過ぎるんじゃないか。だから、消費税を上げたくない、じゃ、ほかの税金、税収を上げればいいんじゃないかというふうに皆さんが思い過ぎているんじゃないか。

私は、所得税では、上げるんだつたらば、それこそ課税最低限を引き下げるか、若しくは五％を一〇％、一〇％を一五％、その低い税率帯を上げるしかないと思うんですが、この議論というのは間違っているでしょうか。佐藤局長でも大臣でも、どちらでもいいんですけれども。

○国務大臣(麻生太郎君) 簡単に言えば、所得税で賄うという話を、軽減税率の補填を所得税で賄うとして、課税最低限を引き下げるか最低税率の税額を引き上げるかという御提案なんだと思うんですけれども。

この軽減税率導入のために必要な、よく言われる一兆円のうち総合合算制度という形で見送りました。〇・四兆円を引きました残りの〇・六兆円程度につきましては、これは現時点で具体的な内容がこれというの念頭にあるわけではなく度々申し上げておりますので、歳入歳出面にわたってしっかりと検討してまいりたいと思いますが、今言われましたように、法人税とか所得税とか、法

人税もありますし、いろんなほかに税金もありますので、クルーグマンじゃない、誰だったっけな、炭素税とかいろいろ言っている話がありますから、所得税に限っている話じゃないということは確かだと思っておりますけれども。

○藤巻健史君 認識としては、所得税では難しいと。私は別に提案しているわけじゃないですから、提案なんかすると皆に総スカン食っちゃいますから、私、これしかないという事実を申し上げていただくだけ。要するに、もし所得税で賄えというのであれば、そういう課税最低限を下げるか低いところの税率を上げるかしないんだという、それしかないということをやっているだけで、別に提案しているわけじゃないですから、その辺を誤解されないようにしていただければと思います。

次に、時間がないのであれですけれども、取りあえず事務的な話を先にちよつと一つお聞きしておきたいんですけれども、平成元年末、それから平成六年末、十一年末、十六年末、その以前に発行した国債でまだ償還されていない国債の額と平均残存期間、利回りがあれば、ちよつと簡単に教えていただければと思います。

○政府参考人(迫田英典君) お答えをいたします。

平成二十八年二月末時点の数字で申し上げますが、まず、平成元年末以前、それから平成六年末以前に発行した国債につきましては、全て満期が来ておりますので償還済みでございます。

次に、平成十一年末以前に発行した国債のうち、まず未償還の国債の金額でございますけれども、八・四兆円、平均残存期間二年三か月、表面利率の加重平均二・九％でございます。

最後に、平成十六年末以前に発行した国債のうち未償還の国債の金額は五十・四兆円、平均残存期間五年十一か月、表面利率の加重平均一・六％以上でございます。

○藤巻健史君 ありがとうございます。次に、一つ感想を大臣にお聞きしたいんですけ

れども、去年の二月十二日の日経新聞に、国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長の阿部彩氏が「経済教室」を書いていたんですけれども、多くの識者が指摘するように、日本の所得格差の拡大は、富裕層の拡大というよりも貧困層の拡大によるところが大きい。それとも一つ、所得が中央の半分に満たない人の割合である

相対的貧困率、これはよく皆さん知っていると聞いていますけれども、相対的貧困率は一九八五年の一・二・〇％から二〇一二年の一・六・一％まで上昇した。これもよく言われていますね、相対的貧困率は上昇している。日本の財政の悪化や社会保障費の今後の増大を考えると、一六％の相対的貧困者への給付を拡大するには、富裕層からだけの再配分では十分ではない。ごく一部の負担だけで貧困層への投資を充実させ、将来の世代への社会保障を維持することは不可能である。自分以外の誰かがしかるべき負担をしていないと主張するだけではもう無理だ。要するに、皆さん、格差是正をする、貧困層を助けるために増税をし、社会保障障しとか、そういう話あるんですけども、自分以外の誰かがしかるべき負担をしていないと主張するだけでは結局のところ再配分へつながらない。もし日本が本当に格差問題に取り組むのであれば、その政策コストを社会全体で担っていかねければならないと書いていらっしゃるわけですね。

要するに、一六％の貧困層への給付をするためには、先ほど言った二〇％以上の所得税とかいろんなことだけでなく、今、俗に言う低所得者層と言われている人たちが負担をしなければ回りませんよと、こういう話をこの方が書いていらっしゃるわけです。

そういう観点からして、低所得者層への、弱者への軽減というところで軽減税率入っているわけですが、低所得者層と言われている人たちが相対的貧困者を助けるために負担をしないと日本はもうい

かないよというふうにおっしゃっているわけですね。その辺についてどういうふうに、御見解があればお聞かせいただきたいと思っています。

○国務大臣(麻生太郎君) 藤巻先生の御指摘ですけれども、社会保障費の今後の増大というのを考えますと、富裕層からだけの再配分だけではとても十分ではないという話をずっとしておられるんだと思いますが、低所得者層も含めて負担をしてもらわないという考えなんだと思いますが、これは年々増加いたします社会保障費、いわゆる一兆円とかいろいろ表現がありますけれども、これを安定的な財源で確保するというこのためには、これは特定層に負担を集中させることはできません。無理です、そんな話、人口はどんどん減るんですから。

そのために、勤労世帯などの特定な層だけの負担を集中させるというのではなくて、税収がいわゆる景気とか人口構成とかいうのの変化に左右されにくく安定している、何というのか、高い財源の調達能力を有するといったような特徴があるのが消費税なんだと思いますが、その税率を引き上げるということで、その税収を全額社会保障の充実に充てるとか安定化に充てるとかのことが社会保障と税の一体改革というものを生み出した一番の基のベースはこれでありました。

したがって、ここが今我々が取り組んでいるところなんです、他方、御指摘のありますとおり、消費税というものは、所得の低い方ほど収入に占めます消費税の負担の割合が高いというのは御指摘のとおりなので、いわゆる逆進性ということなんですけれども、この消費税率の引上げに伴います低所得者への配慮というところから軽減税率というの導入に至ったというのがこれまでの経緯というように理解しております。

○藤巻健史君 最後に一問だけお聞きしますけど、今日私が申し上げていたのは、別に低所得者層から取れという話じゃなくて、皆さん今まで誰もが、日本人が、要するに格差是正ということで

誰かの、ほかの人の金で何とかしろという話ばかり聞くので、これはもう格差是正するためには全員が参加しなくちゃいけないよということを申し上げたかったということであります。

最後の質問、簡単に言いますけど、補正予算で年金受給者一人三万円の給付がそろそろ始まると思うんですけども、これって効果があるんでしょうかということ。私は、今、日本の最大の格差問題というのは世代間格差だと思うんですが、これは世代間格差を拡大するだけの政策じゃないかというふうに思っただけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) お尋ねの給付金ですけど、賃金引上げの恩恵が及ぶにくいといういわゆる高齢者の方々にも恩恵が及ぶようにしたいということでありまして、今年の前半にかけて個人消費の支えというものをやる必要があるかと思えますので、経済の下振れリスクに対応するという必要も考えておりますので、今般の給付金というものはこうした観点から実施するものでありまして、いわゆる定量的な経済効果を示すことはおりませんけれども、一般的に高齢者は他の年齢階層に比べて消費性向が高い傾向にありますことから、消費や経済に一定の効果があるものと期待をいたしております。

世代間格差ということにも着目をしていると、世代間格差を助長するのではないかと御指摘もこの間からされておられますけれども、この賃金の引上げとか恩恵が及びやすい現役世代につきましては、これは賃金とか最低賃金の引上げに取り組むということにしておりますけれども、平成二十七年年度の補正予算とか今回の予算におきまして、保育サービスの充実とか、低所得者のいわゆる一人親家庭、多子世帯に対する支援など公費ベースで約七千億円の子育て支援を行う等々、幅広い支援を行っていくということを今考えておるところであります。

○藤巻健史君 時間が来ましたので、終わります。

す。ありがとうございます。

○委員長(大家敏志君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、白眞勲君が委員を辞任され、その補欠として水岡俊一君が選任されました。

○中山恭子君 ありがとうございます。日本のことを大切にしている党の中山恭子でございます。

昨年十一月四日に、私どもは、経済の現状を踏まえた緊急提言というものを提出しております。その中で、消費拡大のための減税策というものを幾つか提案しておりますので、今日、その提案について御意見を伺いたいと思っております。

【委員長退席、理事石田昌宏君着席】

まず、法人税の中で交際費課税を廃止してしまつてはどうかということも提案しております。私どもの試算では減収は二千二百六十億円程度となっておりますが、交際費課税の廃止による消費の拡大効果というのは極めて大きいと考えております。

交際費課税が開始されましたとき急激に景気が落ち込んだことを覚えておりますし、覚えていらっしゃる方も多いかと思っております。

この点について、では岡田副大臣、よろしくお願いたします。

○副大臣(岡田直樹君) お許しをいただきました。私からお答えを申し上げます。

先生御指摘の企業の交際費は、いわゆる租税特別措置法によって損金算入を認めないということも原則であります。一つには、中小法人には一定金額までの損金算入を認めておりまして、二十五年年度の税制改正においてその限度額を八百万円まで引き上げております。二つには、二十六年年度の税制改正において、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から踏まえて、大法人も含めて飲食費の五〇%までの損金算入を認める特例を導入したところでございます。これらは中山先生の問

題意識にかなう面もあるかと存じております。

全額損金算入というアイデアでございますけれども、更なる見直しの御提案をいただいたわけでありまして、交際費課税の在り方については様々な御意見が聞かれるところでもございまして、先ほど申し上げたような近年の税制改正の効果をもつて見極めさせていただくことが先決と思っております。

○中山恭子君 動いて、少しずつ効果を出すような動きがあるということは存じておりますけれども、今、この時期であればこそ、全て廃止するということをお考えいただいてもよろしいのではなからうかと、その消費拡大効果というのは非常に大きいものであると考えておりますので、御一考いただきたいと思います。

また、もう一つですが、現在、中小企業に三十万円までの少額資産の一括損金算入制度というものがありますが、これを全ての法人に対して少額資産の一括損金算入というものを適用して、その額を百万円まで増額するということがいかにできるか。これは設備投資の増加の誘因になるという点があると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

【理事石田昌宏君退席、委員長着席】

○副大臣(岡田直樹君) 先生御指摘の少額の資産を取得した場合の損金算入の特例でございますが、九九%を占める中小法人において資産管理の事務負担を軽減するための租税特別措置でございます。三十万円未満の少額資産については、毎年度減価償却を行っていくことまでは求めず、そこまでは求めず、取得時において一括の損金算入を認めることとするものでございます。事務負担の軽減という趣旨に照らしますと、比較的高額の資産まで対象としたり、あるいは大法人であっても利用可能な制度とするということは、事務負担の軽減という趣旨に照らせばなかなか難しい、議論すべき課題もあるのではないかと考えております。

なお、中小法人の設備投資を支援するという先生の観点から申し上げますと、もう釈迦に説法という御存じのとおりでございますけれども、別途中小企業投資促進税制という租税特別措置がございますので、我々としては、中小法人がそうした制度も活用して投資拡大に取り組んでいただくことを切に期待しております。

○中山恭子君 やはり、今、設備投資が進んでいないというような状況でございますし、中小企業の設備投資を増やしていくというのは将来大きな効果をもたらすものと考えておりますので、これを百万円まで上げてみるということも御検討いただきたいと思っております。

もう一つありまして、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置というものがつくられておりますが、この制度を使って、少子化対策というだけではなくて、適用対象の範囲、それからその用途を、その要件を非常に緩めてみてはどうでしょうかという提案をしております。

直系親族だけではなくて、必要としている人に贈与をした場合でもこの制度を適用するというようなことをお考えいただくと、贈与を受ける人々の消費に回る額というのは相当増えてくるのではないかと考えております。その辺り、どのようにお考えか、お知らせいただきたいと思います。

○副大臣(岡田直樹君) 贈与税の課税を親族だけでなくほかの必要とする方にもということで、提唱することなども含めた御提言でございます。

政府といたしましては、デフレ脱却、経済再生の観点から、消費意欲の高い若年層へ資産の早期移転を促し、経済を活性化させるための方策をいろいろ講じておりまして、これは中山先生の御趣旨とも合致する部分があると存じますが、既に、住宅取得や教育、さらには結婚、子育てのための資金の贈与について一元的に非課税とする措置を講じております。住宅取得は三千万円が上限、教育は千五百万円、結婚、子育てについては一千万

円ということでございます、親族だけでなく、御提案は今初めてお伺いをいたしましたけれども、その御党の御提言というものをまたしっかりと拝見させていただきたいと思ひますし、先ほども基本的な御提案がございまして、これは、私も基本的な方向性というものは、ベクトルは同じ部分もあると思ひます。それで、しかし、様々な課題というものが先ほどから述べておりますようにございまして、このところはまた先生と建設的な議論をさせていただきたいと思ひます。

○中山恭子君 直系尊属だけではなくて、若者の中で勉学に励みたいというような若者がいた場合、ある程度裕福な人からそういった直系尊属ではない若い人たちに何らかの贈与ができるというような、その場合の贈与税の非課税措置というものを一つおいていいのではなからうかと、そんなふう考えたところでございます。

また、その使途について、非常に、住宅という限定されたものではなくて、若者に対して直系でない人から資金が流れる場合、その使途についても限定しないというような、そういった贈与というものを考えていくということも、その次の世代の人々、貧しいけれども頑張っているというような若者たちを支援するというような制度が、贈与税をなくしてそういったことを認めるというようなことについても考えていっていいのではなからうかと思ひます。いずれ財務省としてそういったことを御検討いただけたら有り難いことだと思ひます。

続きまして、公共事業について御相談したいと思ひます。

防衛省を除く全庁に公共事業というものが予算に組まれているわけですが、その全容を把握している部署というのが政府の中になければならないと考えておまして、それは予算を扱う財務省しかできないことだろうと考えております。

これまでずっとこの公共事業、公共投資というのが低迷が続けてきているわけでございますが、公共事業をこれから新しく実施していこうとした場合、資材費の高騰や労務の逼迫、賃金のアップというようなことが今上がってきていると思ひます。その中で、今、不調と言っているように、入札ができない、不発であるというような事態が相次いでおります。せっかく予算が付いたにもかかわらず工事の着工が遅れているという事例が間々見られております。

今日、資料をちょっとお配りいたしました。歩切りと言われる形が各地で行われているというのが資料としてお配りしております。

歩切りといったものは私自身もそんなに聞いた単語ではございませんでしたけれども、こういうことが行われる、公共事業に応札しようと思ひても、応札すると赤字覚悟で事業をやらないといけないうような状況が出てきております。こういったことについて、財務省ほどの程度把握していらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(美並義人君) お答えいたします。

今先生おっしゃいました入札不調の問題につきましては、公共事業の円滑な施工確保という観点からも関心を持っております。

国交省におきましては、労務単価の見直しあるいは資材価格の上昇を反映した単価の設定などの種々の対策を講じているところでございます。こうした取組もありまして、足下の入札不調につきましては、被災三県も含めまして、総じて落ち着いたきていますものと承知しております。

歩切りの問題についても、これも国交省、総務省において適切な対応を取っているというふうには承知しております。今後、財務省といたしましては、引き続き入札の状況を注視しつつ、必要に応じて国交省において適切な対応が取られることを期待しているところでございます。

○中山恭子君 今、例えば賃金をアップさせようというような努力がなされていますけれども、ま

さに足下、国が行う、又は地方公共団体が行う事業について、歩切りといえますのは、積み上げた計算から、例えば端数を切るというのはこれはしょうがないのかもしれませんが、一割カットしたり二割カットした金額で応札をする、入札をするというふうな状態でございまして、これでは受けた方の事業者がしっかりと労働賃金を払えないというふうなことが起きています。当然のことなんでしょうけれども、賃金アップしよう、所得を上げようとしている国の政策と全く相反する状況が各地で起きているということでございますので、この点に対して、もちろん国交省だけの問題ではないわけですので、財務省として関係する省庁にしっかりと指導していただきたいと考えておりますが、この点についていかがでしょうか。

○政府参考人(美並義人君) 歩切りの問題についてお答えいたします。

先生の資料にもございますように、平成二十六年六月に改正された品確法において、公共工事の将来にわたる品質確保とその担い手の中期、長期的な育成、確保を図るため、発注者の責務として予定価格を適正に定めるところが位置づけられました。これを受けまして、二十六年九月の閣議決定において、予定価格の設定に際し適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りでございまして、これは今申し上げました品確法に違反するということが明記されたと承知しております。

これらを踏まえまして、国交省と総務省においては、歩切りを行っている地方公共団体に対して、先生の資料にもありますところに対して早期に見直すよう求めてきたところでございます。資料にもありますように、昨年一月時点では慣例や財政健全化のために歩切りを行っている自治体というのは四百五十九団体あったわけですが、これまでも、現時点では大幅に減りまして、三団体まで減ることが見込まれているというふうに財務省としても承知しております。国交省が中心になりま

すけれども、引き続き歩切りの根絶に向けてしっかりと取り組んでいただくことを財務省としても期待しているところでございます。

○中山恭子君 財務省は予算を付けるというだけではなくて、その執行についてもしっかりと見て対応するところまでやはり財務省の役割であろうと考えておりますので、付けた予算が各省庁でどういうふうに行われているのかについて、そこまですっかりと把握していただきたいと考えているところでございます。

やはり、見ておまして、財務省自体があつものに懲りてなますを吹くような状態になっているのではなからうかと考えたりしております。ある省の方から、財務省でヒアリングをするわけですが、そのヒアリングの席で説明をしてお昼どきになったと。そのときに、食堂で食べるお昼御飯であつても一緒に食べられないんですよ、別々にお昼御飯を食べに行くんですよ。もちろん紙で説明はするんだけど、本音の部分というのを聞いてもらいたいけど、なかなかそういうことまでくるようなほかの省庁の方もいらして、今は少し変わってきているかとは思ひますけれども、もう少し、当時非常にたたかたという私も経験がございまして、厳しいかとは思ひますけれども、余りそこそこだわらずに、度を過ぎてはいけませんけれども、やはり予算を扱う以上、それぞれの省庁の方と非常に密接な関係でヒアリングをし、場合によっては、以前、私もよく聞いた話では、主計官が朝早く築地市場に行って実態を調査に動いていたとか、ほかの地方に飛んでその地域の状況を調べに行つたというようなことを聞いておりました。

主計局として、やはりきちんとしたヒアリング、実態までつかむようなヒアリングをすることをちゅうちょしてはならないと思ひますし、状況把握に対して思い切った行動をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、この世代よりもうちょっと古い世代で、やっぱり官官接待というのが響いたんですよ。はつきりしていますよ、こんなもの。ノーパンしゃぶしゃぶやら、忘れてる人もいらつしやるでしょうけど、この種の話で全く世の中はばたつと。

今どんなことになっているかって先ほどのお話でしたけれども、税務署と一緒に、昔はその署長と一緒に青色申告会とか等々の方々は三月納税が終わったらみんなというのがありました。今ないでしょう。ないですよ。お茶飲めないんだもの。飲めないですよ。ペットボトル持込みですよ、税務署長が。聞いている方、ペットボトルを前へ置いて、どうぞと。話すわけないですよ、そんなもの。だから、みんな青色申告をやめちゃうんです、意味がないから、話を通じませんから。それほど行っちゃったの、話が。

だから、多分主計も同じようなことになっていて、他省庁との話も全てそういつたことになってきていてという風潮にあることは事実だと思いますので、こういつたようなことは、あつものに懲りてなますを吹くという話がありましたけれども、そういつたようなことというのは、もうかなりあちこちにいろいろその弊害が出てきていることは否めない事実だと私も現場でよく聞かれますから、そういう話はそう思いますし、主計局においても同じような話が出てきているんだと思いますけれども、いずれにしても程度の問題だと思えますので、きちんとした対応というのは、どの程度までかってなかなか難しいところだと思えますけれども、努めてそういつたことをしない限りは話は聞けません。そう思います。

○中山恭子君 あの当時、やはりおごりというものが主計局関係者にあつたように中にも感じることがございますので、そういつた状況になるというところは絶対あつてはならないわけでございますが、余りにもそこに懲りてしまつてもう机の上だけしか情報が行き取りできないというような

状態では、実際の経済の動き、それから必要な公共事業の実施のための予算づくりというのは無理だろうと考えております。

また、財務大臣、前回、国税庁長官とほとんどお会いになっていないというようなお話もございました。これも周りからの目というのがあるかと思ひますけれども、やはり税務署、場合によってはもう税務署をお訪ねいただく、又は国税庁から長官に週一回ヒアリングをするとか、そのくらいやはり国税からの情報を財務大臣が直接お知らせになるということも非常に大事なことであろうかと思ひております。前回のあれは尾立委員でしたか、麻生大臣は全く清廉潔白でいらつしやるから心配ありませんから、国税庁長官や税の方とお会いくださいというお話があつたかと思ひます。私もそのように思ひますし、当然のこととして財務大臣は国税庁長官から週一回情報を提供してもらつたというようなことがあつてよろしいかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 自分のことを清廉潔白とだけ思つたことがありませんので。ちよつと今のあれは中山先生と意見が違ひますけれども。話を聞くらぬ国税庁長官よりもつと現場を預つて下の方ですな。そちらの方がよほど実があると思ひます。

○中山恭子君 是非、財務大臣も遠慮なく行動なさつていただきたいですし、また、特に主計局が各省庁からの情報ヒアリングに対してもつとつと遠慮なく、お昼御飯と一緒に食べ、各省庁からの情報を収集し、さらに、その実施、執行に当たつても、例えば公共事業が今どこまで行われているのか、多分今の主計局では把握していらつしやらない部分が多いだろうと考えております、相当部分は持つているかもしれないが。そういつた中で、是非、日本の景気拡大、そしてきちんとした国づくりのために間違ひない情報を得てもらひたいと考えております。何か御意見があつたら。

○政府参考人(美並義人君) お答えというよりも本当にありがとうございますということと、事実関係を申し上げますと、公共事業費、それから施設費など、事業の性格上、執行の調整になじみやすく経済に与える効果が大いなものにつきましましては、地方公共団体も含め、契約や支出がどの程度進捗しているかということをお財政当局としてこれきちん把握しているところでございます。

ただ、全ての執行の状況について網羅的に把握しているかどうかということにつきましては、これは財政法上の先生も御承知の考え方で、やはり各省各庁の長、大臣が責任を持つと、執行が大臣の責に属すべき事柄なのでそこに委ねるという関係になつております。

ただし、予算の編成に当たつて実情を把握する、現場を把握する、それから各省からの話をよく聞くというのは予算編成に当たつての基本だと思つておりますので、先生の御指摘も踏まえて今後ともしつかりと努めてまいりたいと考えております。

○中山恭子君 予算編成に当たつて、これまでは大体シーリングということで各省庁の会計課がほとんど大体決めた形で主計局に予算の数字が集まつていると考えておりますけれども、もつともつと、今、日本にとつて大事な政策、必要な政策は何かということの主計局の中で議論をして、その議論に基づいて、今回は、例えば社会保障の在り方があれでいいのかどうか、これは厚生労働省に任せるだけではなくて、やはり財務省として社会保障の在り方、先ほど藤巻先生からもお話がありましたけれども、所得税で全部やれるのか、消費税で全部やれるのか、そういつたことについて主計局の中又は財務省の中で議論を進めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には担当の長とこの責任というものと、それに対する越権行為等々、その線引きは難しいところだと思ひますけれども、あるべき姿について、主計なら主計の担当なりなんなりが集まつていろいろ意見を交換するというのは極めて大事なことでありまして、これは各省、ほかの省庁においても同じことが言えるんだと思ひますが、最近のいろんな仕事というのは各府省にまたがる話が増えてきておりますので。

例えば、海外でどこかプロジェクトが出るからといつて、先ほどの共産党の方からインドネシアの話が出ていましたけれども、インドネシアの話に行つたら、その話を聞きに行くのはJBIIC、関係するところであれば経産省でしょうけれども、経産省が出ていつたら、じゃ、あの鉄道の話どうなつていふのつて一緒にほかのところが開ける。あの開発の話どうなつていふのつて話は、各省庁はみんな、インドネシアならインドネシアで三つも四つもプロジェクトを持っていますから、それをまとめて一人で聞きに行きや経費は安く済むと思ひますけれども、他省庁のは他省庁は聞きませんものね、縦割りの極みですから。聞きやいじやねえか、そんなものつて。聞かない。他省庁は教えない等々、どこかで調整してくださいよというので、官房長官のところ調整するようなシステムが今でき上がりつつありますけれども、おかげさまでいろんなことが進みました。

この国が、日本が競争入札で負けた方、向こうのやつた仕事があるもの結果になつていふかつて三年したら答えが返りますから。この結果は、外務省のやつは見てもそれがどう悪いのか見るだけの目はありませんから、公共工事の土木について、どこがどう手抜きになつていふのかといふのは、建設省の技官だつたら一発で見抜きますけど、見抜けない。見に行つて一緒に行く。行つたら、こんないいかげんな手抜きつて、もうすぐ分かるわけです、この人たちは。全部資料にして出せといつて今面白がつてみんな結構やるようになりまして。この三年間の物すごく大きな変化だと思ひますけれども。ほら、この国に任せたらこんな

ことになった、結果があるでしょうが、分かります。説得としてこんな話はないと思いますので、大いに利用されたいかがですかと申し上げて、動き始めていますけれども。

他省庁の中でも、ほかのところに対して言うてなかなかちよつと遠慮があつて難しいし、ましてや大蔵省といったただでさえ態度がでかいと言われている役所ですから、それが何かのこの出でいつたりすると、いよいよ上から目線の極みみたいな話に取られかねないし、またそういう具合に作られますから、話は。だから、すく遠慮があるんです。それが効率化が悪くしているという面も含めまして、いろいろ考え直さなにかぬところは多々あらうと存じます。

○中山恭子君　ありがとうございます。

○平野達男君　平野達男でございます。

今日は、消費税率のアップに伴う地方税源の偏在の是正ということに視点を当てて、地方税源の偏在そのものの問題点についてちよつと何点か議論をさせていただきたいというふうに思います。

消費税、今回八％から一〇％へ上げるという前提で今議論をしているわけでありすけれども、それに伴ひまして地方消費税、これは地方の財源丸々そのままになってしまふのでありますけれども、これが一・七％から二・二％で、〇・五％上がるということになっていきます。

ちなみに、五％から一〇％ということで考えますと、元々五％のときは一％が地方消費税分ですから、一％が二・二％ということでは一・二％分上がるということ、金額にすると、五％から一〇％までの間でいくと、二兆八千億圓ぐらゐの、あるいは二兆七千億圓ぐらゐの地方消費税の増加と、財源、税源が増えるということになると思います。そのうち四千億程度ぐらゐが不交付団体に回るということになってきます。

そこで、まず冒頭、地方税源の偏在という問題という点について、総務省としてはどのような観点で捉えているかということについてちよつと

お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(時澤忠君)　お答え申し上げます。

税源の偏在にあるいは財政力の格差、これをどのように評価するかにつきましては様々な見方があるものと考えておりまして、例えば人口一人当たりの税収の最大最小、あるいは人口一人当たりの一般財源額、あるいは不交付団体のシェアでありますとかジニ係数ということで評価をする方もいらっしゃるかと思います。

この点につきましては、地方財政審議会の地方法人課税のあり方等に関する検討会で平成二十五年十一月に報告書を取りまとめております。その中で、税源の偏在性や財政力の格差につきましては、特定の一つの指標で捉えるべきではなくて、複数の指標を用いて総合的に判断されるべきものと、こういうふうになされていくところでございます。

○平野達男君　今の説明でもちよつと分かりづらかったと思うんですが、一人当たりの様々な税源という観点で考えれば、いわゆる交付団体の間の観点から見ますと、交付団体間の中では地方交付税によって調整されるわけですね。

私は、これからの話は交付団体、不交付団体というふうに分けて話を進めさせていただきたいと思ひますし、特に税源の偏在という問題については、不交付団体に財源が偏っていくというか集まってくるということについて視点を当てて話をさせていただきたいと思ひます。

ちなみに、交付団体、不交付団体の違いというのは何かというと、言うまでもなく、地方交付税を受けるか受けないか、それが必要であるか必要でないか、分かりやすく言えばリッチな自治体とそうでない自治体という、そういう区分けになるわけでありす。

そこで、私は、この税源の偏在の問題というのは、どうしてもやっぱり三位一体改革の話まで戻ってしまうんですね。三位一体改革なんてもう古い、昔の名前で出ていますよみたいな話で、も

う忘れてしまった方が多いかと思ひますが、私にとつては税源の偏在という問題についてはこの三位一体改革がスタートであります。

資料の三枚目をちよつと見ていただきたと思ひます。これは、三位一体改革、もう忘れた方もあるかと思ひますけれども、三位一体改革というのは地方交付税改革と補助金改革とそれから税源移譲ということがポイントでありましたけれども、ちなみにそのときの総務大臣はここにいらっしゃる麻生大臣でございます。

そのときに税源移譲というのを三兆円やっておりますまして、これは所得税から住民税へ税率を移しまして、住民税は一〇％でフラットにするんですが、総勢三兆円というのをやっております。三兆円を移譲したときに、このときも都道府県単位で見ますと四千五百億圓が不交付団体に行つていくということなんです。一方で、地方交付税とか臨時財政対策債は五・一兆どつと削減しています。これは全部交付団体に影響が行くという中で、この今二点だけ取り上げていますけれども、かなり不交付団体に税源がしわ寄せをするといった形になっているわけです。

ここについての認識についてはちよつと共有いただけると思ひますけれども、よろしいですか。

○政府参考人(時澤忠君)　お答え申し上げます。

三位一体の改革におきましては、自立的な地方財源を旨として、補助金改革と税源移譲をセットで実施をいたしまして、交付税改革も併せて進めたものでございます。議員御指摘のありました四千五百億圓につきましては、当時の都道府県の不交付団体であります東京都と愛知県の税源移譲の増収額であると承知をしております。交付税が縮小する一方で不交付団体にそうした増収が生じたことについての問題意識を述べられたものではなかつたかと理解をしております。

ただ、三兆円の税源移譲につきましては、不交付団体も受け取っております。国庫補助負担金が

削減されるということに対する措置、あるいは個人住民税の一〇％のフラット化によりまして税収の偏在は正効果が生じる形で税源移譲を実施した、こういったこともございまして、一〇％比例税率化によりまして三兆円の税源移譲につきまして、受益課税の性格を明確にするということと、あわせて、税収の偏在度を縮小させつつ地方税を充実させる税制改正であつたというふうな認識を持つていくものでございます。

○平野達男君　私、都道府県レベルで今話をしていますけれども、四千五百億が全部そのまゝその不交付団体の財源に積み上がったということ、捉えるのは適切でないと思ひます。確かに、義務教育費の負担率をちよつといじつたりしましたから、その部分についての議論はやっぱり必要だと思ひます。ただ、いづれ、三位一体改革の中でやっぱり不交付団体にかなりの税源が行つたということとはもう間違いないというふうには私は思つています。

その後、総務省は、地方法人特別譲与税ということで法人事業税を見直しまして、これで税源の偏在を是正するという措置をとつておりました。私は、これは三位一体改革の四千五百億圓の流れを受けてやったのかなと思つていたんですが、その趣旨を簡単にもう一回説明していただけますか。

○大臣政務官(森屋宏君)　お答えをいたします。先生今御指摘をいただきました、地方法人特別譲与税制度は、当時、大きく景気を回復をいたしまして、それを反映をいたしまして地方法人二税が大きく伸びたことから、特に都道府県間の税収の差の拡大に對しまして財政力格差の拡大が顕著になったことへの対応としてその創設が図られたものであります。したがしまして、先生お話をいただきました三位一体の改革における税源移譲と地方法人特別譲与税制度の創設の間には直接的な関係はないものというふうには考えております。

御指摘のとおり、平成十六年から平成十八年までに行われました三位一体の改革の直後の平成二十年度におきまして税制改正で地方法人特別税・譲与税が創設されておりました、時期的には近接をしているということは確かであります。

○平野達男君 ちよつと分かりづらいかと思いますが、我々も、我々も聞き取っていただきたいと思います。

資料の五ページ目をちよつと見ていただきたいと思います。これは今総務政務官が説明した地方法人特別税・譲与税の概要ということですが、どのような形で調整したかということなんです。法人事業税というのは、これは元々は全部都道府県の税でありますけれども、この部分の当初二・六兆円部分については一旦国税にしようということ、それを再配分することで税源を再調整をするということをやったわけです。

この結果として、下、右側に数字がございますけれども、法人事業税がかなり集まっている自治体から少ない自治体にそのお金が移動しているということ、二十五年度、二十六年実績で見ると二千九百億円ぐらいのお金がいわゆる財源の、税源の少ない都道府県にやっぱり再配分されたということをやったということですね。これは三位一体の改革には関係はなかったということでもあります。

ところが、今回これは廃止になりますよね、完全に、廃止になってしまいます。ということは、その一点だけ捉えますと、地方法人特別税・譲与税のこの偏在そのものというのはそのまま残すということになってしまふというふうに私は理解をしています。

そして、その上で、資料の一ページ目に戻っていただきたいと思います、今度は消費税の税率アップに伴う措置について伺います。

まず、消費税八％段階と今回の八％から一〇％に上がる段階で、この税源の偏在の問題についてはそれぞれ違った考えで措置をしているかと思えますけれども、まず八％の段階でどういうことを

やられたかについてちよつとお聞きします。

○政府参考人(時澤忠君) お答えいたします。

地方消費税の引上げによりまして、交付団体におきましては増収分が地方交付税の減となりまして相殺される一方で、不交付団体では財源超過額の増となります結果、地方団体間の財政力格差が拡大するというところでございます。

平成二十六年税制改正におきましては、消費税八％段階の偏在是正措置といたしまして、税制抜本改革法の規定を踏まえまして、地方消費税の充実に対応して偏在性の大きい法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を行い、財政力格差の縮小を図ることといたしました。

具体的には、地方消費税の引上げに係る不交付団体の増収の範囲内で法人住民税の交付税原資化を行い、あわせまして、このときに地方法人特別税の規模を三分の二に縮小することとしたものでございます。

○平野達男君 資料の六ページ目を見ていただきたいんですけども、今審議官が説明したのが法人住民税法人税割の交付税原資化の考え方です。法人住民税につきましては、これは都道府県税であり市町村税でしたけれども、この中の一部を、これを今度は地方交付税特会に入れるという、完全に国税化することですね、して、それで財政力の弱いところに再配分するという考え方でした。

一ページ目に戻っていただきたいんですけども、一ページ目の一番上なんですけれども、地方消費税引上げによる実質増収額というのが、都道府県、市町村で見ますと、合わせて大体一兆三千三百億円。これは、この段階、この時期での地財ベースの数字ですね。かき括弧をしているのが、これは不交付団体です。不交付団体にも行くということですが、今回の偏在を是正するため、この段階では法人住民税法人税割の国税化をやつて、五千八百億のまず国税化をやる、そのうち一千八百五十億円は不交付団体です。

ですから、八％のときは、不交付団体に行つたのは見合いの中で財源調整をやつたという、よくこれこんなことでできたというぐらゐの措置を総務省さんはやつたわけですね。自治体を多分説得するのは大変だったと思いますけれども、これは非常にすばらしい措置だったと思います。特に岩手県にたいして、全部交付団体でありますから、これは税源を出していただいた自治体さんに対してはもう本当に感謝をしなくちゃならないということになると思います。

そして、今度は八％から一〇％で、また似たような措置をするんですが、ちよつと考え方が違つてくると思いますが、その考え方を説明していただきます。

○政府参考人(時澤忠君) お答え申し上げます。

二十八年度改正におきましては、消費税八％段階の措置といたしまして、これまでの経緯を踏まえまして、消費税率八％段階と同様の考え方、地方消費税引上げに係る不交付団体の増収額の範囲内で法人住民税法人税割の交付税化を行うと、これが一点であります。

さらに、先ほど出ておりました地方法人特別税・譲与税を廃止します。廃止をいたしますが、その意義や効果を踏まえました法人住民税法人税割の交付税原資化を更に行うということで、偏在是正措置を法人住民税に一本化するというのが今回の改正内容でございます。

○平野達男君 これも短いお答えですが、なかなか分かりづらかったと思いますけれども。

資料一の真ん中の表がそうですね。今回の場合は二つありまして、地方消費税の率のアップに伴つて地方消費税が引上げがされるということ、その偏在是正という役割と、先ほども申し上げた、地方法人特別税・譲与税の廃止に伴うそのまの偏在是正の是正をするという二つでやるということでもありますね、それがこの表でありますけれども。今回も、地方消費税の引上げに伴う一・七％から二・二％については、ほぼ大体見合いで、七

割ぐらいですけれども、是正をしてきているということでもあります。

問題は、ちよつと話をしますけれども、市町村で、不交付団体で一千三百億円のマイナスが出てしまひまして、法人住民税法人税割についてはかなり一人当たりの偏在性が物すごい大きくて、た

だ、豊田市辺りは一人当たりが、私がいただいた資料だと、法人住民税法人税割が三百何億、三百三十億ぐらいですか。盛岡は三十億ぐらいしかないんです。だから、十倍ぐらいの開きがあるものなんです。今回、法人住民税法人税割の国税化をしたことの影響が実は豊田市に最も出てしまつて、豊田市と愛知県がこれはもうおかしいじゃないかと大騒ぎになってしまつたということですね。

これは大変、交付団体にしてみれば申し訳ない話でありますけれども、大企業が本が一市町村にありまして、それ以外に住民税とか固定資産税とか様々ありますから、それから企業についても、その市町村、地域だけで成り立っているわけではなくて全国で成り立っているというのがありますので、そのことも理解した上で、しかし同時に、やっぱりこの部分についても、交付団体側にいる我々とするれば、やっぱり豊田さんを始めとした不交付、税源を出したところについては感謝を申し上げなくちゃならないことだろうというふうに思います。

問題は、こうやってずつと整理してきたんですが、今日の一番私が言いたいの、実は二ページ目の表なんです。

確かに、今回は、地方税の税率アップに伴つて、地方消費税分の税源が不交付団体に行つた部分についてはかなり是正、是正というか再配分するということの措置を、是正というよりも再配分措置をとつたということで、しかもこれは地方交付税化していますから、完全に国税化したということになります。しかし、これを私流に三位一体の改革から話をまとめるとどうなるかということが

ここからの話は市町村を外します、都道府県だけにします。私が先ほど言いましたように、税源偏在、三位一体改革による税源移譲によって、私

の理解ではやっぱり四千五百億円、不交付団体に
行きます。地方法人特別税・譲与税として、これ
が先ほど言いました税収が偏ったとかということ
で、これ不交付団体、都道府県の不交付団体から、
私の計算では大体二千九百億円と仮置きさせても
らいました。これはいろいろ議論があるかと思ひ
ます。これで二千九百億円は正されました。

以下は消費税関係なんですけれども、消費税と
いうか、今回の措置に伴う数字なんですけれども、
地方法人特別税・譲与税の廃止に伴いまして、二

千九百億円また戻ります。ただし、戻りますけれども、法人住民税法人税割の国税化でこの一部八百億円がまた是正されるということになります。そして、あと、以下は地方消費税なんですけれども、地方消費税の引上げ、一・〇％から二・二％というのは、これ五％から一〇％に上がった場合です。これが二千六十三億円というふうな数字出されますけれども、このうち一千九百二十九億円については国税化をしてまた再配分をするという考え方になります。そのほかに、法人事業税交付金の創設と、もうこれ時間がございませぬから説明省きますけれども、これで、私の計算では約七百億円ぐらいたまた再調整をするということになってきます。

そうしますと、これ単純でいきますと、これまでに三位一体改革からスタートすると九千億圓不交付団体に上乘せして、そのうち約六千億圓を再配分するという計算になります。ただし、先ほどの審議官の説明の中では、地方法人特別税・譲与税は三位一体改革とは関係ないというふうに言いましたから、これを関係ないという話になりますと、更に九千億圓に三千億圓が上乘せされるはずで、そうしますと、私の計算では、数字が全て正しいとは言いませんけれども、傾向として、大

まかな数字としては、三位一体改革以降、施策によって不交付団体に一兆二千億円の税源が行っている。そのうち半分、六千億については再調整をしているということですね。

私は、東京都には復興で人も派遣してもらつて
いますし、もちろんいろんな形でうんとお世話に
なつていますから、余り東京都の財布にまで手を
突つ込むような気持ちはないんですけれども、こ
れからのいろいろな税の税源の在り方を考えると
きに、政策によつて不交付団体に更に税源が上乗
せされるという結果については、これは総務省と
して更にもう一段やっぱりいろんな検討をしても
らう必要があるのではないかというふうに思いま
す。

この表については、今日私初めて出しましたから、総務省の中でもいろいろこれちよつと検討していただきたいとは思いますが、ただ、今までのこの三位一体の改革から考えれば、繰り返しになりますけれども、政策によって不交付団体にかなり税源が行つてゐるということでありまして、これからのいろいろな税源問題を考えるに当たつての、もうちよつとこの部分については配慮が必要なのではないかというふうに思いますけれども、ちよつとその見解を伺いたいと思います。

○政府参考人 時澤忠君　お答えいたします。

繰り返しになるところもございますが、三位一体改革につきましては補助金が削減されたという部分もございますので、その辺をどのように評価するかということも併せて考えなければならぬ部分と、それから、一般論といたしまして税源の偏在の少ない安定的な地方税財源の確保というのが非常に大事でございますので、我々はこの点いつも注意をしながら施策を進めていかなければならないというふうに考えております。

○平野達男君 一つ総務省さんに苦言を呈するとすれば、今回いろんな措置をやっていますけれども、数字での説明がないんですよ。三位一体の改革のときもそうだったの。数字を出してく

れ出してくれと言つてやつと出してきて、だから、この不交付団体の四千五百億円の数字というのは総務省から出してもらいました。じゃ、この四千五百億というのが先ほど言った補助金との見合いでどうだったのか。こういうものは数字で出さな
いかぬと思います。

それから、全体の中で今回の、また繰り返しますが、様々な措置によつて、交付団体と不交付団体の中にどういう税源の、更に偏りみたいなものがあるか、私の言葉で言わせればですよ、不交付団体にすれば偏りじゃない、当然だという話になると思いますから、その反発を覚悟であえて今偏りと言いますけれども、それが拡大したかということについてはちゃんとやっぱり数字でもって示してゐるわなと。

今回のいろんな措置も、私がいろいろ言うやうなっていると言っているんだ、こうだった、どうなっているんだと言つてやつと出てきたんです。総務委員会ではどんな議論されているか知りませんけれども、財政金融委員会では税の問題をやつたら必ず数字出てきますよ。出てこなかつたら出すまでやりますから、出してもらうまで。そうでないと、全体の要するにお金の流れというのはいかなか見えないうですよね。この二ページ目の表については引き続きいろいろ意見交換をちよつとさせていきたいと思います。

最後に麻生大臣に御見解を伺いますけれども、いわゆる地方交付税というのは、国税をもつて、今四税ですかね、かつては五税でしたけれども、交付税特会に入れて、さらに、あとは起債とか出したりしてそれで財源を確保して、いわゆる財政力の弱い自治体に配分をするということで、ある意味でいえばこれは垂直的調整というふうに言うんだと思いますけれども。

私、地方法人特別税・譲与税の導入から、いわゆるかなり税源の豊かなところから税源の弱い自治体に税源を動かすという措置を入れて、これをあえて水平的調整というふうに言わせていただきます。

ますけれども、これからは人口の動向がどうなるか分かりませんが、やはりいわゆる自治体による税源の偏在というのは進む可能性もあると思うんですね。

そういう意味において、これは本当は総務大臣、総務省にお聞きするのが筋なのでありますけれども、財務大臣にもこの水平的調整の重要性ということについての御見解をちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○国務大臣(麻生太郎君)　これはもう、平野先生、当然のことですけれども、間違ひなく人口構成もありましようけれども、法人の偏在ということ等々も重なりますので、法人税も大きいものですから、そういった意味では、規模の大きい都市に更に集中していく傾向がある。これは東京に限った話じゃありませんけれども、福岡でも福岡市に集中して、同じ政令都市でも北九州は減っていますから。そういった意味では、首長の経営能力もありますよ、もちろん、いろいろな地域の状況もありますので、場所によっては違ふと思いますけど。

こういったものを是正を図っていかないと、今
 地方税で見ましても、いわゆる地方法人税でいえ
 ば東京と奈良で六対一ぐらい違いますから、たし
 か六・一倍ぐらい違いますよ、地方税だけで東京
 と沖縄で二・六倍ということになっていますの
 で。そういった意味では、最初と最初の比較とい
 うのはかなり違ったものになってきているのは是
 正を図っていくということが必要なんだと思いま
 すので。

今度、地方消費税の引上げに合わせるで、法人住民税の一部を地方法人税、国税化して、そして法人税の、いわゆる地方交付税の原資とするという話なんだと思いますので、偏在是正を講ずる措置の方法、まあ手段としてはいろいろあるんだと思いますけれども、少なくともこれによつて減るところが一都五十九市町村あるのかな、たしか、一都五十九市町村に、なかなかずく愛知県が多くて、

これが八市町村あるんだと思いますけれども、あそこの場合が特に多いんですが、福岡県は一町しかありません。これは、地域によつてすごく差があることは確かですけれども、岩手を始め東北ほとんどらう、これは来る方だと思います。そういう形では正をするということを考えるということはある程度やていかないと更に一都市集中みたいなことが助長されることになりかねぬと思いますので、そういったのは形としてはいいかなものかと思いますが、この措置の基本的な方向としては決して間違つていないと思っております。

○平野達男君 ありがとうございます。

総務省さんの方も、総務省においても水平的調整ということについては少しこだわりを持っております。三位一体改革については出し忘れの古証文みたいなものでありますけれども、私自身としてはちよつとこだわりを続けていきたいと思ひますので、また引き続きよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

○委員長(大家敏志君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

〔参照〕

平成二十八年年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

平成二十八年年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は、九十六兆七千二百十八億四千万円であります。これを前年度当初予算に比較いたしますと、三千七百九十八億

九千万円の増加となっております。

以下、歳入予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及印紙収入は、五十七兆六千四百億円であります。これを前年度当初予算に比較いたしますと、三兆七千九百九十億円の増加となっております。

この予算額は、現行法による租税及印紙収入見込額五十七兆六千三百四十億円から、平成二十八年年度の税制改正による減収見込額三百億円を差し引いたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、十七兆九千七百五十億円を計上いたしました。

法人税につきましては、税率の引下げ等による減収額を見込んだ上で、十二兆二千三百三十億円を計上いたしました。

消費税につきましては、十七兆八千八百五十億円を計上いたしました。

以上申し述べました税目のほか、相続税一兆九千二百十億円、酒税一兆三千五百九十億円、揮発油税二兆三千八百六十億円、関税一兆六十億円、印紙収入一兆五百二十億円及びその他の各税目を加え、租税及印紙収入の合計額は、五十七兆六千四百億円となっております。

第二に、その他収入は、四兆六千八百五十八億四千百万円であります。これを前年度当初予算に比較いたしますと、二千六百八十一億千万円の減少となっております。

このうち主なものは、外国為替資金特別会計からの受入金一兆六千六百四億九千三百百万円のほか、日本銀行納付金五千三百五十一億円等であり、

最後に、公債金は、三十四兆四千三百二十億円であります。これを前年度当初予算に比較いたしますと、二兆四千三百十億円の減少となっております。

この公債金のうち、六兆五百億円は、建設公債の発行によることとし、残金の二十八兆三千八百二十億円は、特別公債の発行によることとしたしております。

なお、特別公債の発行につきましては、別途、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、御審議をお願いいたしております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は、二十五兆七千五百七十三億二千七百百万円であります。これを前年度当初予算に比較いたしますと、千一億二千六百百万円の増加となっております。

これは、国債費が千六百十四億二千二百百万円増加した一方で、復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入が百五十五億三千百万円減少したこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、国債費につきましては、二十三兆六千二百一十一億二千四百百万円を計上いたしておりますが、この経費は、公債及び借入金等の償還及び利子の支払並びにこれらの償還及び発行に必要な手数料等の財源を、国債整理基金特別会計へ繰り入れるものであります。

第二に、経済協力費につきましては、七百七十二億九千万円を計上いたしておりますが、この経費は、独立行政法人国際協力機構に対する出資及び国際開発金融機関を通じて供与する開発途上国に対する経済協力等に必要のものであります。

第三に、政策金融費につきましては、七百三億七千万円を計上いたしておりますが、この経費は、株式会社日本政策金融公庫への出資等に必要のものであります。

第四に、国家公務員共済組合連合会等助成費につきましては、七百四億八千二百百万円を計上いた

しておりますが、この経費は、「国家公務員共済組合法」等に基づく基礎年金拠出金の一部負担等に必要のものであります。

第五に、復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入につきましては、五千七百二十七億円を計上いたしておりますが、この経費は、復興施策及び復興債の償還に要する経費の財源を、東日本大震災復興特別会計へ繰り入れるためのものであります。

最後に、予備費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため、三千五百億円を計上いたしております。

次に、当省所管の特別会計のうち主な会計につきましては、その歳入歳出予算の概要を御説明申し上げます。

まず、国債整理基金特別会計におきましては、歳入歳出いずれも二百一兆五千三百九十九億六千六百万円となっております。

このほか、地震再保険、外国為替資金及び財政投融資の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、その概要を御説明申し上げます。

まず、株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務におきましては、収入千七百一十六億三百百万円、支出千六百八十八億三千九百万円、差引き六百四十七億六千三百百万円の収入超過となっております。

このほか、同公庫の農林水産業者向け業務、中小企業者向け業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務の各業務並びに株式会社国際協力銀行の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

日本經濟新聞

グローバル戦略「税」の逆風 企業に不利な判決相次ぐ
租税回避の認定厳しく

2016/3/7付 | 日本経済新聞 朝刊

企業グループに対する「税」の逆風が強まりそう。最近の主な税務訴訟で、組織再編や子会社の増資・減資を租税回避・「利益移転」とした国(税務当局)側の勝訴が目立つ。今後は税務調査が厳しくなるうえ、企業グループの経営戦略にも悪影響を与えそう。取引の段階から税務リスクを減らすための対策が必要になる。

(後藤直久) 編集委員

「税務当局は個別企業との戦いには負けたが、企業全体には勝ったのではない」。2月18日に企業側の勝利で決着したIBM訴訟。弁護士、税理士らの間でこんな見方が始めている。

同訴訟は当局から違致課税された日本IBMの持ち株会社が起こした。同持ち株会社は日本IBM株の売買で生じた3955億円の損失を、連結納税で日本IBMの利益と相殺した。当局は「租税回避」として否認したが一審・控訴審とも敗訴。国側の上告も最高裁が不受理とした。

なぜ「企業全体が負けた」との見方が出るのか。上告不受理で確定した控訴審判決が「企業に不利になる可能性がある」（弁護士太田洋氏）内容を含むからだ。

租税回避かどかぬの判断基準には「目的」「手段」「結果」の3つがある。まず目的。判決は「事業の目的の有無は、租税回避の判断の決定的手にならない」との考え方を示した（法人就に詳しく朝長英樹税理士）。従来は「税金を減らす以外の目的を少しでも主張すれば、当局は反論できない」との見方が有力だった（同）。今後は通用しなくなりそ

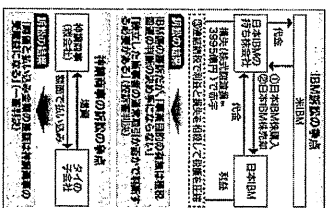
判決は「手段」についても、独立した当事者間の通常取引が否かによって判断する必要があるとした。税務訴訟に詳しい弁護士らは「独立当事者間取引の物差しを当てはめると、グループ企業間取引の多くが租税回避とされてしまう」と話す。

買収で税額圧縮

ヤフー訴訟では先月29日、最高裁がヤフーの上告を受理したうえで棄却し、同社の敗北が確定した。約50億円の繰越欠損金のあるグループ会社をヤフーが買収して合併、税額を圧縮したことが理由とされた。

平成 28年 3月 23日 (水) 参議院財政金融委員会 民主・新緑風会 大久保朝

平成28年3月23日(水) 参議院財政金融委員会
出典：日本経済新聞 3月7日(月) 朝刊

[illegible]

資料 1-2

最高裁は「法の趣旨・目的を逸脱した乱用を租税回避とらうて、取引の「結果が乱用に当たるかに言え。」「通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とは乖離(かいり)いた形式を作ったりするなど不自然なこと」「事業目的に合理性がないこと」を考慮して乱用の判断基準とし、ヤブーの取引を租税回避と断じた。

租税訴訟学会理事で税理士の藤曲武氏は「当局から取引が不自然とされれば、法の乱用として否認される可能性が大きくなった」と指摘する。ただし「何が不自然なのかは当局の考え方次第の面がある」（企業税務関係者）との見方も強い。

子会社の増減表に絡む訴訟でも相次いで国側に軍配が上がった。まず神鋼商事の事例。同社は2007年3月にタイ子会社の増資を額面で引き受けたが、当局は「時価を大幅に下回る引き受けであり、差額は神鋼商事の利益（受贈益）になる」として追徴課税した。

納得できない同社はタイ子会社の現地株主が株式を売却する場合は額面であり、現地株主からの利益移転はあり得ない」と争っていた。しかし昨年9月の一審は敗訴。今月24日に控訴審判決が出る。

寄付金扱いに

減資についての日産自動車の請求も昨年9月、日産の敗北が確定。当局は子会社の減資に伴い、日産に払い戻された金額が時価を下回るため、時価との差額を日産による子会社への利益移転(寄付金)とした。

日産は「旧商法では、一定の限度額を超える払い戻しができなかったのだから利益移転ではない」と反論したが、認められなかった。

この2つの判決の影響も大きい。もともと親子会社間では時価より低い価格での取引で利益操作が行われやすいとして、寄付金の損金(税務上の必要経費)への算入を制限している。ただ増資や減資にまで寄付金票根をすることに批判は多い。「企業の資本政策や財務基盤強化に悪影響を与えかねない」(朝長氏)からだ。

最近では「タックスヘイブン(租税回避地)対策税制」による子会社所得の合算課税の是非を争うところや、法人税を減税して個人に転嫁する「逆転税制」の是非を争うところなど、企業税務戦略は大幅な見直しが必要かもしれない。

NIKKEI Copyright © 2016 Nikkei Inc. All rights reserved

本サージンに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サージンに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

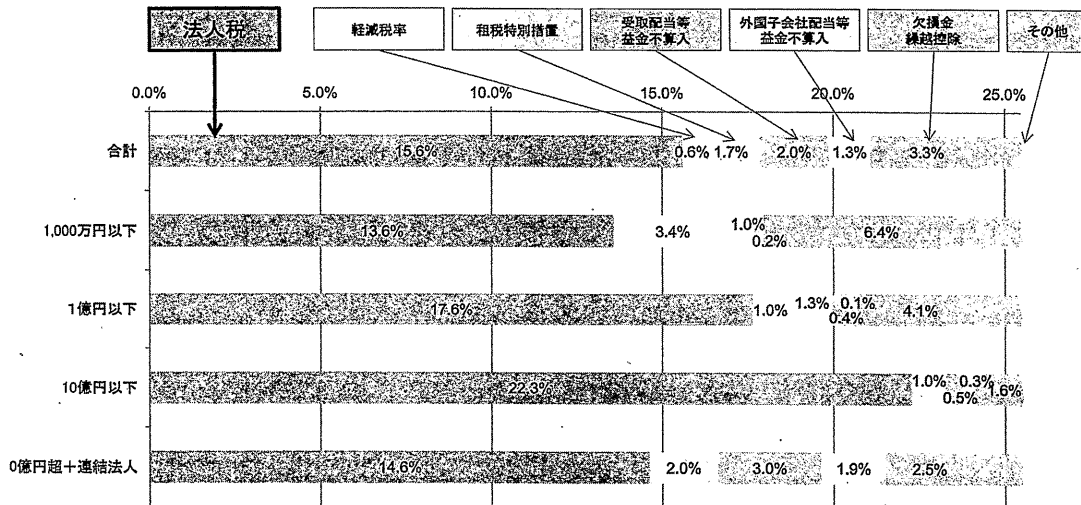
平成28年3月23日(水) 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会 大久保勉
出典：日本経済新聞3月7日(月) 朝刊

資料 2

資本金階級別の法人税(国税)の状況(平成25年度)

(国税庁「会社課税調査」等に基づく推計)

国税庁「会社課税調査」(平成25年度)等に基づき、利益計上法人(欠損金繰越控除を適用して所得金額ゼロとなる法人を含む。)について、
・課税所得金額に、租税特別措置による減額額や、益金不算入とされた受取配当・外国子会社配当等を足し戻すことで、「税引前利益」を推計し、
・その上で、当該「税引前利益」に対する法人税の割合や、法人税制上の主な措置の影響額の割合を推計したもの。



出典：財務省提出資料

* 受取配当等益金不算入及び外国子会社配当等益金不算入は、子会社段階で法人税が課税されることを踏まえ、二重課税を避ける観点から設けられている制度である点に、留意が必要。

* 大法人(資本金1億円超)と中小法人(資本金1億円以下)では、利益計上法人の割合などの実態や税制上の取扱いが大きく異なっているため、法人税の負担割合を的確に比較することは困難であることに、留意が必要。

平成 28 年 3 月 23 日 (水) 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会 大久保勉

資料 3

業種別主要10社の法人税(国税)の状況(平成25年度)

業種ごとに、利益計上法人のうち、売上金額上位10社のデータを合算集計したもの(卸売業には、各種商品卸売業や総合商社などを含む。)

(税引前利益に対する割合)

	法人税	租税特別措置	受取配当等益金不算入	外国子会社配当等益金不算入	欠損金繰越控除
建設業	19.6%	0.9%	2.6%	0.6%	0.6%
化学工業	12.3%	4.3%	3.1%	4.6%	1.3%
電気機械等製造業	8.1%	3.3%	6.0%	2.2%	5.4%
輸送用機械製造業	12.9%	4.7%	1.3%	6.3%	1.3%
卸売業	8.6%	0.1%	6.7%	11.7%	0.9%
不動産業	14.4%	1.8%	3.2%	0.2%	3.8%
放送・電信電話業	18.3%	3.8%	4.1%	0.0%	0.2%
金融・保険業	21.0%	2.9%	1.2%	0.7%	0.5%

* 受取配当等益金不算入及び外国子会社配当等益金不算入は、子会社段階で法人税が課税されることを踏まえ、二重課税を避ける観点から設けられている制度である点に、留意が必要。

平成 28 年 3 月 23 日 (水) 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会 大久保勉 出典：財務省提出資料

資料 4

国税庁

国際課税に関する国税庁から主税局
への税制改正意見の提出件数

(単位:件)

	提出件数	うち改正件数
平成18年度	8	4
平成19年度	10	2
平成20年度	9	2
平成21年度	3	0
平成22年度	5	1
平成23年度	8	2
平成24年度	7	2
平成25年度	4	2
平成26年度	5	2
平成27年度	5	3
合計	64	20

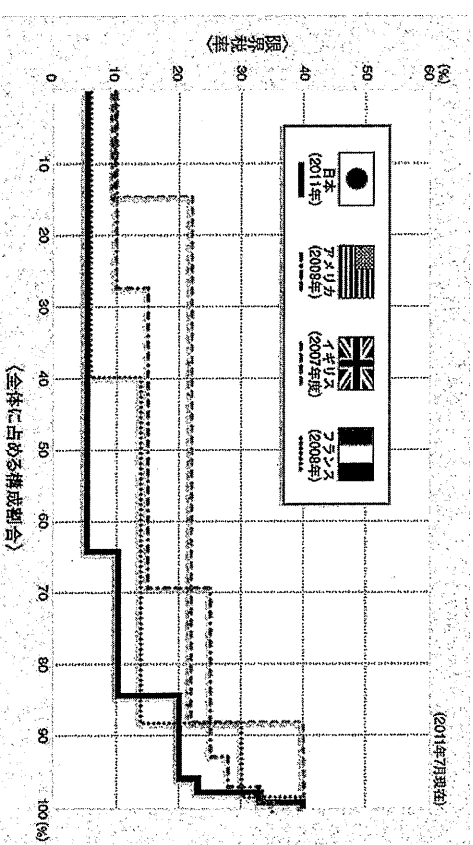
※平成28年度は、1件提出(現在審議中)

平成28年3月23日 (水) 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会 大久保勉 出典: 財務省提出資料

(藤巻健史委員資料)

我が国の納税者のうち約8割の人は、5%、10%といった比較的低い税率が課せられています。

■所得税の税率(税率ラフな別納税者(又は申告者)別割合の国際比較)



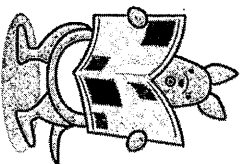
(注) 1. 日本のデータは、平成28年度予算ベースを基に推計したものです。

2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成しています。

3. フラタは個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フラタは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難です。このため、ここでは申告者数の割合を掲げています。

4. ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、フラット別納税者数割合は不明です。

5. 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は6段階(5・10・20・28・38・40%)、アメリカは6段階(10・15・25・28・38・35%)、イギリスは8段階(10・22・40%)、フランスは4段階(5・14・30・40%)です。なお、2011年7月現在、イギリスは8段階(20・40・50%)、フランスは4段階(5・14・30・41%)となっています。



平成28年3月23日
参議院財政金融委員会
おおさか維新の会 藤巻健史
出典: 財務省 HP

(平野達男委員資料)

地方消費税増収と地方法人課税見直しの影響想定額(全国ベース)

1. 消費税8%段階

・法人住民税法人税割の国税化 都道府県分：5.0%→3.2%、市区町村分12.3%→8.7%			
(単位：億円)			
	都道府県	市町村	合計
地方消費税引上げ(1%→1.7%)による実質増収額	6,965	6,335	13,300
(増収分から社会保険料等増分を控除した額)	[1,063]	[905]	[1,968]
法人住民税法人税割の国税化	▲2,772	▲3,030	▲5,802
(地方法人税(国税)の創設)			
(法人住民税の減収額)	[▲1,129]	[▲721]	[▲1,850]

注1：「1」は不交付団体ベース。

注2：法人住民税法人税割りの国税化の額(都道府県及び市町村の内訳)は、都道府県を算定した実質的な影響額。

2. 消費税10%段階

・法人住民税法人税割の国税化 都道府県分：3.2%→1.0%、市区町村分9.7%→6.0%			
(単位：億円)			
	都道府県	市町村	合計
地方消費税引上げ(1.7%→2.29%)	7,000	7,000	14,000
	[1,000]	[1,000]	[2,000]
法人住民税法人税割の国税化(地方法人税化)	▲3,900	▲4,800	▲8,700
	[▲800]	[▲600]	[▲1,400]
県3.2%→1.0%			
市9.7%→6.0%			
(法人住民税の減収額)	[▲800]	[▲700]	[▲1,500]

注1：「1」は不交付団体ベース。

注2：法人住民税法人税割りの国税化の額(都道府県及び市町村の内訳)は、都道府県を算定した実質的な影響額、特別区分は市町村に含む。

地方法人特別税・譲与税の廃止
にともなう措置

3. 累計 消費税5%→10%

・法人住民税法人税割の国税化 都道府県分：5.0%→1.0%、市区町村分12.3%→8.0%			
(単位：億円)			
	都道府県	市町村	合計
地方消費税引上げ(1%→2.2%)	13,965	13,335	27,300
	[2,063]	[1,905]	[3,968]
法人住民税法人税割の国税化	▲6,672	▲7,830	▲14,502
	[▲1,929]	[▲1,321]	[▲3,250]
県5.0%→2.0%			
市12.3%→8.0%			
	[▲800]	[▲700]	[▲1,500]

消費増8%段階：平成25年度地財ベース
消費増10%段階：平成28年度地財ベース

出典 総務省資料に基づき、平野達男事務所にて作成
平成28年3月23日 参議院財政金融委員会 新党改革・無所属の会 平野達男 資料①

不交付団体に視点をのいた税源偏在と是正措置(都道府県)

税源偏在		是正措置
三位一体改革による税源移譲 (平成19年度)		
+4,500億円(平成18年度普通交付税算定による)		
地方法人特別税・譲与税 (地方法人特別税)の創設(平成20年度)		
▲2,900億円(平成25,26年度実績平均)		
地方法人特別税・譲与税の廃止 (地方法人特別税)の廃止		
+2,900億円(平成25,26年度実績平均)		
法人住民税法人税割の国税化 (県 ▲1.0%)		
▲800億円(平成28年度地財ベース)		
地方消費税の引上げ (1.0%→2.2%)		
+2,063億円(平成28年度地財ベース)		
法人住民税法人税割の国税化 (県 ▲3.0%)		
▲1,929億円(平成28年度地財ベース)		
法人事業税交付金の創設		
▲700億円(2,900億円の約4割と想定)		
計約+9,000億円		計約▲6,000億円
地方法人特別税・譲与税(地方法人特別税)の創設(平成20年度)が、三位一体改革による税源移譲と無関係の措置とする場合		
計約+1兆2,000億円		

出典 総務省資料に基づき、平野達男事務所にて作成
平成28年3月23日 参議院財政金融委員会 新党改革・無所属の会 平野達男 資料②

平成二十八年五月十日印刷

平成二十八年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P